

**令和元年度
包括外部監査結果に対する
措置状況報告書**

令和2年8月
青森市
青森市教育委員会

目 次

| | | | |
|------|-------------------------------------|---|----|
| 第1 | 令和元年度包括外部監査結果への措置状況について | … | 1 |
| | 包括外部監査結果措置状況一覧 | … | 4 |
| 第2 | 令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票 | | |
| 1 | 教育委員会事務局 総務課 | | |
| (1) | リース料ダンピングの疑いについて | … | 7 |
| (2) | 公募型プロポーザルの採点事務の誤謬・改善事項について | … | 8 |
| (3) | システム導入による指標の設定について | … | 9 |
| (4) | 機械警備業務に関する長期継続契約制度の適用検討について | … | 10 |
| (5) | 工事請負等に関する積算業務の情報共有について | … | 11 |
| (6) | より公正な入札の徹底、透明性向上について | … | 12 |
| (7) | 薬品の安全管理について（浪岡南小学校） | … | 13 |
| (8) | 図書の実物照合について（浪岡南小学校） | … | 13 |
| (9) | 備品台帳の登録漏れについて（浪岡南小学校） | … | 14 |
| (10) | 市の所有でない備品の区別について（浪岡南小学校） | … | 14 |
| (11) | 民間団体の校地利用について（浪岡南小学校） | … | 15 |
| (12) | 簿外となっている私費会計の収入及び支出について（浪岡南小学校） | … | 16 |
| (13) | ナイター照明利用料の徴収について（浪岡南小学校） | … | 17 |
| (14) | 製作看板の寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて（三内小学校） | … | 17 |
| (15) | 扇風機（29台）の寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて（三内小学校） | … | 18 |
| (16) | 工芸品の有効活用について（三内小学校） | … | 18 |
| (17) | 所有権不明の仏像・工芸品について（三内小学校） | … | 19 |
| (18) | USBメモリの長期貸し出しについて（三内小学校） | … | 19 |
| (19) | USB貸出簿への製造番号の記載について（三内小学校） | … | 20 |
| (20) | 私費会計の締め日について（三内小学校） | … | 20 |
| (21) | 校長が実施する会計検査の不備について（三内小学校） | … | 21 |
| (22) | 周年記念事業にかかる余剰金組込に係る判断について（三内小学校） | … | 21 |
| (23) | 簿外となっている周年記念事業積立金について（三内小学校） | … | 22 |
| (24) | 備品シールが貼られていない備品について（甲田中学校） | … | 22 |
| (25) | 寄附採納図書の台帳登録漏れについて（甲田中学校） | … | 23 |
| (26) | 電動スクリーンの寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて（甲田中学校） | … | 23 |

| | | | |
|------|-------------------------------------|---|----|
| (27) | 市の所有でない備品の処理について（甲田中学校） | … | 24 |
| (28) | 決算報告書期末日以前の監査実施について（甲田中学校） | … | 24 |
| (29) | タクシー領収書の不添付について（甲田中学校） | … | 25 |
| (30) | 正確な私費会計決算書の作成について（甲田中学校） | … | 25 |
| (31) | 正確な私費会計の記帳について（甲田中学校） | … | 26 |
| (32) | 簿外となっている周年記念事業積立の通帳残高について（甲田中学校） | … | 26 |
| (33) | 部活動振興会私費会計のジュース代、昼食代、夕食代について（甲田中学校） | … | 27 |
| (34) | 薬品の安全管理について（南中学校） | … | 28 |
| (35) | 備品シールの貼り漏れについて（南中学校） | … | 28 |
| (36) | 寄附採納備品の管理について（南中学校） | … | 29 |
| (37) | 備品の登録漏れについて（南中学校） | … | 29 |
| (38) | 教職員の私物について（南中学校） | … | 30 |
| (39) | 不使用備品の処分について（南中学校） | … | 30 |
| (40) | 備品の有効活用について（南中学校） | … | 31 |
| (41) | 図書の排架登録（所在登録）について（南中学校） | … | 31 |
| (42) | 監査委員の独立性について（南中学校） | … | 32 |
| (43) | 私費会計の締め日について（南中学校） | … | 32 |
| (44) | 簿外となっている振興会積立金について（南中学校） | … | 33 |
| (45) | 振興会私費会計から支出される昼食代について（南中学校） | … | 33 |
| 2 | 教育委員会事務局 文化学習活動推進課 | | |
| (1) | 支出命令書の検査日について | … | 34 |
| (2) | 事業の全体的な管理について | … | 35 |
| (3) | 補助金に消費税等が含まれていることについて | … | 36 |
| (4) | 参考見積書の徴取について | … | 37 |
| 3 | 教育委員会事務局 中央市民センター | | |
| (1) | 市民の利用状況について | … | 38 |
| (2) | 施設の老朽化対応と設備の更新計画 | … | 39 |
| (3) | 最低制限価格制度の運用について | … | 40 |
| (4) | 指定管理者候補者の選定理由の記録について | … | 41 |
| (5) | 備品の管理について | … | 42 |
| (6) | 再委託先の選定について | … | 43 |
| 4 | 教育委員会事務局 文化財課 | | |
| (1) | 最低制限価格の設定について | … | 44 |
| (2) | 最低制限価格制度の運用について | … | 45 |
| (3) | 第2特別収蔵室の使用状況について | … | 46 |

| | | |
|----|---------------------------------|------|
| 5 | 教育委員会事務局 市民図書館 | |
| | (1) 蔵書回転率について | … 47 |
| | (2) 利用者カードの発行状況について | … 48 |
| | (3) 蔵書の紛失予防策について | … 49 |
| 6 | 教育委員会事務局 学務課 | |
| | (1) 休憩時間の不足について | … 50 |
| | (2) 特別支援員採用にかかる面接採点表の記名について | … 51 |
| | (3) 特別支援教育支援員配置事業の拡充について | … 52 |
| | (4) 教育委員会への事業成果のフィードバックについて | … 53 |
| | (5) 支援対象者不在のケースの教育委員会への報告について | … 53 |
| | (6) 学用品の支給品目について | … 54 |
| | (7) タクシー会社との旅客運送契約書が存在しないことについて | … 55 |
| | (8) タクシーの借上げ料金について | … 56 |
| | (9) 契約単価の妥当性の検証について | … 57 |
| | (10) 報酬の妥当性の検証について | … 58 |
| | (11) 就学援助費申請の教育委員会の所見の記載について | … 59 |
| | (12) 世帯の総収入額が少ない場合の認定について | … 60 |
| | (13) 副読本の製作数について | … 61 |
| 7 | 教育委員会事務局 学校給食課 | |
| | (1) 給食提供数の維持について | … 62 |
| | (2) 現契約終了後の運営方式等の検討について | … 63 |
| | (3) 産業廃棄物にかかるmanifestの管理の徹底について | … 64 |
| | (4) 滞納債権にかかる時効管理の徹底について | … 65 |
| | (5) 実行可能な分割納入計画の策定について | … 66 |
| | (6) 各学校における学校給食事務担当者の見直しについて | … 67 |
| 8 | 教育委員会事務局 指導課 | |
| | (1) 不要物品の管理について | … 68 |
| | (2) ALT 宅にある備品の管理について | … 69 |
| | (3) 教育支援委員会の出欠状況について | … 70 |
| 9 | 教育委員会事務局浪岡教育事務所 教育課 | |
| | (1) 経理処理の効率化について | … 71 |
| 10 | 企画部 企画調整課 | |
| | (1) 寄贈図書のみ処理について | … 72 |
| | (2) 固定資産の科目登録誤りにについて | … 73 |
| | (3) 少額備品の除却処理の漏れについて | … 74 |
| | (4) 固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について① | … 75 |

| | | |
|---------------------------------|---|----|
| (5) 固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について② | … | 76 |
| (6) 職員の社会保険料の算定誤りについて | … | 77 |
| (7) 業績連動賞与の導入について | … | 78 |
| (8) 1人から見積書を徴する随意契約に関する理由記録について | … | 79 |
| (9) 後援会から受け入れた負担金の消費税区分について | … | 80 |
| (10) 固定化寄附金の早期使用について | … | 81 |
| (11) 寄附金募集機会の拡充について | … | 82 |
| (12) 会計職員のローテーション頻度について | … | 83 |
| (13) 民間団体からの助成金の処理誤りについて | … | 83 |
| (14) 資産見返寄附金戻入の処理誤りについて | … | 84 |
| (15) 資産見返授業料戻入の処理誤りについて | … | 84 |
| (16) 引当外退職給付増加見積額の算定誤りについて | … | 85 |
| (17) パスワードの管理に関する規定の整備について | … | 86 |
| (18) USBメモリの管理について | … | 87 |
| (19) 芸術センター単体のセグメント情報の作成・開示について | … | 88 |
| (20) 芸術センターにおける自己収入の獲得について | … | 89 |
| (21) 芸術センターにおける支出の抑制について | … | 90 |
| (22) 芸術センターにおける利用者増加への取組について | … | 91 |

令和元年度包括外部監査結果への措置状況について

1 令和元年度包括外部監査の概要 (R2. 3. 25 包括外部監査人から報告)

(1) 監査のテーマ

教育委員会及び青森公立大学の財務事務の執行について

(2) 監査の対象年度

原則として、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）。
ただし、必要に応じて平成29年度以前及び令和元年度の執行分を含む。

(3) 指摘事項及び意見

| 担当部課名 | | 指摘事項 | 意見 | 計 |
|-------|----------------------|------|----|-----|
| 1 | 教育委員会事務局 総務課 | 27 | 18 | 45 |
| 2 | 教育委員会事務局 文化学習活動推進課 | 2 | 2 | 4 |
| 3 | 教育委員会事務局 中央市民センター | 2 | 4 | 6 |
| 4 | 教育委員会事務局 文化財課 | 1 | 2 | 3 |
| 5 | 教育委員会事務局 市民図書館 | 0 | 3 | 3 |
| 6 | 教育委員会事務局 学務課 | 6 | 7 | 13 |
| 7 | 教育委員会事務局 学校給食課 | 1 | 5 | 6 |
| 8 | 教育委員会事務局 指導課 | 0 | 3 | 3 |
| 9 | 教育委員会事務局 浪岡教育事務所 教育課 | 0 | 1 | 1 |
| 10 | 企画部 企画調整課 | 10 | 12 | 22 |
| 合 計 | | 49 | 57 | 106 |

※包括外部監査結果報告書での「区分」を「担当部課名」とした。

※「指摘事項」とは、青森市において措置することが必要であると判断されたもの。

※「意見」とは、施策や事業の合理化のために、改善を要望（期待）されたもの。

2 指摘事項への措置状況の概要

(1) 対応方針区分

| 区分 | 対応の内容 |
|----------|---|
| 是正 | 不適切とされた処理について修正するための処置を講じた（講じる）もの |
| 改善 | 個別 担当部局の特定の事務・事業に対する指摘に対し、当該部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの |
| | 全庁 全庁的な取扱いルール等に対する指摘に対し、関係部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの |
| 改善 検討 | 個別 担当部局の特定の事務・事業に対する指摘に対し、今後改善策を整理するに当たり、当該部局においてその検討を行うもの |
| | 全庁 全庁的な取扱いルール等に対する指摘に対し、今後改善策を整理するに当たり、全庁的にその検討を行うもの |
| 相違 | 包括外部監査人の認識とは異なり、市では適切な処理であったと認識しているもの |

(2) 対応方針別件数

| 区分 | 指摘事項 | | 主な内容 |
|----------|------|------|--|
| 是正 | 14 | (14) | 【1 教育委員会事務局総務課】 9 件 【2 教育委員会事務局文化学習活動推進課】 1 件 【3 教育委員会事務局中央市民センター】 2 件 【6 教育委員会事務局学務課】 1 件 【10 企画部企画調整課】 1 件 |
| 改善 | 32 | (32) | 個別 【1 教育委員会事務局総務課】 18 件 【2 教育委員会事務局文化学習活動推進課】 1 件 【4 教育委員会事務局文化財課】 1 件 【6 教育委員会事務局学務課】 3 件 【7 教育委員会事務局学校給食課】 1 件 【10 企画部企画調整課】 8 件 |
| | | | 全庁 — 0 (0) |
| 改善 検討 | 3 | 3 | 個別 【6 教育委員会事務局学務課】 2 件 【10 企画部企画調整課】 1 件 |
| | | | 全庁 — 0 |
| 相違 | 0 | | — |
| 合計 | 49 | (46) | |

※ 指摘事項欄中、() 内の数値は、是正済み・改善済みの件数である。

3 意見への対応

(1) 対応方針別件数

| 区分 | 意見 | | 主な内容 |
|----------|----|------|--|
| 改善 | 50 | (50) | 個別 45 (45) 【1 教育委員会事務局総務課】 14 件 【2 教育委員会事務局文化学習活動推進課】 2 件 【3 教育委員会事務局市民センター】 2 件 【5 教育委員会事務局市民図書館】 2 件 【6 教育委員会事務局学務課】 6 件 【7 教育委員会事務局学校給食課】 5 件 【8 教育委員会事務局指導課】 3 件 【9 教育委員会事務局浪岡教育事務所教育課】 1 件 【10 企画部企画調整課】 10 件 |
| | | | 全庁 5 (5) 【1 教育委員会事務局総務課】 2 件 【3 教育委員会事務局中央市民センター】 1 件 【4 教育委員会事務局文化財課】 2 件 |
| 改善 検討 | 7 | 7 | 個別 7 【1 教育委員会事務局総務課】 2 件 【3 教育委員会事務局中央市民センター】 1 件 【5 教育委員会事務局市民図書館】 1 件 【6 教育委員会事務局学務課】 1 件 【10 企画部企画調整課】 2 件 |
| | | | 全庁 0 — |
| 相違 | 0 | — | — |
| 合計 | 57 | (50) | |

※ 意見欄中、() 内の数値は、改善済みの件数である。

包括外部監査結果に対する措置状況一覧

《テーマ》

教育委員会及び青森公立大学の財務事務の執行について

| 指摘事項及び意見の区分 | 指摘事項 | 意見 | 計 |
|-----------------------|------|----|-----|
| 《1》事務執行上の誤りについて | 11 | 1 | 12 |
| 《2》事業の経済性、効率性、有効性について | 2 | 27 | 29 |
| 《3》契約行為等について | 3 | 7 | 10 |
| 《4》備品・財産管理について | 17 | 13 | 30 |
| 《5》小・中学校私費会計について | 13 | 2 | 15 |
| 《6》その他の指摘事項及び意見について | 3 | 7 | 10 |
| 合計 | 49 | 57 | 106 |

| 項目 | 包括外部監査の結果報告書 | | | | | 措置状況 | | |
|---|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 結果及び意見の概要 《指摘事項及び意見の区分》 | 記載 ページ | 指摘 事項 | 意見 | 計 | 対応方針 | 実施 状況 | 個票番号 |
| 1 教育委員会事務局 総務課 | | | 27 | 18 | 45 | | 43 | |
| 1 リース料ダンピングの疑いについて《3》 | 174 | | ○ | | | 全庁改善 | ○ | 意見28 |
| 2 公募型プロポーザルの採点事務の誤謬・改善事項について《1》 | 177 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項13 |
| 3 システム導入による指標の設定について《2》 | 178 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見29 |
| 4 機械警備業務に関する長期継続契約制度の適用検討について《3》 | 180 | | ○ | | | 個別改善検討 | | 意見30 |
| 5 工事請負等に関する積算業務の情報共有について《2》 | 183 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見31 |
| 6 より公正な入札の徹底、透明性向上について《3》 | 185 | | ○ | | | 全庁改善 | ○ | 意見32 |
| 7 薬品の安全管理について(浪岡南小学校)《4》 | 196 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項14 |
| 8 図書の現物照合について(浪岡南小学校)《4》 | 196 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項15 |
| 9 備品台帳の登録漏れについて(浪岡南小学校)《4》 | 197 | | ○ | | | 是正 | ○ | 指摘事項16 |
| 10 市の所有でない備品の区別について(浪岡南小学校)《4》 | 197 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見33 |
| 11 民間団体の校地利用について(浪岡南小学校)《4》 | 197 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見34 |
| 12 簿外となっている私費会計の収入及び支出について(浪岡南小学校)《5》 | 198 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項17 |
| 13 ナイター照明利用料の徴収について(浪岡南小学校)《2》 | 198 | | ○ | | | 個別改善検討 | | 意見35 |
| 14 製作看板の寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて(三内小学校)《4》 | 201 | | ○ | | | 是正 | ○ | 指摘事項18 |
| 15 扇風機(29台)の寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて(三内小学校)《4》 | 201 | | ○ | | | 是正 | ○ | 指摘事項19 |
| 16 工芸品の有効活用について(三内小学校)《4》 | 202 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見36 |
| 17 所有権不明の仏像・工芸品について(三内小学校)《4》 | 202 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見37 |
| 18 USBメモリの長期貸し出しについて(三内小学校)《6》 | 202 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項20 |
| 19 USB貸出簿への製造番号の記載について(三内小学校)《6》 | 202 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見38 |
| 20 私費会計の締め日について(三内小学校)《5》 | 203 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項21 |
| 21 校長が実施する会計検査の不備について(三内小学校)《5》 | 203 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項22 |
| 22 周年記念事業にかかる余剰金組込に係る判断について(三内小学校)《5》 | 204 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項23 |
| 23 簿外となっている周年記念事業積立金について(三内小学校)《5》 | 204 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項24 |
| 24 備品シールが貼られていない備品について(甲田中学校)《4》 | 208 | | ○ | | | 是正 | ○ | 指摘事項25 |
| 25 寄附採納図書の台帳登録漏れについて(甲田中学校)《4》 | 208 | | ○ | | | 是正 | ○ | 指摘事項26 |
| 26 電動スクリーンの寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて(甲田中学校)《4》 | 209 | | ○ | | | 是正 | ○ | 指摘事項27 |
| 27 市の所有でない備品の処理について(甲田中学校)《4》 | 209 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見39 |
| 28 決算報告書期末日以前の監査実施について(甲田中学校)《5》 | 209 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項28 |
| 29 タクシー領収書の不添付について(甲田中学校)《5》 | 209 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項29 |
| 30 正確な私費会計決算書の作成について(甲田中学校)《5》 | 210 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項30 |
| 31 正確な私費会計の記帳について(甲田中学校)《5》 | 210 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項31 |
| 32 簿外となっている周年記念事業積立の通帳残高について(甲田中学校)《5》 | 210 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項32 |
| 33 部活動振興会私費会計のジュース代、昼食代、夕食代について(甲田中学校)《5》 | 210 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見40 |
| 34 薬品の安全管理について(南中学校)《4》 | 214 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項33 |
| 35 備品シールの貼り漏れについて(南中学校)《4》 | 214 | | ○ | | | 是正 | ○ | 指摘事項34 |
| 36 寄附採納備品の管理について(南中学校)《4》 | 215 | | ○ | | | 是正 | ○ | 指摘事項35 |
| 37 備品の登録漏れについて(南中学校)《4》 | 215 | | ○ | | | 是正 | ○ | 指摘事項36 |
| 38 教職員の私物について(南中学校)《4》 | 215 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見41 |
| 39 不使用備品の処分について(南中学校)《4》 | 216 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見42 |
| 40 備品の有効活用について(南中学校)《4》 | 216 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見43 |
| 41 図書の排架登録(所在登録)について(南中学校)《4》 | 216 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見44 |
| 42 監査委員の独立性について(南中学校)《5》 | 216 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項37 |
| 43 私費会計の締め日について(南中学校)《5》 | 217 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項38 |
| 44 簿外となっている振興会積立金について(南中学校)《5》 | 217 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項39 |
| 45 振興会私費会計から支出される昼食代について(南中学校)《5》 | 217 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見45 |

| 項目 | 包括外部監査の結果報告書 | | | | 措置状況 | | | |
|-------------------------------------|----------------------------|-----------|----------|----------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 結果及び意見の概要 《指摘事項及び意見の区分》 | 記載 ページ | 指摘 事項 | 意見 | 計 | 対応方針 | 実施 状況 | 個票番号 |
| 2 教育委員会事務局 文化学習活動推進課 | | | 2 | 2 | 4 | | 4 | |
| 1 支出命令書の検査日について《1》 | 118 | ○ | | | | 是正 | ○ | 指摘事項8 |
| 2 事業の全体的な管理について《2》 | 119 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見17 |
| 3 補助金に消費税等が含まれていることについて《1》 | 122 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項9 |
| 4 参考見積書の徴取について《3》 | 125 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見18 |
| 3 教育委員会事務局 中央市民センター | | | 2 | 4 | 6 | | 5 | |
| 1 市民の利用状況について《2》 | 134 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見19 |
| 2 施設の老朽化対応と設備の更新計画《4》 | 136 | | ○ | | | 個別改善検討 | | 意見20 |
| 3 最低制限価格制度の運用について《3》 | 139 | | ○ | | | 全庁改善 | ○ | 意見21 |
| 4 指定管理者候補者の選定理由の記録について《3》 | 145 | ○ | | | | 是正 | ○ | 指摘事項10 |
| 5 備品の管理について《4》 | 146 | ○ | | | | 是正 | ○ | 指摘事項11 |
| 6 再委託先の選定について《2》 | 147 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見22 |
| 4 教育委員会事務局 文化財課 | | | 1 | 2 | 3 | | 3 | |
| 1 最低制限価格の設定について《3》 | 152 | | ○ | | | 全庁改善 | ○ | 意見23 |
| 2 最低制限価格制度の運用について《3》 | 156 | | ○ | | | 全庁改善 | ○ | 意見24 |
| 3 第2特別収蔵室の使用状況について《6》 | 159 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項12 |
| 5 教育委員会事務局 市民図書館 | | | 0 | 3 | 3 | | 2 | |
| 1 蔵書回転率について《2》 | 165 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見25 |
| 2 利用者カードの発行状況について《2》 | 167 | | ○ | | | 個別改善検討 | | 意見26 |
| 3 蔵書の紛失予防策について《2》 | 168 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見27 |
| 6 教育委員会事務局 学務課 | | | 6 | 7 | 13 | | 10 | |
| 1 休憩時間の不足について《6》 | 41 | ○ | | | | 是正 | ○ | 指摘事項1 |
| 2 特別支援員採用にかかる面接採点表の記名について《1》 | 42 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項2 |
| 3 特別支援教育支援員配置事業の拡充について《2》 | 42 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見1 |
| 4 教育委員会への事業成果のフィードバックについて《2》 | 46 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見2 |
| 5 支援対象者不在のケースの教育委員会への報告について《2》 | 46 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見3 |
| 6 学用品の支給品目について《6》 | 48 | | ○ | | | 個別改善検討 | | 意見4 |
| 7 タクシー会社との旅客運送契約書が存在しないことについて《3》 | 53 | ○ | | | | 個別改善検討 | | 指摘事項3 |
| 8 タクシーの借上げ料金について《3》 | 53 | ○ | | | | 個別改善検討 | | 指摘事項4 |
| 9 契約単価の妥当性の検証について《2》 | 57 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見5 |
| 10 報酬の妥当性の検証について《2》 | 59 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見6 |
| 11 就学援助費申請の教育委員会の所見の記載について《1》 | 62 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項5 |
| 12 世帯の総収入額が少ない場合の認定について《1》 | 63 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項6 |
| 13 副読本の製作数について《2》 | 65 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見7 |
| 7 教育委員会事務局 学校給食課 | | | 1 | 5 | 6 | | 6 | |
| 1 給食提供数の維持について《2》 | 96 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見12 |
| 2 現契約終了後の運営方式等の検討について《2》 | 99 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見13 |
| 3 産業廃棄物にかかる manifests の管理の徹底について《1》 | 103 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見14 |
| 4 滞納債権にかかる時効管理の徹底について《2》 | 110 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項7 |
| 5 実行可能な分割納入計画の策定について《2》 | 111 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見15 |
| 6 各学校における学校給食事務担当者の見直しについて《2》 | 111 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見16 |
| 8 教育委員会事務局 指導課 | | | 0 | 3 | 3 | | 3 | |
| 1 不要物品の管理について《4》 | 72 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見8 |
| 2 ALT宅にある備品の管理について《4》 | 76 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見9 |
| 3 教育支援委員会の出欠状況について《6》 | 79 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見10 |
| 9 教育委員会事務局 浪岡教育事務所 教育課 | | | 0 | 1 | 1 | | 1 | |
| 1 経理処理の効率化について《2》 | 88 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見11 |

| 項目 | 包括外部監査の結果報告書 | | | | 措置状況 | | | |
|----------------------------------|----------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|--------|-----------|--------|
| | 結果及び意見の概要 《指摘事項及び意見の区分》 | 記載 ページ | 指摘 事項 | 意見 | 計 | 対応方針 | 実施 状況 | 個票番号 |
| 10 企画部 企画調整課 | | | 10 | 12 | 22 | | 19 | |
| 1 寄贈図書の未処理について《4》 | 233 | ○ | | | | 是正 | ○ | 指摘事項40 |
| 2 固定資産の科目登録誤りについて《4》 | 233 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項41 |
| 3 少額備品の除却処理の漏れについて《4》 | 234 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項42 |
| 4 固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について①《4》 | 234 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項43 |
| 5 固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について②《4》 | 236 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見46 |
| 6 職員の社会保険料の算定誤りについて《1》 | 236 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項44 |
| 7 業績連動賞与の導入について《2》 | 237 | | ○ | | | 個別改善検討 | | 意見47 |
| 8 1人から見積書を徴する随意契約に関する理由記録について《6》 | 237 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見48 |
| 9 後援会から受け入れた負担金の消費税区分について《6》 | 238 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見49 |
| 10 固定化寄附金の早期使用について《2》 | 239 | ○ | | | | 個別改善検討 | | 指摘事項45 |
| 11 寄附金募集機会の拡充について《2》 | 240 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見50 |
| 12 会計職員のローテーション頻度について《2》 | 242 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見51 |
| 13 民間団体からの助成金の処理誤りについて《1》 | 242 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項46 |
| 14 資産見返寄附金戻入の処理誤りについて《1》 | 242 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項47 |
| 15 資産見返授業料戻入の処理誤りについて《1》 | 242 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項48 |
| 16 引当外退職給付増加見積額の算定誤りについて《1》 | 243 | ○ | | | | 個別改善 | ○ | 指摘事項49 |
| 17 パスワードの管理に関する規定の整備について《6》 | 243 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見52 |
| 18 USBメモリの管理について《6》 | 244 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見53 |
| 19 芸術センター単体のセグメント情報の作成・開示について《2》 | 248 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見54 |
| 20 芸術センターにおける自己収入の獲得について《2》 | 249 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見55 |
| 21 芸術センターにおける支出の抑制について《2》 | 250 | | ○ | | | 個別改善 | ○ | 意見56 |
| 22 芸術センターにおける利用者増加への取組について《2》 | 251 | | ○ | | | 個別改善検討 | | 意見57 |
| 合計 | | | 49 | 57 | 106 | | 96 | |

※是正・改善が済んでいるものについては、「実施状況」欄に○を記入している。

◆対応区分別集計

| | 指摘事項 | | 意見 | |
|--------|------|------|--------|---------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 是正 | 14 | (14) | — | — |
| 個別改善 | 32 | (32) | 個別改善 | 45 (45) |
| 全庁改善 | 0 | (0) | 全庁改善 | 5 (5) |
| 個別改善検討 | 3 | — | 個別改善検討 | 7 (7) |
| 全庁改善検討 | 0 | — | 全庁改善検討 | 0 (0) |
| 相違 | 0 | — | 相違 | 0 (0) |
| 計 | 49 | (46) | 計 | 57 (50) |

※ () 内は、是正済・改善済の件数である。

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見28 |
|---|---|------------|------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 総務部契約課 | |
| 項目 | 契約行為等について | | |
| | 情報処理機器管理運営事業 | | |
| | リース料ダンピングの疑いについて | | |
| 意見 | <p>本件監査は、平成30年度の予算執行が監査範囲であるが、平成30年度に支出しているリース料(使用料及び賃借料)の元となる過年度賃貸借契約の手続についても監査を実施した。結果、平成28年度において、4件の長期継続契約の入札が行われていた。手続は、青森市の指名競争入札に関連する要綱等に従い、適切に行われていることが確認された。しかしながら、特に「契約No.2プリンタ賃貸借」の落札額について違和感を覚えるのは、監査人だけではあるまい。当初予定価格に対する落札額の割合は15.15%と他の案件に比しても極端に低いことが分かる。</p> <p>入札された契約額(税込)を数量で除すと、プリンタ1台当たり13,466円(861千円÷64台)の落札額となる。型番は、監査日現在販売終了となっているが、某家電量販店のホームページ上においては、販売終了時の価格として51,170円(税込)と記載されていた。このことは、実に市価の4分の1程度(13,466円÷51,170円=26.3%)で契約したことになり、結果として1社のみが全て入札している。</p> <p>青森市では、青森市最低制限価格制度要綱(以下、要綱という。)に基づき請負契約については最低制限価格制度を設けているが、物品の購入や使用料及び賃借料に関して最低制限価格制度は適用されない制度設計となっている。今回のような物品調達において安値での応札が観測されたからといって、一概にそれが反競争的・不公正な取引だとはいえないし、特段要綱に反するものでもない。しかしながら、原価割れとも思える入札額が「不当」であるかどうかを判断するためには、様々な角度からの検討が必要である。本案件のように予定価格より極端に低い価格での物品売買(リース契約含む)は、購入物品の品質が実質的に保持されているかの疑念が残り、また、他の業者参入を阻害する可能性も思料される。市としても、このような極端な事例が発生したケースは、正常な入札手続が行われたか否かの再検証及び文書化を行うことが必要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 174 | | |
| 対応 | 対応方針 | 全庁改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>本市において、「青森市最低制限価格制度要綱」を定め、「工事又は製造その他についての請負の契約」を対象に、最低制限価格制度を運用しております。</p> <p>本案件は、各小中学校で使用するプリンタの賃貸借契約であり、最低制限価格制度が適用されないことから、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者が落札者となったものです。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>本市では、入札において極端に低い価格の入札があった場合は、錯誤によることも考えられることから、落札宣言の前に当該入札者に錯誤の有無を確認し、入札の適正な執行に努めております。</p> <p>また、物品の購入契約及び賃貸借契約等は、その履行がなされた時点において十分な検査をすれば当該履行の内容が適正なものであるか否かが判然とすること等から、最低制限価格制度の対象を「工事又は製造その他についての請負の契約」に限定しているところです。</p> <p>なお、プリンタの賃貸借契約において、プリンタの納品時に検査した結果、プリンタは仕様を満たしており、動作等も良好であったことから適正なものと認められたところでした。</p> <p>以上から、賃貸借契約は、現存する物件の貸借を内容とする契約であり、今後とも契約の締結・履行に当たり十分な検査等を行うことにより、契約の適正な履行を確保できるものと考えておりますが、引き続き、国、その他自治体の動向も踏まえながら適正な運用に努めていきます。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | No | 指摘事項13 |
|--------------|---|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | |
| 項目 | 事務執行上の誤りについて 情報処理機器整備事業 公募型プロポーザルの採点事務の誤謬・改善事項について | |
| 指摘事項 | <p>統合型校務支援システム構築・運用業務に係る公募型プロポーザルは、教育部長を始めとする全10名で構成される統合型校務支援システム構築・運用業務に係る公募型プロポーザル審査委員会にて評価を行った。第1次審査(書類審査)において委員は採点を行っており、平均点数が上位3位までの業者が第2次審査へ進み、第2次審査にてプレゼンテーションが行われ、最終決定される方式である。</p> <p>ここで、審査員が審査した採点原紙とエクセルによる点数の集計表との突合を行ったが、下記2点の問題事項が検出された。</p> <p>① 採点集計の誤りについて 第1次審査において1名の審査員の合計点数が足し算の計算ミスによって誤っていた。今回は結果には影響していないものの、場合によっては審査結果に影響を及ぼしかねない重要な誤謬である。今後は、ダブルチェックの体制を強化し、確認者が確実に検証した旨のサインや押印を行う等のミスのない事務作業を遂行するための内部体制を構築することを求める。</p> <p>② 採点原紙の訂正について 採点原紙を精査したところ、第1次審査において10名中4名、第2次審査においては全員が鉛筆による記載をしていた。特に、第1次審査は事前に指名業者の企画提案書が送付されており、採点済みの用紙を持参し審査している。後々の改ざん等防止のため、鉛筆ではなくボールペン等で記載することが望ましいと思われる。また、これに関連して訂正印のない点数の訂正も1ヶ所検出された。訂正した際は、訂正印を押印することが望ましい。</p> | |
| 掲載ページ | 177 | |
| 対応 | 対応方針 個別改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 統合型校務支援システムの導入に当たり、平成30年度に行った公募型プロポーザルにおいて、審査員が審査した際の採点原紙に足し算の計算ミスにより合計点数に誤りがあったほか、審査員による審査において、一次審査(書類審査)について、採点における筆記用具の指定や修正方法の指示等を行わず、また二次審査(プレゼンテーション審査)においては、会場に予め筆記用具として鉛筆を用意し、審査を行っていました。 | |
| | 今後の改善予定等 公募型プロポーザルを実施する際には、審査点数の集計については、ダブルチェックの体制を強化し、関連様式についても、検証を行ったことを記録するような形式に改めるほか、各審査員による審査結果については、ボールペン等容易に修正できない筆記用具で記載するなど、事後の改ざんが疑われないような方法に改めることとしました。 | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見29 |
|-------|--|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について 情報処理機器整備事業 システム導入による指標の設定について | | |
| 意見 | 本事業の目的は、校務支援システムを導入することによって校務が効率化され、教職員の多忙化・多忙感を解消するとしているが、それらを測る数値による指標が全くないのが現状である。この校務支援システムは、児童生徒の出席管理、生活や指導の記録、通信表などの成績処理等を統合的に管理するため教職員の業務時間が軽減できることが予想されるが、その成果を測る数値指標を事前に設定し、事後に検証することでシステムに対する支出の効果を測定するとともに、将来的なシステム更新の参考情報として役立てるべきである。例えば、システム導入前に要した時間と導入後の時間との比較によりその効果を図るなどの指標が必要と思われる。 | | |
| 掲載ページ | 178 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 校務支援システム導入における効果については、学務課が主体となって組織した「青森市学校多忙化解消委員会」において、教職員のシステム導入前後における時間外勤務時間数の比較を行ってきたところです。 | | |
| | 今後の改善予定等 今後においても時間外勤務時間数を指標として、効果を測定していきます。 また、将来的なシステム更新の参考情報として、他に効果を測定する指標の有無について、引き続き検証していきます。 | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | No | 意見30 |
|--------------|--|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | |
| 項目 | 契約行為等について 小学校維持管理事業、中学校維持管理事業 機械警備業務に関する長期継続契約制度の適用検討について | |
| 意見 | <p>小学校等機械警備業務並びに中学校機械警備業務については随意契約かつ単年度契約にて行われている（業務委託料26,121千円、小学校・中学校の合計）。随意契約の理由について、機械警備施設の設置後これまで機械警備業務を確実に誠実に履行していること、本業務を同者以外の者に委託した場合、既設の警備業務用のセンサー、配線等を撤去し新たに同様の設備を配置する必要があり、当該設備の設置に要する費用が見込まれることに加え、当該設備の撤去及び設置に要する期間内は本業務が実施できず、本業務の目的が達成できないこととなる。これらの理由から、自治令第167条の2第1項第6号に該当するものと認め、随意契約により同者と契約を締結しているものであり、青森市財務規則第123条ただし書の規定に基づき1者から見積書を徴することとしている。</p> <p>市の随意契約の理由は相当程度合理的なものと解されるが、現状の契約形態によれば、今後相当長期にわたって同一業者との随意契約が継続することが見込まれ、契約に競争性が発揮されにくい状況にあるものと思料される。今後、警備会社変更に伴う追加コストの試算を実施し、いずれかのタイミングにおいて、長期継続契約を前提とした競争入札を実施することも検討されたい。</p> <p>また、現状は同一業者と相当期間の契約締結が見込まれているにもかかわらず、長期継続契約を締結していない状況にある。現在の業者と長期継続契約を締結することで、毎年の契約締結事務がなくなるため事務コストの軽減につながるものと想定されるとともに、コストダウン等のメリットも享受できる可能性がある。導入の可能性を検討されたい。</p> | |
| 掲載ページ | 180 | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善検討 |
| 対応 | <p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>当該業務の実施に当たっては、機械警備のための設備を設置する必要があり、設置した者以外の者と契約しようとする場合、新たに機械警備のための設備を設置する必要が生じ、設備の設置に要する費用が見込まれることに加え、既設の設備の撤去及び設置に要する期間内は本業務が実施できず、本業務の目的が達成できないこととなる等の理由から、地方自治法施行令第167条第1項の規定に基づき随意契約により契約を締結し、青森市財務規則第123条ただし書の規定に基づき1者から見積書を徴取しているところ。</p> <p>また、契約期間は契約当初から単年度としています。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>競争入札の実施により警備会社に変更となる場合には、新規設備の設置に要する経費が増額となること、既存設備の撤去及び新規設備の設置に相当期間を要し、その間警備業務に支障をきたすこととなることから、学校改築時等のタイミングにおいて競争入札を実施することとします。</p> <p>また、長期継続契約については、「青森市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2条では、「庁舎等の警備などは長期継続契約を締結することができる契約」と規定していることから、今後においては、既存設備を使用した機械警備業務の長期継続契約の締結について検討してまいります。</p> | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見31 |
|---|--|------------|------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 小柳小学校校舎等改築事業(補助・単独) | | |
| | 工事請負等に関する積算業務の情報共有について | | |
| 意見 | <p>当事業に関わらず、教育委員会に関連する工事請負等に関する積算業務については、教育委員会総務課の職員が過去の資料や外部業者から見積書入手して積算業務を行っている。総務課においては積算担当として3名の課員がおり、必要に応じて他課と連携を取って業務を遂行しているとのことである。</p> <p>しかしながら、今後人口減少時代を迎えて、将来的には青森市の職員も減少することが見込まれることや、特に大規模な工事、特殊性のある工事等については、人材の有効活用という視点を考慮して、教育委員会総務課の職員のみではなく、他課(建築営繕課等)の経験やノウハウをこれまで以上に役立てること、つまり横断的な積算業務対応を行うことについて長期的な観点から検討されることを提言したい。</p> | | |
| 掲載ページ | 183 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>学校施設の工事に関する設計・積算業務については、原則として、改築や大規模な改修工事については外部へ業務を委託するか、都市整備部建築営繕課へ委託しており、小規模な維持修繕工事については教育委員会事務局総務課の職員(技術職)により行われてきたところです。教育委員会事務局総務課の職員が設計・積算業務を行うに当たっては、専門業者から見積書を徴取して参考とする場合があります。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>学校施設の工事に関する設計・積算業務については、今後も改築や大規模な改修工事については外部へ業務を委託するか都市整備部建築営繕課へ委託し、小規模な維持修繕工事については教育委員会事務局総務課の職員(技術職)により行うこととしていますが、教育委員会事務局総務課の職員の設計・積算の技術の向上のため、引き続き、建築営繕課等と情報共有に努めてまいります。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見32 |
|-------|---|--------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 総務部契約課 | |
| 項目 | 契約行為等について | | |
| | 小学校施設解体事業(単独) より公正な入札の徹底、透明性向上について | | |
| 意見 | <p>当事業における解体工事の入札において、市が作成した予定価格調書の低入札数値的判断基準(税抜)の合計額・費目別内訳(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)と、落札業者が提出した工事費内訳書の合計額・費目別内訳(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の両者が全く同金額のものが2件あった。該当の2件は、それぞれ別の業者が提示したものであり、共に落札がなされている。</p> <p>調理場解体工事の前段階において解体設計委託事業の入札が行われており、設計委託事業を落札した業者は設計委託事業を終了して解体工事の予定金額とその内訳(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)が確定している。市では、設計委託業者が算出した解体工事の予定金額を、そのまま予定価格として採用している。</p> <p>このことから解体工事の予定価格は設計業者及び市しか知りえない情報であることがわかる。しかしながら、解体工事業を落札した業者から提出された工事内訳書の費目別(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の金額が解体工事の設計書に記載されている費目別金額と1円も変わらず同一であるということは、解体工事に関する設計書に記載された費目別金額と合計金額(予定価格)が流出した可能性も示唆される。市の担当者の見解は、偶然にも一致しているとのことであつたが、果たして偶然に市が作成した低入札数値的判断基準の費目別金額・合計金額と解体工事業の落札業者が提出した工事内訳書の費目別金額・合計金額とが一致することがあり得るのだろうか。監査人としては、釈然としないものがあった。</p> <p>より公正な入札を徹底し、透明性を高めた入札制度にするための全庁的な方策として、以下を提言したい。</p> <p>第一には、市における管理として、設計段階において落札した結果の設計書の資料について、施錠した保管庫に厳重に保管して、外部流出が行われないような措置を講ずることが必要と考える。この理由は、監査人が監査執務した場所を思い起こすと、一部の工事関係の書類が備え置きされており、必ずしも秩序整然として誰でも持ち出しができない状況にはなかったからである。</p> <p>第二は、解体工事業業者が入札する際に、設計委託業務を落札した業者からの設計書の情報を入手していない旨の宣誓を条件付き一般競争入札参加申請書に記載させる等の措置が必要と考える。これは情報流出の事実が判明した場合には失格になることを明記し、入札する者に対して心理的な牽制を与えることで一定の効果が期待できるものとする。</p> <p>第三は、開札した段階で、市が作成した低入札数値的判断基準の合計額と費目別内訳の金額が入札した業者の工事内訳書と費目別内訳が一致もしくは限りなく近似した場合には、徹底して入札業者に対して一致した理由をヒアリングする等、納得が行くまで深く調査して確認することが極めて大事と考える。この時点が最大のポイントであり、入札業者の質問に対する反応、顔色、説明の合理性など、肌で直接感じる部分であり、入札の可否を判断する絶好の場面であると考えられる。つまり、市の担当責任者が入札時における審査において健全なる懐疑心を持って、なぜ予定価格調書の低入札数値的判断基準の費目別金額と落札した業者の工事費内訳書の合計金額・費目別内訳の金額が同額であったのかをより深く調査をして確認しておくことが入札の公正性を担保し、透明性を高めるためにも非常に重要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 185 | | |
| 対応 | 対応方針 | 全庁改善 | 【改善済】 |
| | <p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>本市では、過度に低い価格で受注する、いわゆるダンピング受注を防止し、公正な競争と適正な価格での契約の履行を確保し、もって公共工事の品質を確保するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を活用しています。</p> <p>本案件については、「青森市低入札価格調査制度要綱」の規定に基づき、調査基準価格及び数値的判断基準(失格基準)を算出・設定して入札を行った結果、2件とも数値的判断基準(失格基準)と同額の入札者があり、低入札価格調査を経た後、落札決定したものであります。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>低入札価格調査制度における数値的判断基準(失格基準)又は最低制限価格制度における最低制限価格と同額の入札で落札された事例の主な要因としては、低入札価格調査制度の数値的判断基準(失格基準)及び最低制限価格制度の最低制限価格の算定方法を公表していること、工事費を積算する際に使用する積算基準書、労務費や材料費等の単価が公表されていること、工事費の積算に係る積算ソフトが一般に流通していることなどが挙げられることから、積算ソフトにより試算を重ねるなどの企業努力により、数値的判断基準(失格基準)と同額の積算をすることは可能であると推測するものの、その一方で、入札に係る予定価格等については厳重な取扱いが欠かせないものと認識しております。</p> <p>本市では、適宜、予定価格を含む書類等の厳重な保管や設計図書配布時の言動、外部設計委託業者への秘密の保持の徹底等についての通知文書を全庁に発出するなど、予定価格等について厳重な取扱いの徹底に努めているところであり、今後においても、入札・契約時における競争性、公正性、透明性の確保に意を用いてまいります。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項14 |
|--|---|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局指導課 | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 薬品の安全管理について(浪岡南小学校) | | |
| 指摘事項 | 理科準備室の机の上に、「薄いアンモニア水」がビーカーにラップをかけられた状態で置いてあった。実験途中のものということであるが、アンモニア水は薄めているとは言え有毒物質である。子ども達に害が及ばないように適切な保管を行う必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 196 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | これまで薬品の安全な使用について、学校訪問等で指導・助言をしてきましたが、理科準備室の様子や薬品類の適正な保管について確認していませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 令和2年1月に、各学校に対し、医薬外用劇物の保管等について、施錠できる薬品棚へ保管すること及び各校において理科薬品管理責任者を定め、定期的に薬品類の適正な管理状況の点検を行うよう指示しました。 | | | |

| | | No | 指摘事項15 |
|----------------------------------|--|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局指導課 | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 図書の現物照合について(浪岡南小学校) | | |
| 指摘事項 | <p>監査にて、図書台帳に登録されている図書現物の照合を二件実施したところ、一件について現物を確認することができなかった。また、追加で一件の照合を実施したが、それについても現物を確認することができなかった。図書台帳と現物が整合していない現状にある。</p> <p>このような状況となっているのは、学校で図書の棚卸を実施していないことが一つの要因としてあげられる。学校には使用中の物品を管理する義務がある(青森市財務規則第230条第3項)ため、図書についても棚卸を実施し管理する必要がある。図書の棚卸の方法について、一斉棚卸(年度末に一度に実施すること)を行うことは人的資源等を鑑み不可能であったとしても、図書の整理及び補修をする際に図書台帳と現物の照合をする等、複数年に亘り循環的に棚卸を実施すること等による棚卸の実施を求めたい。なお、図書の棚卸未実施は当校に限った話ではなく、大部分の小中学校で行われていないようである。市内の小中学校において統一した対応が望まれる。</p> | | |
| 掲載ページ | 196 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 図書台帳と現物の照合について、学校訪問等で指導・助言をしてきましたが、図書台帳の整備や棚卸について確認していませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 令和2年3月に、図書台帳と現物が整合するよう棚卸を実施しました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | | | No | 指摘事項16 |
|-------|--|---|--|----|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | | | |
| | 備品台帳の登録漏れについて(浪岡南小学校) | | | | |
| 指摘事項 | <p>備品登録が行われていない備品が多数あった。パソコン室の隣の準備室(16ミリビデオ機器、ポータブルテレビ(パナカラー))、第一音楽室(オルガン多数)等に置かれているが、いずれも取得から相当年を経たもののようにあり、現在使用されていないものである。これらは、合併前の浪岡町のときに取得したものと思われ、本来合併時に青森市財務規則第253条に基づき備品登録を行っておくべきものであった。今後も使用が見込めないのであれば、早急に処分すべきものと思われる。なお、これらの中には産業遺産として価値を見出せる可能性があるものもあり、処分には廃棄に限らず展示用としての譲渡可能性の検討も含まれる。なお、早急な処分が難しいのであれば、改めて備品登録を行う等少なくとも市において存在することを把握できるようにするべきであろう。</p> | | | | |
| 掲載ページ | 197 | | | | |
| 対応 | 対応方針 | 是正 【改善済】 | | | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | | | |
| | <p>当該備品については、合併前の旧浪岡町時において取得し、使用してきたものですが、合併時点において使用していなかったことから、合併後の青森市において備品登録をしなかったものです。</p> | | | | |
| | 今後の改善予定等 | | | | |
| | <p>令和2年1月に現物を確認した結果、いずれも使用不能の状態にあったことから、早急に備品台帳への登録を行ったうえで、処分の方法を決定し、処分します。</p> | | | | |

| | | | | No | 意見33 |
|-------|---|---|--|----|------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局浪岡教育事務所教育課 | | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | | | |
| | 市の所有でない備品の区別について(浪岡南小学校) | | | | |
| 意見 | <p>地域のバスケットクラブ(以下「クラブ」という。)が所有する「ジェットヒーター」が体育館の倉庫に保管されているが所有者の表記は行われていない。市は「青森市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」に基づきクラブに体育館の使用を認めるものであるが、使用が認められ備品や消耗品を学校に持ち込むとしても、それらによって児童が怪我をした場合の責任の所在が明らかになっておらず、それらを学校に保管することは原則として禁止すべきである。また、やむを得ず校内に保管する場合は、校長の許可を得てこれを行うようにすべきであり、その場合であってもクラブの所有であることの表記を行うべきである。</p> | | | | |
| 掲載ページ | 市は、学校施設の開放に伴い、使用を許可された者が備品等を持ち込む場合の対応を明確に定めておく必要がある。 | | | | |
| 掲載ページ | 197 | | | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 | | | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | | | |
| | <p>浪岡南小学校体育館を活動拠点とするミニバスケットボールクラブが、クラブの所有備品の保管場所として、体育館の倉庫を利用しており、利用開始時期は不明であるものの、学校側が利用を容認してきました。</p> | | | | |
| | 今後の改善予定等 | | | | |
| | <p>学校所有物でないものについては、所有者を明らかにするためクラブの名称を記載させました。 また、体育館の倉庫の利用に関しましては、学校側において支障とならない場所であることが確認されたため、クラブ側に改めて行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、使用を許可することとしました。</p> | | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見34 |
|---|--|--------------------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局浪岡教育事務所教育課 | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 民間団体の校地利用について(浪岡南小学校) | | |
| 意見 | <p>教室配置図に記載されていない部屋(体育館のとなり)にもクラブの用具が保管されている。この部屋はクラブが専用に使用しており、学校もこの部屋への入室はできるものの、何が保管されているのか把握しておらず実質的に長期にわたりクラブに貸し出されている状態にある。学校施設を利用するには、事前に登録された団体が施設の利用日時をその都度申請する必要がある。いわゆる時間使用であって、備品等を学校施設に長期間保管するといった利用方法を想定しているものではない。備品等を保管するために学校の部屋を使用するのであれば、行政財産の目的外使用の手続をとるべきであり、市はクラブに対して正規の手続によるよう指導すべきである。</p> | | |
| 掲載ページ | 197 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>体育館階段下の倉庫は、過去は浪岡南小学校のミニバスケットボール部の用具庫として使用していましたが、部活動が廃止された後、地域のミニバスケットボールクラブが用具庫として利用しており、学校長が容認していました。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>学校所有物でないものについては、所有者を明らかにするためクラブの名称を記載させました。 また、体育館の倉庫の利用に関しましては、学校側において支障とならない場所であることが確認されたため、クラブ側に改めて行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、使用を許可することとしました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | | No | 指摘事項17 |
|--------------|--|-------------|-------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 簿外となっている私費会計の収入及び支出について(浪岡南小学校) | | | |
| 指摘事項 | 学校では、平成30年度において、1年生の新入学用品にかかる徴収金(合計240千円 一人10,000円)、4年生以上が参加するスキー教室にかかる徴収金(合計415千円 一人3,500円)、全校児童が参加する鑑賞教室にかかる徴収金(合計109千円 一人600円)等の学校徴収金について、私費会計上の決算報告書には反映させずに簿外で処理している。会計検査・監査も受けていない。 このことは取扱マニュアルに反する取扱いである。取扱マニュアルに則し、当該収支についても各会計区分を設定し、適切な決算報告書の作成・監査を受けることを求める。なお、既存の私費会計区分である学年諸費(参考書等の補助教材購入のための学校徴収金)に、これら簿外の学校徴収金を含める等の対応も考えられる。 | | | |
| 掲載ページ | 198 | | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 学校教育活動に係る徴収金については、各学校の学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適切な決算報告書の作成や会計監査の実施をすることとされておりますが、臨時的な徴収金について、マニュアルに基づく運用をしていませんでした。 | | | |
| | 今後の改善予定等 学校に対し、学校徴収金取扱マニュアル遵守の徹底を図るよう指導しました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見35 |
|-------|---|--------------------|------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局浪岡教育事務所教育課 | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | ナイター照明利用料の徴収について(浪岡南小学校) | | |
| 意見 | <p>学校では、学校施設開放事業において、学校教育に支障のない範囲で、校庭を一般市民に夜間無料開放しており、平成30年度は32回の利用実績があった。校庭にはナイター設備が設置されており、照明も無料で利用できるとのことである。</p> <p>確かに、ナイター照明を無料とすることで利用拡大が図られ、スポーツを通しての市民の健全な精神と健康づくり推進という目的が推進されることは理解できる。しかし、そもそもナイター照明利用料は受益者である利用者が全額負担すべきであると考えられるし、合併以前の旧青森市に所在する市立泉川小学校、市立浜田小学校、市立大野小学校では、社会体育施設管理事業(夜間スポーツ広場)によりナイター照明利用料を規模に応じ一時間600円～1,000円を徴収する取扱いとしている。結果として、当校を利用する旧浪岡地区住民と、旧青森市住民間で異なる条件による行政サービス提供が行われているともいえる。今後、市として均一に料金徴収を行う運用が望まれる。</p> | | |
| 掲載ページ | 198 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善検討 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>浪岡地区の小中学校の校庭グラウンドのうち、大栄小学校を除く浪岡中学校、浪岡南小学校、浪岡北小学校、女鹿沢小学校、浪岡野沢小学校、本郷小学校にナイター設備が設置されています。</p> <p>学校施設開放事業では、21時まで利用することが可能であり、必要に応じてナイター設備も使用できる環境として運用してきました。</p> | | |
| | <p>今後の改善予定等</p> <p>青森地区では、照明設備が設置されている学校を夜間スポーツ広場として開放するにあたり、利用当日の管理責任者を配置し、後日、使用時間に応じた電気料を一部実費負担として徴収しています。</p> <p>今後においては、管理責任者の配置などを含め、青森地区の運用を参考にしつつ、浪岡地区における照明利用の取扱いについて検討していきます。</p> | | |

| | | No | 指摘事項18 |
|-------|--|---|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 製作看板の寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて(三内小学校) | | |
| 指摘事項 | 平成30年度中に私費会計「三内小学校創立50周年記念事業会計」において看板製作・取付代86千円が支出され、製作された看板は学校に寄附されているが、寄附採納の手続きが行われておらず、物品台帳にも登録がなされていなかった。学校は物品寄贈を受けた場合には、青森市財務規則第246条に基づき寄附採納の手続きを行い、青森市財務規則第253条に基づき速やかに関連する台帳に登録する必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 201 | | |
| 対応 | 対応方針 | 是正 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 平成30年度において寄附を受けたものの、寄附採納の手続きを行っていませんでした。 | | |
| | <p>今後の改善予定等</p> <p>令和元年9月に寄附採納の手続きを行い、備品台帳に登録しました。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項19 |
|--------------|--|----|------------------------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 扇風機(29台)の寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて(三内小学校) | | |
| 指摘事項 | 過年度にPTAより寄附された扇風機(29台)について、寄附採納の手続が行われておらず、物品台帳にも登録がなされていなかった。学校は物品寄贈を受けた場合には、青森市財務規則第246条に基づき寄附採納の手続を行い、青森市財務規則第253条に基づき速やかに関連する台帳に登録する必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 201 | | |
| 対応 | 対応方針 | 是正 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 平成30年度において寄附を受けたものの、寄附採納の手続きを行っていませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| | | | 令和元年9月に寄附採納の手続きを行いました。 |

| | | No | 意見36 |
|--------------|---|------|---|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 工芸品の有効活用について(三内小学校) | | |
| 意見 | 備品台帳に登録されている工芸品(花瓶 鈴銅 鳳山作)は、退職時の記念品として職員が寄贈したものであるが、倉庫に保管されたままになっている。学校では飾る場所等もなく、退職する職員からの記念品でもあることから処分もできないため、倉庫にて保管したままにせざるを得ないとのことであるが、市では各部門で使用しない物品を有効活用するための仕組み(広報)もある。学校だけに限らず市の他の部門において有効活用できないか方策を講ずる必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 202 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 工芸品については、これまで破損防止等の観点から、配置する適正な場所がないため、倉庫に保管していました。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| | | | 工芸品は、寄贈者の意図から当該学校以外に配置することは適当でないことから、今後使用する可能性も含め、当該学校において引き続き適正な管理を行います。 |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見37 |
|-------|--|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 所有権不明の仏像・工芸品について(三内小学校) | | |
| 意見 | 南棟2F踊り場に、仏像や工芸品等(以下、仏像等という。)が複数点展示されている。これら仏像等については「所有 ○○」と個人名が付記されており、備品台帳にも登録がないことから、学校所有のものではなく、それぞれ個人から貸借していることが推測される。これらは、相当過去に展示開始されたものであり、賃貸契約等はなく、その展示されるに至った経緯も不明のことであった。今後、時が経つにつれ、仏像等に係る権利義務関係の解明はより困難となることが予想される。早期に所有者を特定し、賃貸契約を締結する、所有者に返還する、不明の場合には市への移管を検討するといった何らかの対応が望まれる。 | | |
| 掲載ページ | 202 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 仏像等について、展示されるに至った経緯等は不明ですが、児童生徒のための教材の一つとしてこれまで展示してきました。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| | 仏像等については、経緯等の詳細が不明であるため、所有者を探し、賃貸契約の締結或いは返還することはできません。 また、仏像等については、陶器であり、青森市財務規則第223条第1項第1号ホに規定している「陶器等で破損しやすいもの」として備品から除かれるものではありませんが、今後においても適正に管理していきます。 | | |

| | | No | 指摘事項20 |
|-------|--|------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | その他の指摘事項及び意見について 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 USBメモリの長期貸し出しについて(三内小学校) | | |
| 指摘事項 | 学校には教育委員会からUSBメモリ(以下、「USB」という。)が3本貸し出されている。学校では、USBは希望する職員に数日間の貸出しを行う場合がある。貸出しを行う3本のUSBについては、通し番号を付したシールを貼り付け、台帳(「USB貸出簿」)によって管理を行っている。 USB貸出簿を閲覧したところ、長期間貸し出されたままになっているものがあった。監査実施日(令和元年9月9日)時点で、平成30年11月28日に貸し出されたものが1本、令和元年6月28日に貸し出されたものが1本あった。USBには学校の重要なデータが保管されている可能性もあり、現物が存在することの確認は重要である。長期に貸し出したままにせず、貸出後一定期間返却のないものについては、引き上げ照合する等適切に管理する必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 202 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 各学校における情報セキュリティ強化のため、平成30年度から、校務用の端末とインターネットを使用するための端末を分けて運用しています。 これにより、両端末間でデータの移行を行う際に必要とされるUSBメモリを各学校に配置したところ です。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| | 当該USBは端末間のデータ移行用であること、また、その目的を踏まえ、長期間貸し出されることがないように管理を徹底することなどについて、令和2年1月に、各学校に対し改めて指導しました。 | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見38 |
|---|--|---|------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | その他の指摘事項及び意見について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | USB貸出簿への製造番号の記載について(三内小学校) | | |
| 意見 | 学校ではUSBに通し番号を付したシールを貼付け、USB貸出簿によって管理を行っている。現状ではUSB貸出簿上、通し番号を記載するのみであり、製造番号等各USBを特定できる情報の記載は行っていない。USBは簡単に持ち出しが可能な物であり、その管理は厳密に行う必要がある。通し番号のシールのみであれば貼り換え等の操作も容易であるので、学校の保管するUSBの特定を確実にするためにも製造番号等もUSB貸出簿に記載し管理を行うことが必要である。 | | |
| 掲載ページ | 202 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 各学校における情報セキュリティ強化のため、平成30年度から、校務用の端末とインターネットを使用するための端末を分けて運用しています。 これにより、両端末間でデータの移行を行う際に必要とされるUSBメモリを各学校に配置したところです。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 当該USBメモリは、端末間でデータを移行するためのものであり、用途上それぞれのUSBを特定する必要はないものの、その目的を踏まえ、適正に管理するよう、令和2年1月に、各学校に対し改めて指導しました。 | | | |

| | | No | 指摘事項21 |
|---|--|---|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 私費会計の締め日について(三内小学校) | | |
| 指摘事項 | スキー教室や部活動等の児童の教育活動を支援する目的の私費会計「平成30年度 体育文化後援会」にかかる会計締め日が平成31年4月4日となっており、平成31年4月1日～平成31年4月4日における支出(14件、203千円)を平成30年度決算に含んでいる。取扱マニュアルでは年度終了日を3月31日と定めており、これに反する取扱いである。平成30年度決算書は、収入892千円、支出892千円(14件、203千円含む)の収支均一にて報告がなされているが、取扱マニュアルのとおり3月31日を締め日とした場合には、収入892千円に対し、支出689千円となるため、収支が均一とならない。 そもそも、私費会計「体育文化後援会」は、スキー教室や部活動等の児童の教育活動を支援する目的として各学年の保護者から負担相当額を徴収しているものであり、保護者間の公平性を保つためには繰越等を発生させず、単年度で収支が均一となるような運用が望まれる。今回のケースでは、平成30年度会計として平成31年4月1日以降に203千円の支出がなされており、その支出時点では既に平成30年度の第6学年は卒業しており、各学年の保護者間における公平性が害されているとも考えられる。こういった意味からも、取扱マニュアルに則した会計締め日を設定する必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 203 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 各校の学校徴収金取扱マニュアルでは、会計年度は4月1日から3月31日と定められていますが、3月に発注した物品が4月に納品されたものがあり、結果として、新年度である4月に前年度分の支払いをしてしまいました。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 当該年度中に使用する物品については、当該年度中に納入が完了するよう契約手続を進めるほか、マニュアルに基づいた適正な会計事務を行うよう指導しました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項22 |
|-------|--|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 校長が実施する会計検査の不備について(三内小学校) | | |
| 指摘事項 | 取扱マニュアル上、校長自らが会計検査として各私費会計の「現金、預金通帳の取扱い及び保管状況」「諸帳票、関連帳票等の処理状況」を年3回(7月、12月、3月)検査することが定められているが、実際には行われておらず形骸化している。取扱マニュアルに基づき、今後、私費会計全てを検証を行い、漏れなく証跡を残す、検査報告などを記録することが必要である。実務適応において、全私費会計を校長が年3回にもわたり会計検査を行うことは相当な事務負担であることも想定されるため、実施回数を減らすことや、対象とする私費会計を絞るといった対応も現実的であろう。 | | |
| 掲載ページ | 203 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 学校徴収金取扱マニュアルでは、校長が年3回会計監査を実施することと規定していますが、会計監査がされていませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 学校徴収金取扱マニュアルに従い、年3回、校長が会計検査を実施することを改めて各校へ指導したほか、今後においては、教育委員会による学校訪問の際に、その検査結果について確認することとしました。 | | |

| | | No | 指摘事項23 |
|-------|--|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 周年記念事業にかかる余剰金組込に係る判断について(三内小学校) | | |
| 指摘事項 | 私費会計「三内小学校創立50周年記念事業会計」は平成30年度で終了しているが、当該会計で余剰となった資金307千円は新たに設定された私費会計「PTA積立基金」に組み込まれ、平成31年3月26日に同会計の預金通帳に移し替えられている。取扱マニュアルによれば、「学校徴収金にかかる預金の取扱いについては、保護者と事前に協議しておかなければならない。」と規定されているが、私費会計「PTA積立基金」への組み込みは周年事業の実行委員長がPTA会長との協議により決定されたとのことであり、決定に際しての記録は残されていない。組み込みの際に、保護者への十分な説明、協議、文書化を行うべきであった。 | | |
| 掲載ページ | 204 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 「三内小学校創立50周年記念事業会計」は任意団体の会計であり、余剰金の取扱いについては、実行委員長とPTA会長との協議で行われ、その協議記録や内容については、保護者へ周知されていませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 当該事案については、学校徴収金取扱マニュアルの対象外ではあるものの、今後においては、マニュアルに準じ、適切な徴収金の取扱いに努めるよう各校へ指導しました。 | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項24 |
|-------|--|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 簿外となっている周年記念事業積立金について(三内小学校) | | |
| 指摘事項 | 平成30年度に新たに設定された「PTA積立金基金」会計について、決算報告書が作成されていない。「PTA積立金基金」も一つの私費会計区分として設定し、決算報告書の作成や会計監査を実施する必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 204 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | PTA積立金基金は、学校徴収金取扱マニュアルの対象ではありませんが、会計を管理する上で一般的に必要な決算報告書の作成や会計監査の実施をしていませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| | PTA積立金基金は、学校徴収金取扱マニュアルの対象外ではあるものの、今後においては、マニュアルに準じ、決算書の作成や会計監査の実施をするよう各校へ指導しました。 | | |

| | | No | 指摘事項25 |
|-------|--|----|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 備品シールが貼られていない備品について(甲田中学校) | | |
| 指摘事項 | 台帳に登録はされているが、備品シールが貼られていない備品がある(2階教具室 OHP等)。これらの備品には、分類区分、品名番号、取得年度が記載されたシールが貼られているものの、現在の市所定の備品シールは貼られていない。また、分類番号、品名番号等は備品台帳には記載されておらず、同一物の認定ができない状態にある。 | | |
| 掲載ページ | これら備品の中には現在使用されておらず廃棄が予定されているものもあるが、廃棄予定のものは青森市財務規則第239条及び第240条に基づき早急に返納又は処分する必要があり、そうでないものについては青森市財務規則第231条に基づきシールを再発行し、貼付けを行うべきである。 | | |
| 208 | | | |
| 対応 | 対応方針 | 是正 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 備品台帳と現物との照合、備品シールの貼付状況の確認については、年1回実施しておりますが、備品シールが剥がれていることに気づきませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| | 令和2年5月に備品シールの再発行手続きを行い、備品に貼付しました。 また、廃棄予定のものについては、早急に返納の手続きを行い、処分します。 | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項26 |
|----------------------------------|---|---|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局指導課 | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 寄附採納図書の手帳登録漏れについて(甲田中学校) | | |
| 指摘事項 | 平成30年8月7日に寄附採納となった図書(寄附内容の公表不同意のもの)について、図書手帳に登録が行われていない。寄附採納が行われた場合には、青森市財務規則第253条に基づき速やかに関連する手帳に登録する必要がある。なお、本件図書は監査当日中に登録され、校長の確認済となっている。 | | |
| 掲載ページ | 208 | | |
| 対応 | 対応方針 | 是正 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 図書手帳と現物の照合について、学校訪問等で指導・助言をしてきましたが、寄附採納となった図書の手帳登録・整備について確認していませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 令和2年3月に、図書手帳と現物が整合するよう棚卸を実施しました。 | | | |

| | | No | 指摘事項27 |
|---------------------------------|--|---|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 電動スクリーンの寄附採納処理漏れ、手帳登録漏れについて(甲田中学校) | | |
| 指摘事項 | 平成30年度中に私費会計「第3学年諸費」にて購入され、学校へ寄贈された卒業記念寄附物品(電動スクリーン)について、寄附採納の手続が行われておらず、物品手帳にも登録がなされていなかった。学校は物品寄贈を受けた場合には、青森市財務規則第246条に基づき寄附採納の手続を行い、青森市財務規則第253条に基づき速やかに関連する手帳に登録する必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 209 | | |
| 対応 | 対応方針 | 是正 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 平成30年度において寄附を受けたものの、寄附採納の手続きを行っていませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 令和2年5月に寄附採納の手続きを行い、備品手帳に登録しました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見39 |
|---------------------------------|---|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 市の所有でない備品の処理について(甲田中学校) | | |
| 意見 | 剣道場にある用具置き場に個人所有の防具が複数保管されている。卒業生のものと思われるとのことであるが、返却(不要であれば処分)等の処理が必要である。 | | |
| 掲載ページ | 209 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 防具については、用具置き場に卒業生が置いていったものです。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 防具の所有者を特定し、今後所有者に連絡し返却することとします。 | | | |

| | | No | 指摘事項28 |
|---|---|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 決算報告書期末日以前の監査実施について(甲田中学校) | | |
| 指摘事項 | 私費会計「平成30年度 PTA会費」「平成30年度 教育振興費」の決算書にかかる会計監査報告書は平成31年2月21日付で提出がされている。一方で、これらの私費会計において、監査翌日の平成31年2月22日から決算期末日である平成31年3月31日までの間に複数の収入・支出が計上されている。取扱マニュアルによれば、会計年度は4月1日から3月31日であることが明示されており、会計監査は「各年度の決算書を作成したとき」に実施するものとされている。これより、決算が確定していない平成31年2月21日において会計監査を行うことは取扱マニュアルに反する運用である。 当然であるが、会計監査は私費の不適切・不正な利用を防止する重要な内部牽制機能を有している。現状の運用では、監査後に行った収支について正規の会計監査を受けないことになるため、不適切・不正な私費会計の利用がなされる「機会」が認められ問題である。今後、マニュアルに基づいた実効性のある会計監査の実施を求める。 | | |
| 掲載ページ | 209 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 学校徴収金取扱マニュアルにおいて、全ての出納事務が完成した場合は、年度途中においても決算することができることと定めていることから、年度途中に決算書を作成し会計監査を実施したものであり、結果として予期せぬ収入・支出が発生し、処理したものです。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 今後については、年度途中で決算する場合は、必ず年度内における全ての出納事務が完成したことを確認した上で、決算書の作成、会計監査の実施を行うよう各校へ指導しました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項29 |
|-------|--|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | タクシー領収書の不添付について(甲田中学校) | | |
| 指摘事項 | 私費会計「平成30年度 部活動振興会費」より、平成30年7月に県中体連引率として25,100円のタクシー代の支出がなされているが、領収書等の証拠証憑の添付がなされていない。取扱マニュアルにおいては領収書等の支出証拠証憑の有無についての明確な定めはないものの、一般的な会計慣行ではタクシー代は当然に領収書等の証拠書類に基づき会計処理がなされること、私費会計「平成30年度 部活動振興会費」においては全校生徒から一律5,000円を徴収しており詳細な説明責任が生じていることから、証拠書類は必ず添付する必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 209 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>学校徴収金取扱マニュアルにおいて、支出を済ませた場合は、関係帳票を速やかに整理しなければならないと規定していますが、関係帳票となる領収書が添付されていませんでした。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>今後については、支出を済ませた際は、速やかに関係帳票の整理を行うこととし、領収書等の証拠書類の添付がされているか確認することを徹底させ、適切な事務処理を行うよう各校へ指導しました。</p> | | |

| | | No | 指摘事項30 |
|-------|---|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 正確な私費会計決算書の作成について(甲田中学校) | | |
| 指摘事項 | 私費会計「平成30年度第2学年諸費」の決算書に誤りがあった。収入の部「会費」が11千円多く計上されており、支出の部「学年、学級活動費」が14千円多く、「PTA会費」が計上3千円少なく計上されている。実際の取引を記載してある「総括」表に記載された収支は、この会計の預金通帳の記載と一致しており、決算書への転記(集計)誤りということになるが、誤りの発見は難しいものではない。正しい決算書の作成を行うべきである。また、この決算書は会計監査員の監査も受けているが、深度ある監査が求められる。 | | |
| 掲載ページ | 210 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>決算書作成に当たり、預金通帳から決算書への転記(集計)誤りにより、預金通帳との整合性がとれないものとなっていました。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>決算書作成時には、複数人によるチェックを徹底し、また、厳格かつ深度ある監査を実施するよう指導しました。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項31 |
|---|---|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 正確な私費会計の記帳について(甲田中学校) | | |
| 指摘事項 | 本校生徒の部活動の振興を図ることを目的とする私費会計「平成30年度 部活動振興会費」において、平成30年4月に陸上選手権大会参加費として5,200円の支出があったものの、会計記帳は5,000円と記録されており誤っていた。取扱マニュアルに基づく校長のチェック機能の強化や、出納担当者による正確な事務実施を求める。 | | |
| 掲載ページ | 210 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 支出の際に起票した会計記帳に誤った金額を記載し、校長の決裁を受けていました。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 会計記帳の起票時には、複数人によるチェック等により確認を徹底するよう指導しました。 | | | |

| | | No | 指摘事項32 |
|---|--|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 簿外となっている周年記念事業積立の通帳残高について(甲田中学校) | | |
| 指摘事項 | 60周年記念事業の積立金が平成31年3月31日時点で950,553円の残高があるものの、周年記念事業積立に関する決算報告書が作成されていない。周年記念事業積立の財源は、各私費会計からの繰入等であり、各私費会計同様に厳正な管理が求められる。周年記念事業積立金も一つの私費会計区分として設定し、決算報告書の作成や会計監査を実施することを求める。 | | |
| 掲載ページ | 210 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 60周年記念事業積立金は、学校徴収金取扱マニュアルの対象ではありませんが、会計を管理する上で一般的に必要な決算報告書の作成や会計監査の実施をしていませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 60周年記念事業積立金は、学校徴収金取扱マニュアルの対象外ではあるものの、今後においては、マニュアルに準じ、決算書の作成や会計監査の実施をするよう各校へ指導しました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | | No | 意見40 |
|--------------|---|-------------|-------|------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 部活動振興会私費会計のジュース代、昼食代、夕食代について(甲田中学校) | | | |
| 意見 | 部活動の遠征の際に私費会計「部活動振興会費」より、ジュース代(1日500円程度)、昼食代(1日500円程度)、夕食代(1日1,000円程度)等が支給されている。この支給は、部活担当教員に対してなされており、部活担当教員より生徒へ配分されることが想定されているものの、部活担当教員に支給した以降の疎明資料(実際の食事・ジュース購入に際しての領収書や生徒が受け取ったとする確認書等)の保存が原則なされないため、実費にて支給がなされたか、実際に生徒に配分されているのか等を疎明することはできない。また、ジュース代、昼食代、夕食代の支給に関するマニュアル等は存在せず、都度における判断にて支給の有無や金額を決定している状況にある。現状の方法では、教員による着服や、支出を目的外のものに充当する機会が存在してしまうし、その支給が時々の判断に依拠するため公平性の観点からも問題があるものと思料される。 部活動振興会費は、部活動加入の有無にかかわらず全校生徒保護者から一律5,000円を徴収しており、詳細な説明責任が生じている。マニュアル等でジュース代、昼食代、夕食代の支給基準を定め、その基準にて支給を行い、残額が生じた場合には精算を行うといった透明性が担保される運用が望まれる。 | | | |
| 掲載ページ | 210 | | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 学校徴収金取扱マニュアルにおいて、支出を済ませた場合は、関係帳票を速やかに整理しなければならないと規定していますが、関係帳票となる領収書が添付されていませんでした。 | | | |
| | 今後の改善予定等 支出を済ませた際は、速やかに関係帳票の整理を行うこととし、領収書等の証拠書類の添付がされているか確認することを徹底させ、適切な事務処理を行うよう各校へ指導しました。 また、あわせて、決算報告時には詳細な説明を行うよう指導しました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項33 |
|---|---|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局指導課 | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 薬品の安全管理について(南中学校) | | |
| 指摘事項 | 第一理科準備室にピーカーに開けたままで、ふたなしの状態では保管されている薬品(エタノールと思われるもの)があった。実験途中のものということであるが、薬品であり引火性、麻酔効果等リスクのある物品でもある。薬品については子ども達に害が及ばないような保管を行う必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 214 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | これまで、薬品の安全な使用について、学校訪問等で指導・助言をしてきましたが、理科準備室の様子や薬品類の適正な保管について確認していませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 令和2年1月に、市内全小・中学校に対し、医薬外用劇物の保管等について、施錠できる薬品棚へ保管すること及び各校において理科薬品管理責任者を定め、定期的に薬品類の適正な管理状況の点検を行うよう指示しました。 | | | |

| | | No | 指摘事項34 |
|-----------------------------------|--|----|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 備品シールの貼り漏れについて(南中学校) | | |
| 指摘事項 | 青森市財務規則第231条では備品に標識を付しておかなければならない旨定めている。備品台帳から備品をサンプル抽出し現品と照合を行った結果、備品シールが貼られていない備品が複数あった。学校では、年に1回備品の棚卸が実施されており、その実施状況、結果は「備品一覧表、備品照合確認票」に記録され、実施日、担当者の記録も行われている。これは、担当教諭による棚卸は行われているものの、教諭にとっては熟知した物品であるため、シールの貼付状況をよく確認せずに現物照合を行っていることによるものと思われる。棚卸を行う際は、台帳記載の備品No.と備品シールのNo.をよく確認するよう指導徹底が必要である。 | | |
| 掲載ページ | 214 | | |
| 対応 | 対応方針 | 是正 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 備品台帳と現品との照合、備品シールの貼付状況の確認については、年1回実施しておりますが、備品シールが剥がれていることに気づきませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 令和元年9月に備品シールの再発行手続きを行い、備品に貼付しました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項35 |
|---|---|----|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 寄附採納備品の管理について(南中学校) | | |
| 指摘事項 | <p>美術室に、高校から寄附を受けたと思われる胸像レプリカが保管されているが、備品シールの貼付はなく、台帳にも登録されていない。いつ、誰が持ち込んだのか分からないとのことであるが、無償の寄附であっても青森市財務規則に定める金額を超えるものは備品登録が必要であり、寄附受け入れ時に検討が必要であった。備品として所有するのであれば、備品登録を行い、今後管理する必要がある。</p> <p>また、3階の教材室に過年度にPTAから寄贈されたが寄附受け処理が行われず、備品登録も行われていない加湿器があった。学校での使用予定はなく廃棄することについてPTAも了解済であるということであるが、本来、受け入れ時に処理や備品登録が行われていないことに気が付いた時点で然るべき措置を行う必要があった。</p> | | |
| 掲載ページ | 215 | | |
| 対応 | 対応方針 | 是正 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>胸像レプリカについては、取得経緯が不明であり、そのまま保管されていたものでした。</p> <p>また、寄附を受けた加湿器については、寄附の手続き及び備品登録を行っていませんでした。</p> | | |
| <p>今後の改善予定等</p> <p>胸像レプリカについては、石膏製であり、青森市財務規則第223条第1項第1号ホに規定している「陶器等で破損しやすいもの」として備品から除かれるものではありませんが、今後においても適正に管理していきます。</p> <p>また、寄附を受けた加湿器については、寄附を受けてから相当年数が経過していることから、現時点において寄附採納に係る手続きを行うことはできませんが、取得事由を寄附としたうえで早急に備品登録を行い、処分することとしました。</p> | | | |

| | | No | 指摘事項36 |
|--|--|----|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 備品の登録漏れについて(南中学校) | | |
| 指摘事項 | 美術室に保管されている版画用プレス機には「手をふれないこと(調整中)」と記載された紙が貼り付けられている。この機械は台帳に登録されておらず、備品シールの貼付もない。返納申請書綴りにも記載がないことから処分手続も行われていない。備品登録漏れであれば、登録し管理を行う必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 215 | | |
| 対応 | 対応方針 | 是正 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>版画用プレス機については、今後使用可能なものであれば、備品登録を行う予定でした。</p> | | |
| <p>今後の改善予定等</p> <p>早急に備品登録を行うことし、また、使用可能なものかを確認した結果、使用不能であったため、処分することとします。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見41 |
|---|--|-------------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 教職員の私物について(南中学校) | | |
| 意見 | 金工室内に設けられている生徒会用スペース(生徒会室)の机上に備品シールの貼付のないカメラ及びプロジェクタが置いてあった。教員の私物であろうということであるが、原則私物は学校に持ち込むべきではなく、持ち込むとしても予め定められた保管場所に保管すべきなのであって学校の備品と私物は区別しておく必要がある。私物保管個所にて保管するか、学校の備品ではなく私物であることが明確に判るような対応を行う必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 215 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 備品シールの貼付のないカメラ及びプロジェクタについては、校務で使用する必要が生じていましたが、学校に同等の備品が備え付けていなかったため、やむを得ず私物のものを使用していました。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 学校において校務で使用するものは、学校備品として購入し使用すべきであることを指導しました。 | | | |

| | | No | 意見42 |
|---|--|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 不使用備品の処分について(南中学校) | | |
| 意見 | 金工室に保管されている「オシロスコープ」は、保管されている箱も埃が積もった状態であり長期間使用されていないものと思われる。この備品は、今後使用予定はないとのことであり、早急に処分すべきものと思われる。 | | |
| 掲載ページ | 216 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | オシロスコープは、使用頻度は低いものの、使用可能な状態であるため、保管していたものです。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| オシロスコープは、学校において使用する可能性があることから、今後においても適正に管理していきますが、不要と判断した場合には、処分することとします。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見43 |
|-------|--|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 備品の有効活用について(南中学校) | | |
| 意見 | 3階の教材室に保管されている過年度にPTAから寄贈された加湿器について、学校での使用予定はなく廃棄することについてPTAも了解済であるということであるが、近年インフルエンザの流行が勢いを増してきている。加湿器はインフルエンザ予防に有用な器具であるとされており、学校に限らず検索先を市全体に広げれば活用先が見つかる可能性はある。市では各部門で使用しない物品を有効活用するための仕組み(広報)もある。学校だけに限らず市の他の部門において有効活用できないか方を講ずる必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 216 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 加湿器については、耐用年数が相当経過しているばかりか、その専用の消耗品の生産が終了していることから、活用できない状況にあります。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| | 加湿器については、現在専用の消耗品がなく、使用するのが難しいことから早急に処分することとします。 | | |

| | | No | 意見44 |
|-------|---|-------------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局指導課 | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 図書の排架登録(所在登録)について(南中学校) | | |
| 意見 | 図書は学校図書システムにて台帳管理されているが、現状で図書の排架登録(所在場所にかかる登録)を行っていない。今般の監査における図書台帳と図書現物の照合においても、図書現物の検索に時間を要した。生徒の利便性向上、効率的な図書管理の観点から排架登録(所在登録)を行うことが望まれる。 | | |
| 掲載ページ | 216 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 十進分類法に基づいた図書台帳と現物を照合・整理について、学校訪問等で指導・助言してきましたが、適正な管理・運営について確認していませんでした。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| | 令和2年3月までに、全小・中学校へ十進分類法に基づいて登録・配架された図書現物を、返却時に本来の棚に適切に戻し、排架登録がされていない図書については登録をするよう指示しました。 | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項37 |
|--|---|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 監査委員の独立性について(南中学校) | | |
| 指摘事項 | 私費会計「平成30年度 生徒会会計」の監査委員を校長が担っていた。取扱マニュアルでは監査委員の要件を、実効性のある監査を行うことを目的に、独立性が担保される「関係する徴収金に関わらない第三者」と定めており、当私費会計の支出承認を行う校長が監査を実施することは、取扱マニュアルに反する取扱いである。現状では監査委員の独立性の観点から問題があるため、監査委員の選定について取扱マニュアルに則した厳格な対応を求める。 | | |
| 掲載ページ | 216 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 学校徴収金取扱マニュアルに基づく監査委員の認識がないまま、校長が生徒会会計の監査を行っていました。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 学校徴収金取扱マニュアルに基づき、監査委員の選任にあたっては必ず「関係する徴収金に関わらない第三者から、校長が選出する」ことを遵守するよう指導しました。 | | | |

| | | No | 指摘事項38 |
|---|---|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 私費会計の締め日について(南中学校) | | |
| 指摘事項 | 私費会計「平成30年度 振興会会計」「平成30年度父母と教師の会会計」にかかる会計締め日が平成31年3月20日前後となっており、3月末直前における収支(振興会会計:支出2件21千円 父母と教師の会会計:支出2件43千円、収入1件17千円)が決算書にとりこまれていない。取扱マニュアルでは年度終了日を3月31日と定めており、取扱マニュアルに則した対応が求められる。 | | |
| 掲載ページ | 217 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 学校徴収金取扱マニュアルにおいて、全ての出納事務が完成した場合は、年度途中においても決算することができることと定めていることから、年度途中で決算書を作成し会計監査を実施したものであり、結果として予期せぬ収入・支出が発生し、会計に処理したものです。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| 今後については、年度途中で決算する場合は、必ず年度内における全ての出納事務が完成したことを確認した上で、決算書の作成、会計監査の実施を行うよう各校へ指導しました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項39 |
|-------|--|-------------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 簿外となっている振興会積立金について(南中学校) | | |
| 指摘事項 | <p>過年度より設定されている「振興会運営基金」会計について、決算報告書が作成されていない。平成31年3月31日現在の基金残高は1,668千円と相応の金額となっている。「振興会運営基金」も一つの私費会計区分として設定し、決算報告書の作成や会計監査を実施する必要がある。</p> | | |
| 掲載ページ | 217 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>振興会運営基金は、学校徴収金取扱マニュアルの対象ではありませんが、会計を管理する上で一般的に必要な決算報告書の作成や会計監査の実施をしていませんでした。</p> | | |
| | <p>今後の改善予定等</p> <p>振興会運営基金は、学校徴収金取扱マニュアルの対象外ではあるものの、今後においては、マニュアルに準じ、決算書の作成や会計監査の実施をするよう各校へ指導しました。</p> | | |

| | | No | 意見45 |
|-------|---|-------------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局総務課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 小・中学校私費会計について | | |
| | 小学校運営管理事務、小学校教材整備事務、中学校運営管理事務、中学校教材整備事務 | | |
| | 振興会私費会計から支出される昼食代について(南中学校) | | |
| 意見 | <p>当校で部活動の県外遠征等の際には私費会計「振興会会計」より一人1,000円以内の昼食費が支給されている。多くのケースで、参加人数×1,000円が部活担当教員に支給されているが、領収書等の保存がなく、教員に支給した以降の疎明資料もないため、実費かどうか、実際に参加者に昼食費として配分されているのか等を疎明することが現状できない。教員の着服や当該支出を昼食費以外のものにも充当する機会が存在し、問題である。マニュアル等で昼食代の領収書添付を求め、残額が生じた場合には精算を行うといった透明性をもった運用が望まれる。</p> | | |
| 掲載ページ | 217 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>学校徴収金取扱マニュアルにおいて、支出を済ませた場合は、関係帳票を速やかに整理しなければならないと規定していますが、関係帳票となる領収書が添付されていませんでした。</p> | | |
| | <p>今後の改善予定等</p> <p>支出を済ませた際は、速やかに関係帳票の整理を行うこととし、領収書等の証拠書類の添付がされているか確認することを徹底させ、適切な事務処理を行うよう各校へ指導しました。</p> <p>また、あわせて、マニュアルに基づき、残額が生じた場合には精算を行い、決算報告時には詳細な説明を行うよう指導しました。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項8 |
|--|---|--------------------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局文化学習活動推進課 | 教育委員会事務局浪岡教育事務所教育課 | |
| 項目 | 事務執行上の誤りについて | | |
| | 生涯学習推進員設置事業 | | |
| | 支出命令書の検査日について | | |
| 指摘事項 | 浪岡教育事務所教育課で支出された、支出負担行為兼支出命令書を確認したところ、検査日が誤った日付(平成31年の検査実施にもかかわらず、平成30年と記載)で起案されており、誤った検査日のまま決裁されていた。会計機関である審査課の審査においてもこの誤りは指摘されずに修正されることはなかった。浪岡教育事務所教育課及び審査課それぞれの課で複数人が目を通して、誰も気付かないのはチェック機能が働いていない証拠である。日付の整合性確認は基本的な確認事項であり、決裁過程においては起案文書に記載されている日付の整合性に十分注意を払う必要がある。 | | |
| 掲載ページ | 118 | | |
| 対応 | 対応方針 | 是 正 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 財務会計システムにより支出負担行為兼支出命令書の帳票を起票する際に、前年同月の帳票のデータを使用したが、検査日の「年」を修正しなかったため、誤りが発生したものです。また、教育課及び審査課の職員相互のチェックが適切に行われていませんでした。 | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| 平成30年度の支出であり、財務会計システム上での修正は不可能なことから、令和元年10月に、帳票の検査日を手書きで平成31年に修正しました。支出命令書のみならず作成する財務会計帳票については、これまで以上に職員相互によるチェックを徹底し、適正な事務処理を行うよう課内職員に周知しました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | No | 意見17 |
|--------------|---|---|
| 担当課 | 教育委員会事務局文化学習活動推進課 | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について 生涯学習推進員設置事業 事業の全体的な管理について | |
| 意見 | 当事業は文化学習活動推進課、中央市民センター、浪岡教育事務所教育課の3つの拠点に生涯学習推進員を配置し、事業が遂行されている。当事業を全体的に管理しているのは所管課である文化学習活動推進課であるが、所管課の担当者は、中央市民センター及び浪岡教育事務所教育課における事業の実施状況や、書類の保管状況を詳細には把握していなかった。当事業を全体的に管理しているのが所管課であるのであれば、やはり所管課が全ての拠点の事業の実施状況の把握をし、事業を実施した結果得られた成果、事業の問題点、改善すべき方策、次年度の事業計画の立案を行うべきであろう。中央市民センター及び浪岡教育事務所教育課における事業の実施状況を適切に把握していない現状においては、PDCAサイクルのC、すなわち、チェック機能が働いていないといえるであろう。PDCAサイクルを円滑に進める上でも、所管課が全ての拠点の事業の実施状況を把握することが必要である。 | |
| 掲載ページ | 119 | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 当事業の所管課である文化学習活動推進課では、規則及び要領に基づき生涯学習推進員を委嘱し、担当区分（学校支援、社会教育支援）、勤務場所（文化学習活動推進課、中央市民センター、浪岡教育事務所教育課）を決定し、生涯学習推進員を配置しております。各所属に配置された生涯学習推進員は、各所属長の指揮管理のもとに業務を行い、業務報告も各所属長に行っておりますが、文化学習活動推進課には、中央市民センター及び浪岡教育事務所教育課における事業の実施状況や、業務に関する書類が報告される仕組みにはなっていませんでした。 | |
| | 今後の改善予定等 令和2年度から、中央市民センター及び浪岡教育事務所教育課における生涯学習推進員の訪問記録など、当事業の実施状況等について、毎月文化学習活動推進課に報告される仕組みを構築し、実施しています。 | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項9 |
|---|---|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局文化学習活動推進課 | | |
| 項目 | 事務執行上の誤りについて | | |
| | 青森市文化スポーツ振興公社助成事業(補助金)(文化事業) | | |
| | 補助金に消費税等が含まれていることについて | | |
| 指摘事項 | <p>当事業の補助金に関する要綱である、「平成30年度青森市文化スポーツ振興公社に対する補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)において、消費税に関する記載がされておらず、消費税込みの金額を補助対象経費としている。補助金交付先である振興公社において、消費税の経理処理は税込処理で行っている。そして、補助金収入は消費税法上不課税取引に該当するが、その一方、補助事業に関する事業経費の消費税等について、仕入税額控除をすることが可能であり、このことは補助金の過大支給という結果を招く恐れがある。市は振興公社の決算書を入手しており、決算書において未払消費税の計上が確認でき、振興公社が課税事業者であることは容易に推察できる。補助金の過大支給を防ぐためにも、交付要綱において消費税等について記載をすともにも、補助事業に関する事業経費の消費税等相当額の控除の確認のため、振興公社から消費税等に係る仕入税額控除の報告を受け、補助金の過大支給が確認された場合には、補助金の返還を求めなくてはならない。</p> | | |
| 掲載ページ | 122 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>当事業の交付要綱において、消費税に関する記載がされていない一方、消費税込みの金額を補助対象経費としており、補助事業における消費税仕入税額控除が発生した場合、これを把握できない状況となっていました。</p> | | |
| <p>今後の改善予定等</p> <p>令和2年4月に、平成30年度及び平成31年度の当事業に係る消費税仕入税額控除の報告を受け、補助金の過大支給とならなかったことを確認しました。</p> <p>また、当事業の令和2年度交付要綱において、消費税仕入税額控除に関する規定及びその金額に係る報告様式を定め、補助金の精算に当たり、消費税仕入税額控除の報告を受けることとしました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見18 |
|---|--|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局文化学習活動推進課 | | |
| 項目 | 契約行為等について | | |
| | 文化施設機能整備事業(文化学習活動推進課)について | | |
| | 参考見積書の徴取について | | |
| 意見 | <p>当事業において、平成30年度は市民ホールのワイヤレスマイク装置改修工事が行われた。その工事業者の選定に当たっては一般競争入札が行われ、予定価格の積算に当たっては、1者から参考見積書を徴取し積算を行っている。そして、3者による入札が行われたが、2者が最低制限価格を下回る金額で入札したため2者とも失格となり、残った1者が落札した。しかし、落札したのは市が参考見積書を徴取した業者であり、落札金額はほぼ最低制限価格に近い金額であった。また、市は参考見積書の見積金額をそのまま予定価格としていた。参考見積書を作成した業者は他の業者と比較して、予定価格や最低制限価格を有利に予測できる立場にあり、参考見積書作成業者に予定価格、最低制限価格に関する情報が偏在することは否めない。情報の偏在を可能な限り解消し、入札事務の透明性を確保する観点から、できる限り2者以上から参考見積書を徴取して予定価格の積算を行うといった対応が必要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 125 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>当事業における予定価格の設定に当たっては、ワイヤレスマイクとホールの音響装置が連動して機能するという機器の特殊性から、音響装置全体の保守点検業務を行っている1者から参考見積書を徴していました。結果として、参考見積を徴した1者が、最低制限価格に近い金額で落札しました。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>予定価格の積算に当たっては、各種資料を基に積算するほか、他課又は近隣自治体等での同種の契約や過去の落札実績を参考とし、これによりがたい場合においては、業務の遂行が可能な者が他に存在するのか確認した上で、複数の者から参考見積を徴取することとしました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | No | 意見19 |
|--------------|---|------|
| 担当課 | 教育委員会事務局中央市民センター | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について 市民センター管理運営事業(中央市民センター)他 市民の利用状況について | |
| 意見 | <p>中央市民センターでは、青少年教育や成人教育、女性教育や高齢者教育などの生涯学習のメニューが各種用意されており、その中の一つに市民スクールがある。費用は一部実費負担があるものがあるが、原則として無料である。中央市民センターでは、市民スクール開催後に受講者を対象としたアンケートを実施している。ここではそのアンケートを集計した結果を分析し、特徴的なデータから今後の課題などがないかを検討する。</p> <p>受講者の年齢構成は60歳代以上の方が、69.6%であり、大多数である。この点は、高齢化する市の人口構造を背景としており、当然の結果といえる。個人単位でも年齢が増すにつれ生涯学習への意欲や機会も増すと考えれば、今後も高齢化の進展に応じて中央市民センターの利用者は増加することが予想される。一つの考えとして、現在の受講者の多くが高齢者である以上、高齢者以外の市民、すなわち若い世代も受講者として取り込みたいところである。受講者のアンケートでは受講希望時間帯を聞いているが、受講者の85.8%が平日の午前又は午後と答えている。これはアンケート回答者がそもそも高齢者だからであり、その多くがフルタイムの就業はしていないためと考えられる。他方、アンケートで休日の午前又は午後を受講希望時間帯としている人が延べ150人ほどいるが、この150人のうち87人が50歳代以下の市民である。50歳代以下の市民の多くはほぼフルタイムに近い形態で就業しているであろうからこれも当然の回答である。これより、若い世代を取り込もうと考えるならば、若い世代向けのテーマは土日祝日にやるべきということになる。</p> <p>また、中央市民センターへの交通手段は、自動車(※自家用車と思われる。)が56.8%、公共交通機関(※バスと思われる。)が11.8%、徒歩・自転車が31.3%であった。自動車が多いのは想定範囲内だが、予想に反して公共交通機関で来館する方が少ないと感じられた。この点、何故バスを利用した来館者が少ないのかについては検討する必要がある。中央市民センター近辺の公共交通機関としては、様々な路線が経由するバス停があり、本数も多いことや中央市民センター向かいの棟方志功記念館前には観光ルートバス(巡回バス)のバス停もあるため、利用に不自由がある状況にはないと思われる。一方で、利用者の高齢化や冬の移動手段確保の観点からはバス等の利用が増えることも望ましいことである。バスの利用増加策について、ハード面(バスの運行事業や設備の設置等)については、中央市民センターが中心になって考えるのは難しいが、市全体で検討する場合には積極的に議論に参画してほしい課題である。</p> | |
| 掲載ページ | 134 | |
| 対応 | 対応方針 個別改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 市民スクールの講座は平日の日中開催が大部分を占めており、受講者については高齢者の割合が多くなっています。 また、交通手段については、自動車での来館者が最も多く、立地的にバス路線が充実しているものの、バス等の公共交通機関を利用しての来館者が少ない状況となっていました。 | |
| | 今後の改善予定等 令和2年度から、中高生を含む若い世代が参加できる講座を土日祝日や夜間に開催するよう計画していくこととし、公共交通機関の利用については、館内掲示で呼びかけるとともに、最寄りバス停の通過時刻表を掲示しているところですが、講座受講決定通知への記載や講座実施の際に呼びかけを行うなど、より一層周知していきます。 | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | No | 意見20 |
|-----------------------|---|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局中央市民センター | |
| 項目 | 備品・財産管理について 市民センター管理運営事業(中央市民センター)他 施設の老朽化対応と設備の更新計画 | |
| 意見 | <p>中央市民センターは、市制70周年記念事業の一つとして、松原中学校の跡地に昭和43年4月1日起工し、昭和44年10月1日に開館(完成は昭和44年7月31日)したものである。したがって、令和元年度はまさに開館50年の節目の年であった。監査においては、建物並びに付属設備の視察を行ったが、構築物の破損、外壁の剥落、窓のひび割れなど、所々に歴史を感じさせるものが見られた。現状、建物の躯体には耐震工事が施されており、地震時の倒壊などへの対応は実施済みである。一方で、老朽化した施設の建替えなどにかかる具体的な計画は未だ策定されていない。</p> <p>「青森市行財政改革プラン2011」において、「効果的・効率的な行政運営」の実施項目「ファシリティマネジメントの推進」が掲げられ、その取組の一つとして平成26年3月に「青森市コミュニティ施設配置見直し基本方針」(以下「基本方針」という。)が策定された。また、この「ファシリティマネジメントの推進」は、平成28年2月に市全体の公共施設等を対象とした「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」となり、これが基本方針の上位方針となった。「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」では、①公共施設等の総量規制(公共建築物の延床面積の縮減)、②公共施設等の長寿命化の推進、③施設の効率的な管理と有効活用、④民間活力の活用、⑤公共建築物の耐震化の推進、を公共施設等の管理にかかる市の基本的な方針とすることになっている。</p> <p>令和元年5月30日付には、「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づく取組状況等に関する実績報告」が公表された。同報告では、基本方針は、「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」における「②公共施設等の長寿命化の推進」として位置づけられ、「当該方針に沿って取組が進められている。」という評価になっている。しかし、基本方針に基づく計画についての協議や検討が行われていることは事実であろうが、少なくとも監査実施時点においては具体的な数値(金額、期間、個数等の規模など)を明示した計画は何ら示されていない。前述したとおり基本方針の策定が平成26年3月であることを考慮すると、遅々として進んでいないという評価が妥当ではないのかと考えられる。</p> <p>大規模な施設の建替えを行うには財源的な措置が必要である。したがって、建替えには市の全事業の中での優先順位が議論されなければならない。しかし、建替えをいつ行うのか、あるいは建て替えをいつまで行わないのか、という計画の策定に時間がかかりすぎることは、様々な問題を引き起こす。例えば、5年以内に建替え工事を行うことが決まれば、以降安全性を確保するための最低限の改修工事しか行う必要はない。一方、10年以上建替えを行わないという意思決定があれば、その10年間は必要に応じて一定規模の改修工事であっても行わなければならない。建替え計画が立てられなければ、このような単年度における修繕計画や予算設定にも影響が出てくるため、現在の市の対応が最適なものであるという保証はなくなってしまう。昭和40年代前半にできた施設は市の中にもそれほど多くはないはずである。計画については早急に決める必要がある。</p> | |
| 掲載ページ | 136 | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善検討 |
| 指摘事項・意見についての経緯 | <p>中央市民センターは築50年となり老朽化がみられるものの、耐震工事を行うとともに、施設の機能を維持するため、優先度を見極めながら必要な修繕を行い、市民の利用に支障がないよう維持管理しているところです。施設の大規模改修や改築等の検討にあたっては、本市ファシリティマネジメント推進基本方針を踏まえながら適切に対応していくこととしています。</p> | |
| 今後の改善予定等 | <p>市民センター等の老朽対策については、築年数のみならず、躯体の劣化状況や屋上防水、給排水・暖房等の設備の劣化状況など老朽化の状況を把握しながら、改築、長寿命化改修、大規模改修などの見極めや優先順位を適切に判断する必要があり、今後につきましても、その利用状況や耐用年数等を踏まえ、財政負担の軽減や施設配置のバランスにも考慮しながら、周辺既存施設との統合による複合化を視野に入れるなど、「ファシリティマネジメント推進基本方針」を踏まえ、検討していきます。</p> | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見21 |
|--|---|------------|------|
| 担当課 | 教育委員会事務局中央市民センター 総務部契約課 | | |
| 項目 | 契約行為等について | | |
| | 市民センター管理運営事業(中央市民センター)他 | | |
| | 最低制限価格制度の運用について | | |
| 意見 | <p>市民センター管理運営事業(中央市民センター)には、維持修繕料として下記の事案が含まれている。</p> <p>【件名】西部市民センター蓄熱槽修繕工事 【落札金額(税抜)】2,047,500円 【工事の内容】西部市民センターに設置されているAC-3、AC-6系統の蓄熱槽から水漏れしているため修繕する工事である。</p> <p>本事業の契約については、指名競争入札により契約者の選定が行われ、6者が応札(6者が辞退)している。この事案は、結果的にBが2,047,500円にて落札した。一方で、失格になったEはその応札金額がわずかに100円Bに届かず、失格となっている。最低制限価格制度は、契約の内容に適合した履行を確保することを目的とするものであり(自治法施行令第167条の10)、そのために発注者である地方公共団体が著しい低価格による入札を予め除外するというものである。この制度趣旨を念頭に本事案を検討すると、EがBよりも品質の劣る工事を行う可能性は、金額の差異から考えて相当低いと言わざるを得ない。したがって、最低制限価格の設定が予定価格の90.00%になるような運用が妥当なものなのかについては再検討すべきである。</p> <p>本事案における市の処理は「青森市最低制限価格制度要綱」に則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ないが、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない。「青森市最低制限価格制度要綱」は国の規定に沿った形で設定されていると思われるが、運用状況について再検討し、計算方法を見直す等の全庁的な対応が必要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 139 | | |
| 対応 | 対応方針 | 全庁改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>本市では、過度に低い価格で受注する、いわゆるダンピング受注を防止し、公正な競争と適正な価格での契約の履行を確保し、もって公共工事の品質を確保するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を活用しています。</p> <p>本案件は、「青森市最低制限価格制度要綱」の規定に基づいて最低制限価格を算出・設定し、その価格を下回る額で入札した者を失格としたものであり、要綱の規定に則った適切な運用に努めているところです。</p> | | |
| <p>今後の改善予定等</p> <p>国においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るとともに、調査基準価格や最低制限価格が中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルよりも低い水準となっている場合は、ダンピング受注防止の効果に疑義があることから、適切に見直しの検討を行うよう要請しております。</p> <p>本市では、このような国の要請を踏まえつつ、令和2年4月に調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲の見直しを行ったところであり、今後においても、国、県、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の取扱いに準拠することを基本としながら、各種入札・契約制度の適正な運用に努めていきます。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | No | 指摘事項10 |
|--------------|---|-----------|
| 担当課 | 教育委員会事務局中央市民センター 企画部財政課 | |
| 項目 | 契約行為等について 中央市民センター管理運営事業(地区市民センター)他 指定管理者候補者の選定理由の記録について | |
| 指摘事項 | <p>市は青森市指定管理者制度導入基本方針において、指定管理者候補者(以下「候補者」という。)の選定は原則公募であるが、例外として公募によらず候補者の選定を行うことができるとし、その例として下記の場合を挙げている。</p> <p>i. 公募に対して応募がなかった場合や選定の結果、候補者として相応しい団体がなかった場合又は指定管理者である団体が継続して管理運営できない事由が発生するなど、緊急性があり公募を行う暇がない場合</p> <p>ii. 地元住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できる場合</p> <p>ここで市は、西部市民センターの候補者として青森市西部市民センター管理運営協議会(以下「運営協議会」という。)を選定した理由は上記 ii によるものとするが、その旨を記載した記録が残されていない。選定評価委員会は3回開催され、このうち第二回目の会議において、『西部市民センターの管理運営を行うための目的で設置された「青森市西部市民センター管理運営協議会」とします。』と記載した応募要項の審査が行われている。この審査において、「西部市民センター管理運営協議会の構成団体に触れつつ、地元住民団体である協議会が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できることから応募者を選定した」という説明が行われ、承認されているということである。しかし、議事録には「(施設所管課)現在、各市民センターの指定管理者は、その施設の管理運営のために作った地元住民団体であり」といった記録が残されているのみであり、これでは候補者を選定した理由の明確な記載にはなっていない。理由を明確に記載し、同意を得たことについて記録を残すべきである。</p> | |
| 掲載ページ | 145 | |
| 対応 | 対応方針 | 是 正 【改善済】 |
| 対応 | <p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>指定管理者候補者の選定理由については、第2回選定評価委員会において、「西部市民センター管理運営協議会の構成団体に触れつつ、地元住民団体である協議会が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できることから応募者を選定した」旨の説明を行い、応募要項が承認されていますが、そのことについて議事録として記載していませんでした。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>選定理由については記載すべきであることから、第2回選定評価委員会の議事録について、令和2年5月に、選定理由及び同意を得たことについて改めて記載しました。</p> <p>また、制度所管課である財政課においても、公募によらない選定をした場合は、議事録に理由の明確な記載と同意を得たことについて記載するよう、各施設所管課へ指導することとしました。</p> | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項11 |
|--|---|-----------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局中央市民センター | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 中央市民センター管理運営事業(地区市民センター)他 | | |
| | 備品の管理について | | |
| 指摘事項 | <p>西部市民センターでは、市からの預かり備品について棚卸を行っていない。これについて、監査人が実際に「青森市西部市民センター管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)」に添付されている「青森市西部市民センター備品一覧表(以下「備品一覧表」という。)」と現物のサンプル照合を行った結果、存在が確認できなかった備品があった(ボール整理箱 11千円)。市からの預かり備品について過年度には棚卸を行ったことがあるとのことであるが、最近は行われていないようである。平成30年度までの備品一覧表には市の備品番号が記載されておらず、これだけでは同一物の認定を行えない状況にあったが、令和元年度の仕様書にはこの番号が記載されている。市は運営協議会に対し、定期的な棚卸を行い、市からの預かり備品が確かに存在するのか確認するよう指導する必要がある。</p> <p>また、指定管理者が委託料により購入した備品の一覧は作成されているが、廃棄した備品についての廃棄記録がなく、残高を管理し得る台帳が作成されていない。そのため、現存する備品にはどのようなものがあるのか不明な状態であり、棚卸も行われていない。平成30年度の仕様書「5指定管理者の管理運営業務の内容(9)その他必要と認める業務⑤」にも指定管理料で購入した備品の所有権の帰属は市教育委員会にあることが記載されている(令和元年度の仕様書「9業務の内容(10)その他教育長が必要と認める業務⑦」には「指定管理料で購入した備品の所有権の帰属は市教育委員会とし、台帳管理を行うなど適切に管理すること。」と明記)。市は運営協議会に対し、委託料により購入した備品に対しても備品にシールを貼り付けるとともに台帳を作成する等台帳による残高管理を行う事、定期的な棚卸を行う事について指導する必要がある。</p> | | |
| 掲載ページ | 146 | | |
| 対応 | 対応方針 | 是 正 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>西部市民センターへの貸与備品は約700点と非常に多く、棚卸に大きな労力を要することから、すべての備品については突合されていませんでした。</p> <p>また、指定管理者が委託料により購入した備品については、備品の一覧は作成されているものの、廃棄した備品についての廃棄記録がなく、残数を管理し得る台帳としての機能がないものとなっていました。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| 令和2年度中に、市の貸与備品について棚卸を行うとともに、指定管理者が委託料により購入した備品の管理台帳の整備と棚卸、備品シールの貼付を行うよう指定管理者に指示しました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見22 |
|-------|---|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局中央市民センター | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 市民センター管理運営事業(中央市民センター)他 | | |
| | 再委託先の選定について | | |
| 意見 | <p>運営協議会は、西部市民センターの管理運営事業を受託するに当たり、その施設及び附属施設に係る維持管理業務について再委託を行っている。運営協議会は再委託を行うに当たり、「青森市西部市民センターの管理業務に関する協定書」に基づき市の承認を得ており、再委託先の選定理由書も作成している。しかし、選定理由は、「開所当初から委託している」、「設置工事をした業者である」、「製造メーカーである」といった理由がほとんどである。運営協議会の人員は限られており、市と同じような手続により再委託契約を締結する事務を行う事が難しいことは理解できるが、委託料の財源は市民の税金であり、少ない経費でより多くの効果を得る必要があることも認識する必要がある。市は、可能な限り競争性の導入を検討するよう運営協議会を指導する必要がある。</p> | | |
| 掲載ページ | 147 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | <p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>西部市民センターでは、直接実施することが難しい業務については、協定書に基づき、市に協議し承認を得て再委託を行っています。</p> <p>再委託の理由については妥当なものですが、再委託先の選定理由について、具体的な理由となっていないものがありました。</p> | | |
| | <p>今後の改善予定等</p> <p>再委託先の選定については、複数者による見積もり競争を基本とし、一者随契しなければ業務遂行が困難な場合には、これまでの再委託が必要な理由に加え、その一者でなければ業務遂行できない、より具体性のある理由を記載するよう指導しました。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | | |
|-------|---|--------|-------|
| | | No | 意見23 |
| 担当課 | 教育委員会事務局文化財課 | 総務部契約課 | |
| 項目 | 契約行為等について | | |
| | 高屋敷館遺跡環境整備事業(補助) | | |
| | 最低制限価格の設定について | | |
| 意見 | <p>本事業の契約は、条件付き一般競争入札により契約者の選定が行われ、22者が応札している。入札の結果、Rが41,139,276円にて落札した。一方、この事案では、22者中17者(A~Q)が最低制限価格より低い価格で応札したことにより、失格になっている。しかし、失格になった事業者の中で最も低い金額を提示したAでさえ、その金額は34,807,103円であり、予定価格の75.72%であった。また、Qに至っては予定価格の88.86%で失格になっており、この金額が本当に工事等の品質に影響を及ぼす可能性があるほどの低価格といえるのかは疑問である。</p> <p>本事業にかかる契約は「青森市最低制限価格制度要綱」に則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ないが、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない。このような状況から、本事業については最低制限価格の設定若しくは設定方法が実態に即したものになっていないと考えられる。本事業の入札結果を検討すると、応札した22者の提示金額が実態を反映した金額(※実際の第三者間取引に用いられる金額)だとすれば、少なくとも統計的には、35,336,735円以下の金額が外れ値(※異常とあって良い金額)といえる。また、概ね常識的な金額の範囲の下限は、37,538,230円である。このような検討を加えると、本事業の最低制限価格41,024,962円は非常に高い金額であるといえる。</p> <p>無論、この最低制限価格は市のルールでそのように決定したものであるが、22の入札参加事業者の提示金額が一般的な市価を反映した金額であるとするれば、現在の市の最低制限価格の設定方法は検討の余地があると言わざるを得ない。</p> <p>今後は、最低制限価格の設定方法を見直し、実態を反映したものとすべく全庁的に検討する必要がある。</p> | | |
| 掲載ページ | | | |
| 152 | | | |
| 対応 | 対応方針 | 全庁改善 | 【改善済】 |
| | <p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>本市では、過度に低い価格で受注する、いわゆるダンピング受注を防止し、公正な競争と適正な価格での契約の履行を確保し、もって公共工事の品質を確保するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を活用しています。</p> <p>本案件は、「青森市最低制限価格制度要綱」の規定に基づいて最低制限価格を算出・設定し、その価格を下回る額で入札した者を失格としたものであり、要綱の規定に則った適切な運用に努めているところです。</p> | | |
| | <p>今後の改善予定等</p> <p>国においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るとともに、調査基準価格や最低制限価格が中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルよりも低い水準となっている場合は、ダンピング受注防止の効果に疑義があることから、適切に見直しの検討を行うよう要請しております。</p> <p>本市では、このような国の要請を踏まえつつ、令和2年4月に調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲の見直しを行ったところであり、今後においても、国、県、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の取扱いに準拠することを基本としながら、各種入札・契約制度の適正な運用に努めていきます。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見24 |
|--|---|--------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局文化財課 | 総務部契約課 | |
| 項目 | 契約行為等について | | |
| | 浪岡地区の史跡を中心とした保存・活用事業 | | |
| | 最低制限価格制度の運用について | | |
| 意見 | <p>本事業の契約については、指名競争入札により契約者の選定が行われ、8者が応札(3者が辞退)している。その入札の実施状況について、応札した8者中7者が最低制限価格と同一の金額で応札したことにより、7者によるくじ引きが実施され、その結果、Eが落札した。</p> <p>最低制限価格制度は契約の内容に適合した履行を確保することを目的として、工事等の品質に影響を及ぼす可能性がある低価格の応札を排除する制度である。しかし、本件のような入札状況が頻繁に発生した場合、仮に契約対象の工事の品質は保たれても、企業の経営努力が報われなくなることから、技術力や経営力の優れた企業が受注できなくなり、長期的な社会的影響は寧ろマイナスであるといえる。</p> <p>今後は、最低制限価格制度を一律に適用するのではなく、過去にこのような入札結果になった事案については、最低制限価格制度に代わって低入札価格調査制度を導入し、必要に応じて契約の内容に適合した履行が確保されているか調査してから契約する方法などを全庁的に検討する必要がある。</p> | | |
| 掲載ページ | 156 | | |
| 対応 | 対応方針 | 全庁改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の運用に当たっては、国、県、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の取扱いに準拠することとし、本市にあっては、低入札価格調査制度は設計金額5,000万円以上の工事の競争入札に、最低制限価格制度は5,000万円未満の工事の競争入札に適用してきました。</p> <p>本案件は、その設計金額から最低制限価格制度が適用され、最低制限価格と同額の入札を行った者が7者いたことから、結果として、くじ引きにより落札者が決定されたものです。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>本市では、これまで、くじ引きによる落札者の決定の増加や価格競争の激化などを解消するため、総合評価落札方式を導入するとともに、ダンピング対策として低入札価格調査制度を併用してきたところでありましたが、価格と品質が総合的に優れた工事の調達という総合評価落札方式の導入効果の波及・拡大を図るため、令和2年4月以降の公告案件から、対象業種を全業種に拡大するとともに、対象金額についても5,000万円以上から3,000万円以上に引き下げを行いました。</p> <p>このことに連動し、低入札価格調査制度の対象金額も同様に引き下げとなり、同制度の適用範囲が拡大したことにより、契約の履行確保のための調査やダンピング受注の防止が一層図られるものと考えております。</p> <p>今後においても、国、県、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の取扱いに準拠することを基本としながら、各種入札・契約制度の適正な運用に努めていきます。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項12 |
|-------|--|------|--------|
| 担当課 | 教育委員会事務局文化財課 | | |
| 項目 | その他の指摘事項及び意見について | | |
| | 文化財資料保管施設運営管理事務 | | |
| | 第2特別収蔵室の使用状況について | | |
| 指摘事項 | <p>文化財資料等収蔵庫2階にある第2特別収蔵室は、美術品の劣化の原因となるカビや剥離等を防ぐための空調設備を備えた美術品専用の収蔵室である。第2特別収蔵室の前室(ガス消火ポンベ室)には、火災が生じた際に備え、美術品に影響を及ぼさず消火するための不活性ガス消火設備(防護区内に消化剤を放出し、空気中の酸素濃度を下げて消火する設備である。消化剤は、二酸化炭素や窒素などを主成分とする気体である。)が設置されている。</p> <p>本来、第2特別収蔵室は管財課及び文化学習活動推進課が所管する絵画などの美術品を保管するために利用されるものであるが、今般、文化財資料等収蔵庫を視察したところ、文化学習活動推進課が所管する芸術家の作品(創作物等)や衣装も収蔵されていた。また、前述したガス消火ポンベ室内の壁には、大型の亚克力板や搬送用の梱包に使ったと思われるダンボール箱が固定されないまま立てかけられており、これも目的外の使用であると同時に、地震等があった場合の転倒に伴う危険性も認められた。</p> <p>文化財資料等収蔵庫は、文化財資料等の収蔵に用いることを本来の目的としているため、仕様も特殊なものになっている。したがって、通常の倉庫のような利用は制限されなければならない。今後は、本来の目的の範囲での使用を徹底する必要がある。また、何らかの理由があって一時的な目的外使用となる場合でも、物品の転倒や転落の危険性などには対応した管理が必要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 159 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>文化財資料保管施設の運営管理に当たり、設備点検等の目的で、これまで当課職員が定期的な見回りを実施してきましたが、その際、他課が利用している部屋における目的外の物品の保管状況については確認していませんでした。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>文化財資料保管施設において、本来の目的どおり使用しているか令和2年6月に改めて調査を行い、必要に応じて当該課に改善を指示するなど、不適切な状況を改善しました。 今後においても、定期的な見回りを実施し、施設の適切な利用に努めていきます。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | No | 意見25 |
|-----------------|--|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局市民図書館 | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について 図書館運営管理事業、図書館資料整備事業 蔵書回転率について | |
| 意見 | <p>蔵書回転率(以下「回転率」という)とは、ある期間において1冊の蔵書が何回貸出されたかを表す値であり、公共図書館では重要な指標とされる。これが100%未満の場合、1年間に一度も貸し出されなかった蔵書があることになる。</p> <p>市民図書館及び公益社団法人日本図書館協会が公表している全国の市区立図書館の回転率を見ると、最近3年間においては、いずれも蔵書冊数は増加し、貸出冊数は減少しており、回転率は低下傾向にある。一方で、全国平均に比べ市民図書館の回転率は相当低い割合になっている。</p> <p>回転率は、少ない蔵書を繰り返し借りることで高くなる指標であることから、蔵書冊数が多いほど数値が低くなる。市民図書館の蔵書冊数は100万冊を超えることから全国平均よりかなり低い値となることは理解できるが、回転率が低すぎるという点では非効率な運営がなされている可能性を指摘せざるを得ない。</p> <p>以上の点を踏まえ、市民図書館について回転率をカテゴリ一別に分析すると、館内と館外の比較では圧倒的に館内の蔵書が貸出されていない。また、一般図書と児童図書を比較すると一般図書の方が貸出されていない。特に一般図書の回転率は100%を割っているため、現状のままでもいいのかという点について検討は必要であろう。この理由については、様々なものが考えられる。</p> <p>①館内の一般図書の選書に問題はないのか。 ②AV関連の資料は現状のままで良いのか。 ③現在本館が所在するアウガの立地、アクセスや駐車事情などに原因はないか。 ④市民図書館の事務手続上の理由で市民が借りづらくなっていないか。</p> | |
| 掲載ページ | 165 | |
| 対応 | 個別改善 | 【改善済】 |
| 指摘事項・意見 | <p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>蔵書回転率が低いことについては、様々な視点からこれまで検討してきたところですが、その主たる要因としては、当館の蔵書約103万冊のうち、8割を占める館内用(約86万冊)は、購入後相当の年数が経過しているものや事典等の貸出禁止資料等が多いこと、一方、移動図書館や市民センター等で貸し出す館外用(約17万冊)は、比較的新しい小説や実用書などが多く、回転率が高くなることなどから、館内の数値が低くなっているものと捉えております。</p> <p>また、一般図書と児童図書を比較した場合においても、児童図書は蔵書数が少なく相対的に回転率が高くなることから、一般図書の数値が低くなっているものと捉えております。</p> | |
| 今後の改善予定等 | <p>今後の改善予定等</p> <p>全体の蔵書回転率の底上げを図るため、一般図書については利用者が親しみやすい文庫、新書や実用書を増やすことに令和2年2月から取り組みました。</p> <p>今後においても、回転率を注視しつつ、検証を行いながら、回転率の上昇を図り、効率的な運営を行ってまいります。</p> | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見26 |
|--|--|--------|------|
| 担当課 | 教育委員会事務局市民図書館 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 図書館運営管理事業、図書館資料整備事業 | | |
| | 利用者カードの発行状況について | | |
| 意見 | <p>市民図書館で蔵書の貸出しを受ける場合には、利用者カードの交付を受けなければならない。この利用者カードは、蔵書貸出先としての適格性を証明するものであるため、その交付や管理の上でも厳格さが求められるものである。一方、市民図書館では利用者カードの発行状況についての調査は行っていない。そのため、現在、カードの交付を受けた方について利用者カードに記載された事項に変更がないかどうかは確認できていない。</p> <p>利用者カードの管理については、後述する蔵書の紛失予防策にも関連する事項であるため、まずは利用者カードに記載された事項に変更あった場合、利用者の方に申告していただくことを広く周知する必要がある。その上で、一定期間利用されていないカードの失効手続の規定や不正に利用された場合の対応なども予め定めておくことが必要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 167 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善検討 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>利用者カードの記載事項に変更があった際の届出については、利用者登録の際にご案内しているほか、利用者カード及び市民図書館のホームページにおける利用案内において周知を図っていますが、利用者から届出がされないケースもあります。</p> <p>また、市民図書館では、現在のところ利用者カードに有効期限を設けていないことから、記載事項の定期的な確認や一定期間利用のないカードの失効手続などは実施していない状況にあります。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>令和2年度中に、利用者カードの記載事項に変更があった際の届出について、改めて周知徹底を図るほか、利用者カードの有効期限の設定や失効手続について検討することとしました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見27 |
|--|--|------------|------|
| 担当課 | 教育委員会事務局市民図書館 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 図書館運営管理事業、図書館資料整備事業 | | |
| | 蔵書の紛失予防策について | | |
| 意見 | <p>平成30年度において亡失を理由として除籍した資料は732点であった。亡失は必ずしも貸出された資料が返却されないことが原因とは限らず、市民図書館での事務手続において発生している可能性もある。しかし、多くの場合は利用者に貸出した際に返却されないことが原因である。市民図書館の蔵書は市民への貸出しを前提にして収集されたものであり、貸出す際は市民の善意を前提にしたシステムで運用されているが、図書館の運営上は、盗難や期限内に返却しないなどの利用者の悪意による亡失を防ぐ手立ても検討していかなければならない。</p> <p>その点、市民図書館では、資料が期限内に返却されない場合、当該利用者に対する電話や文書による督促は行っているが、利用停止の措置は行っていないとのことである。現在のルールでは、過去に借りた資料を返却していない利用者に対して新たな貸出しを拒否することが出来ない状況である。利用停止などの強い措置は十分な検討が必要であることは論を俟たないが、現行の対応は不合理であり、不公平でもある。貸出しの際のルールを見直し、過去に借りた資料を返却していない利用者に対しては新たな貸出しができないようにすることを検討すべきである。</p> | | |
| 掲載ページ | 168 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>青森市民図書館条例施行規則において、貸出しを受けた者が、図書館資料の貸出期間内に返納しなかったときは、相当の期間貸出しを停止することができると規定していますが、改修前の図書館システムにおいては貸出停止を管理する機能がなかったこと、市民図書館のほか各地域の市民センター図書室等の貸出窓口において統一して対応する体制が整備されていなかったことから、これまで実施していませんでした。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>図書館システムの改修の際、貸出停止の機能を付加したほか、貸出窓口において統一した対応をするための実施基準を設置するなど、延滞した利用者について貸出停止の措置を取る体制を整備し、令和2年度から実施することとしました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項1 |
|--|---|-----------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | その他の指摘事項及び意見について | | |
| | 特別支援教育支援員配置事業 | | |
| | 休憩時間の不足について | | |
| 指摘事項 | <p>特別支援員の職務において、労働基準法で求められている休憩時間を付与していない事案があった。労働基準法では、休憩時間について以下のように定めている。</p> <p>【労働基準法(抜粋)】 第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合には少くとも四十五分、八時間を超える場合には少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。</p> <p>勤務状況整理簿兼勤務状況報告書を閲覧したところ、特別支援員A氏は平成30年8月29日において午前8時から午後3時まで7時間の勤務を行ったが、同日における休憩時間は30分と記載されている。労働基準法では労働時間が6時間超～8時間以内の場合に、少くとも45分休憩を与えなければならない旨を定めており、市は違反している。法令に基づいた適切な執務管理を求める。</p> | | |
| 掲載ページ | 41 | | |
| 対応 | 対応方針 | 是 正 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>特別支援員の休憩時間については、年度当初、配置する学校に1日の労働時間が6時間を超える場合は、少くとも45分の休憩を取得するよう周知してきたところであり、今回の事例について、配置した学校に確認した結果、適切な休憩時間を与えていたものの、勤務状況整理簿兼勤務状況報告書への記載を誤ったものでした。</p> | | |
| <p>今後の改善予定等</p> <p>当該勤務状況整理簿兼勤務状況報告書を訂正しました。 今後においては、勤務状況整理簿兼勤務状況報告書の様式に記載内容の留意点を入れ込むことや、複数人で書類を確認する等、適切な執務管理に努めていきます。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項2 |
|--|--|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | 事務執行上の誤りについて | | |
| | 特別支援教育支援員配置事業 | | |
| | 特別支援員採用にかかる面接採点表の記名について | | |
| 指摘事項 | 教育委員会にて特別支援員の採用活動が毎年実施されているが、平成30年度の面接採点表において、面接採点者の記名がなく採点者不明のものがあつた。透明性を確保することや、事後的な説明責任を果たすため、面接採点者の記名を行うべきである。 | | |
| 掲載ページ | | | |
| 42 | | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 平成30年度の面接において、面接者が面接採点表に氏名の記入を失念し、また、担当者によるチェックが行われていませんでした。 | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| 令和元年度から、面接者の氏名を印字した面接採点表を使用し、面接者の氏名のチェック覧に○印等のチェックをする形式に改めました。 また、面接後には、担当者複数人による記入漏れチェックを行うこととし、チェック機能の強化を図りました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見1 |
|-------|--|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について 特別支援教育支援員配置事業 特別支援教育支援員配置事業の拡充について | | |
| 意見 | <p>特別支援員配置決定までの業務手順として、小中学校校長から支援が必要と思われる児童生徒の状況を教育委員会へ提出し、教育委員会が支援員の配置を決定する。平成30年度において支援が必要と校長が回答した児童生徒数は585人であった。一方で、平成30年度における特別支援員の数は37人であることから、青森市において特別支援員のニーズに対する配置実績人員は著しく不足している状況が示唆される。今般の監査にて、他自治体の特別支援員の配置状況や事業規模の確認、当市との比較分析のためにアンケート調査を実施した。</p> <p>自治体によって、公立の幼稚園・保育園を有するか、回答に看護支援員を含むか、当事業の決算額にどこまでの範囲が含まれるか等によって若干の差異はあるものと思料されるが、アンケートの回答を見る限り、青森市は同規模の他自治体と比較して、事業規模(決算額)が最も少額であり、特別支援員数が最も少ないことがわかる。予算的な制約があることは理解できるが、他の自治体との単純比較においてその乖離は大きいとの感想を持つ。</p> <p>近年の幼児期・学童期における特別支援教育の動向として早期発見、早期対応の重要性が認識されつつあり、就学前の5歳児健診にて支援が必要な児童を早期に適正に発見し、就学後における学校不適応などの二次的な不適応へと進展しないよう、保護者や学校に子どもの発達特性に対する適切な認識と、その対処方法が早期に備わった状態であることが望まれている。全国的に5歳児検診における障がい等の早期発見の体制が広がりを見せ、確立しつつあるなか、発見後の事後対応、相談体制の確立が急務となっており、保護者のニーズとしても子どもが楽しく、安心して学校教育を受けることができる体制確立の意識は高まっていると思われる。</p> <p>このような全国的傾向のなか、当意見の冒頭に記載したように、青森市における特別支援員のニーズに対する配置実績人員が不足していることは事実である。予算的な制約、専門的な技術や、知識を必要とする支援員の拡充は簡単ではないことも理解できるが、拡充に繋がるような検討を行うことも必要ではないかと考える。</p> <p>また、青森市の特別支援員に対する報酬は時給810円と、他の自治体と比較し、最も低い報酬設定となっている。また、時給810円という水準は、青森県の最低賃金790円(令和元年10月4日以降適用)と同程度である。特別支援員は専門的な知識を要し、子どもの保護・教育という責任を伴う仕事であるので、支援員の報酬として率直に低いとの感想を持つ。報酬の再検討も望みたい。</p> | | |
| 掲載ページ | 42 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 特別支援教育支援員の配置については、毎年学校に対し調査を行い、聞き取りが必要な学校に対しては直接出向き聞き取り調査を行うことにより、学校の要望を把握した上で適正に配置してきたところです。 また、特別支援教育支援員の報酬については、市の臨時職員の報酬単価を採用し、支払いしてきたものです。 | | |
| | 今後の改善予定等 特別支援教育支援員の報酬等については、令和2年度に特別支援教育支援員が臨時職員から会計年度任用職員への移行を機に、特別支援教育支援員に見合った報酬単価に引き上げるとともに、交通費を新たに支給する等により、処遇の改善がされたところであります。 また、特別支援教育支援員の配置にあたっては、引き続き学校の要望の把握に努め、適正に行ってまいります。 | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見2 |
|-------|--|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 特別支援教育支援員配置事業 | | |
| | 教育委員会への事業成果のフィードバックについて | | |
| 意見 | 特別支援員による成果や、特別支援員の勤務評価は各学校の校長で留まっており、所管する教育委員会には伝達されていない。各学校に教育委員会へ年度報告を求めることで、年間の事業成果(支出効果)の測定や、次年度の支援員配置計画、特別支援員の効率的・効果的な採用活動の実施に役立てられると考える。今後、各学校から、教育委員会へ年度の成果報告を行うことを求めたい。 | | |
| 掲載ページ | 46 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>特別支援教育支援員の勤務評価につきましては、学校訪問等の際に、口頭により適時適切に教育委員会へ報告がされてきたところです。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>令和元年度から、次年度において支援を必要とする児童生徒の報告を求める際、当該年度に支援を受けている児童生徒への支援の成果等について、書面により報告するよう指示しました。</p> <p>また、令和2年度から特別支援教育支援員は会計年度任用職員となり、評価対象となることから、特別支援教育支援員の配置計画や効率的・効果的な採用活動の実施に役立てるため、年度の成果報告についても書面で報告するよう指示しました。</p> | | |

| | | No | 意見3 |
|-------|--|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 特別支援教育支援員配置事業 | | |
| | 支援対象者不在のケースの教育委員会への報告について | | |
| 意見 | 特別支援員配置決定までの業務手順として、小中学校校長が支援を必要とすると思われる児童生徒の状況を教育委員会へ提出し、教育委員会が支援員の配置を決定する。各学校で支援対象者が不在と判断した場合、報告を行わない運用としており、それをもって教育委員会では支援対象者が0人とする回答として扱っている。支援要求の有無により、支援が必要な児童生徒へ対して支援員の配置が決定されることから、校長における「支援対象なし」との判断は、児童生徒・保護者にとって重要事項である。今後、支援対象者が存在しない場合であっても、その判断を文書にて教育委員会に報告すべきである。 | | |
| 掲載ページ | 46 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>近年特別な支援を必要とする児童生徒の数は増加傾向にあり、支援を必要とする児童生徒が不在と判断する学校は数校であること、また、校務軽減の観点から、これまでにおいて、報告のない学校については、支援を必要とする児童生徒が不在であるものとして取扱いしていました。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>令和3年度以降の支援員配置の際には、支援対象児童生徒が存在しない学校についても、その判断した内容を文書で報告するよう指示しました。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見4 |
|---|---|--------|-----|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | その他の指摘事項及び意見について | | |
| | 新入学児童学用品支給事業 | | |
| | 学用品の支給品目について | | |
| 意見 | <p>新入学児童学用品支給事業は、平成19年度から継続的に実施されているが、その支給される学用品は合併前の旧青森市の区域と旧浪岡町の区域で異なっている。旧青森市の区域で支給されている学用品は、年度を追うごとに支給品目が減っており、旧浪岡町の区域はナイロン製リュックを支給することで一貫している。</p> <p>このように区域によって支給される品目が異なる理由は、旧浪岡町は合併前からナイロン製リュックを継続的に支給していたが、旧青森市にはそのような事業は存在していなかったため、合併以降、旧青森市の区域でも平等に学用品を支給するよう要綱を定めたことにある。その後、この事業は裁量的事業であることから、旧青森市の区域の予算枠が減額している状況である。ナイロン製リュックは、通常のランドセルより重量が軽く、費用も数千円程度(平成30年度の入札額は1個当たり6,210円)で済むと言われ、デザインは異なるものの大阪府摂津市や茨城県日立市などでも実施されているそうである。このような特色のあるプレゼントは児童達の記憶に残ることにもなり、また、家計の経済的負担の観点からも一定の有用性はあると思われる。</p> <p>これに対し、旧青森市の区域で実施されている学用品の支給は、一定の予算枠の中で副教材や文房具を購入しており、予算消化のために事業を続けているようにも思える。特に、色鉛筆やスティックのり等の文房具については、各個人の好みやきょうだい等からのいわゆるおさがりも考えられることから、公金で購入する類ではないと思われる。これらの支給は、全ての児童に扶助するのではなく、就学援助事業の拡充などで対応することも検討すべきである。</p> | | |
| 掲載ページ | 旧浪岡町の区域と旧青森市の区域のバランスをとることも重要であるが、ここは行政が知恵をしぼり多くの市民が納得する方法を採用することを期待する。 | | |
| 48 | | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善検討 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>旧青森地区で支給している学用品については、小学校入学時の保護者の負担軽減を図る観点から、毎年度、学校関係団体と話し合いながら見直しを図ってきたところです。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>当該事業は縮小傾向にあります。旧浪岡町区域と旧青森市区域のバランスを考慮しつつ、小学校入学時の保護者の負担軽減を図る上で必要な学用品の支給について、学校関係団体の意見及び他自治体の取組状況も踏まえつつ、検討していきます。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項3 |
|--|--|--------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | 契約行為等について | | |
| | スクールバス運営事業(青森地区) | | |
| | タクシー会社との旅客運送契約書が存在しないことについて | | |
| 指摘事項 | <p>青森地区においては、スクールバスの運行そのものを委託している。また、下校時は、スクールバスの他、一部の地区については、タクシーを借上げ下校している。平成30年度におけるスクールバス業務委託利用状況は、市内の2校(荒川小学校及び東中学校)の一部で下校時にタクシーを利用しており、年間のタクシー借上料は3,511千円発生しているが、青森市とタクシー会社との契約がない。担当者によると、必要な時に近隣のタクシー会社を呼び出し、口頭にて利用を告げているということであるが、「(指摘事項4)タクシーの借上げ料金について」にも関連する料金等について契約を結ぶ必要がある。</p> | | |
| 掲載ページ | 53 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善検討 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>一部の地区において、下校時にタクシーを利用しているものですが、利用時には学校が近隣のタクシー会社に口頭にて30分間のタクシー借上げを依頼し、その利用料金についてはタクシーチケットにより支払いしていました。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>令和2年9月までに、市内タクシー業者の運賃の状況や児童生徒の下校時におけるタクシー利用時の他都市の契約状況等を参考としつつ、適切な契約方法について検証し、対応を検討していきます。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項4 |
|--|---|--------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | 契約行為等について | | |
| | スクールバス運営事業(青森地区) | | |
| | タクシーの借上げ料金について | | |
| 指摘事項 | <p>下校時におけるタクシー利用は、「(指摘事項3)タクシー会社との旅客運送契約書が存在しないことについて」に示すように利用時に近隣のタクシー会社(実態は固定)に電話し、学校に配車してもらい、口頭にて30分間のタクシー借上げを行うことを告げ、その時間内で児童生徒を自宅まで送る方法を探っており、その際、1回当たり2,550円の利用料金が発生しており変動することはない。なお、料金は、当該タクシー会社におけるタクシー1台を30分間借り上げるための正規の料金である。</p> <p>しかし現在、タクシー料金は一部自由化されているため、市内のタクシー料金は一律ではない。例えば、監査人がインターネット等で調査したところ、市内の業者においては30分2,400円のタクシー会社の存在が認められた(令和元年9月現在)。経済的なタクシーの利用料金について調査し、競争入札等で業者を決めることが必要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 53 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善検討 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>一部の地区において、下校時にタクシーを利用しているものですが、利用時には学校が近隣のタクシー会社に口頭にて30分間のタクシー借上げを依頼し、その利用料金についてはタクシーチケットにより支払っていました。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>令和2年9月までに、市内タクシー業者の運賃の状況や児童生徒の下校時におけるタクシー利用時の他都市の契約状況等を参考としつつ、適切な契約方法について検証し、対応を検討していきます。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見5 |
|--------------|---|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 児童生徒保健衛生管理事業① | | |
| | 契約単価の妥当性の検証について | | |
| 意見 | <p>児童生徒に対する健康診断は委託の形で行われており、委託料は1人当たりの単価契約となっている。過去の契約単価の推移を確認したところ、尿検査、心電図検査、就学時健康診断の契約単価が平成26年度から平成30年度まで同額であった。また、これらの平成30年度の契約時の起案文書において、一者随意契約となる理由及び一者から見積書を入手する旨については文書化されていたものの、契約単価の妥当性については文書化されていなかった。市と委託先との間で合意した契約単価であるため、法的には何ら問題はないが、児童生徒に対する健康診断の委託先とは全て一者随意契約であり、今後も一者随意契約が継続すると見込まれることを考えると契約単価の硬直性が生じやすい状況にある。契約単価の硬直性のリスクを低減し、事業の経済性を確保するためにも、定期的に契約単価が妥当であるかの検証を行い、その検証過程、検証結果を文書化し、その文書化内容を将来の契約単価の見直しの際に活用できるようにすべきである。</p> | | |
| 掲載ページ | 57 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 健康診断の委託料の契約単価については、毎年度、市と委託先との間で協議し、決定してきました。 | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| | 今後においては、他都市の状況等を調査するなど契約単価の妥当性を検証し、その検証結果について文書化するとともに、引き続き、委託先と協議を行うなど、契約単価について検証していきます。 | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見6 |
|---|--|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 学校医等嘱託事業 | | |
| | 報酬の妥当性の検証について | | |
| 意見 | <p>市の学校医等に支払う報酬は、学校医、学校歯科医は1校当たり年額224,000円、学校薬剤師は年額157,000円となっており、少なくとも平成15年以前から報酬は同一金額であり、見直しは行われていない。15年以上にわたって報酬水準が同額である状態が続いているが、経済環境、教育環境、医療現場の環境は大きく変わっており、客観的に当該報酬が妥当な水準なのか不明である。厚生労働省が発表した平成28年の都道府県別にみた10万対医師数では平成28年12月31日現在で青森県は198.2人で全国の水準線240.1を大きく下回っており、医師数が相対的に少ない地域ということ踏まえると、健康診断に従事することは医師、歯科医にとって負担が過大である可能性もあり、そのような状況下では報酬が低い可能性もある。また、児童生徒規模が大きい学校であれば、現状の報酬が低すぎるのかもしれないし、児童生徒規模が小さい学校であれば、現状の報酬が高すぎるのかもしれない。事業の経済性、有効性を確保するうえでも、報酬が妥当な水準であるか、定期的な検証を行うことが必要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 59 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>学校医等の報酬については、青森市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則により定められており、これまで、報酬額の改正は行われていませんでした。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>学校医等に支払う報酬の妥当性について、引き続き、他自治体の状況を調査するなど検証し、必要に応じて報酬額の改正を行うこととします。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項5 |
|--|--|------------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | 事務執行上の誤りについて | | |
| | 就学援助事業(単独) | | |
| | 就学援助費申請書の教育委員会の所見の記載について | | |
| 指摘事項 | <p>就学援助費申請書(以下、「申請書」という。)には、申請者が認定基準のどれに該当するかについて、教育委員会の所見が記載される。申請書綴りを閲覧したところ、本来であれば認定基準として市民税非課税に該当するところ、教育委員会の所見欄では児童扶養手当の支給を受けているに該当すると記載されていた申請書があった。所見欄の記載が誤っていたとしても、認定基準に該当する申請者であったため、就学援助の支給そのものには問題はない。限られた時間や人員の中で、膨大な量の申請書をチェックしなければならないため、所見欄の記載についてはダブルチェックを行っていない。しかし、ダブルチェックを行えない状況においては、申請書のチェック担当者がより細心の注意を払って業務処理を進める必要がある。</p> | | |
| 掲載ページ | 62 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>就学援助対象者の認定にあたり、就学援助費申請書の申請理由及び申請理由を証明する書類から認定作業を行い、「市民税非課税」と判定したものであるが、判定後に申請書に最終的な所見を記載する前に、児童扶養手当証書の写しが提出されたため、所見を記載する際に、「児童扶養手当の受給」と記載してしまったものです。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>令和2年4月から、申請書の判定及び記載事項等については、チーム内で複数の職員によるチェックを徹底することとし、チェック体制の強化を図りました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | No | 指摘事項6 |
|--------------|--|------------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | |
| 項目 | 事務執行上の誤りについて 就学援助事業(単独) 世帯の総収入額が少ない場合の認定について | |
| 指摘事項 | 世帯の総収入額が少なく経済的に困窮している申請者については、要綱において、下記の認定基準が定められている。 【要綱の別表(第3条関係)準要保護者認定基準より一部抜粋】 3 世帯の前年度中の収入金額の合計が、平成27年4月1日に青森市に適用された生活保護法第8条の規定による生活保護基準額に基づいて算定した需要額の1.3倍以下となる者 申請書綴りを閲覧したところ、要綱の要件を満たさないにもかかわらず認定が行われており、17,220円の援助がなされている事案があった。この事案にかかる申請書を確認したところ、収入金額は需要額の1.3倍を超過しており、本来であれば認定基準を満たさない。しかし、所管課では収入金額を需要額で除した数値を表計算ソフトで算出し、この数値に基づいて認定するか否かを判断しており、表計算ソフトの表示における数値が小数点第2位までしか表示されないことから、収入金額が需要額の1.3倍であると判断し、認定に至っている。しかし、実際には数値は、小数点第3位以下に端数が生じているため、厳密には1.3倍超であるし、収入金額は需要額の1.3倍を超過している。もし、収入金額を需要額で除した数値で認定するか否かを判断するのであれば、収入金額の合計額を需要額で除した数値が1.3以下となる旨の他に、当該数値の小数点以下の端数処理に関しても認定基準に明記しなければならない。 | |
| 掲載ページ | 63 | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 就学援助費申請書の申請理由「世帯の総収入額が少なく経済的に困っている」申請者の認定方法については、これまで、収入金額を生活保護基準額に基づいて算定した需要額で除し、小数点第3位を四捨五入した数値が1.30以下となるものを認定としていました。 | |
| | 今後の改善予定等 令和2年度から、認定方法については、需要額を1.3倍した数値と収入金額を比較することにより、可否を判定することとしました。 | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見7 |
|-------|---|------------|-----|
| 担当課 | 教育委員会事務局学務課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 小中学校副読本支給事業 | | |
| | 副読本の製作数について | | |
| 意見 | <p>委託にて製作される副読本は、児童生徒数等を参考にまとまった冊数の副読本を製作し、児童生徒に支給している。年度途中で転入してくる児童生徒もいるため、当初在籍している児童生徒に支給する冊数より余分に製本する必要がある。また、児童生徒に支給する以外にも、教育委員会事務局用、副読本製作のための編集委員会メンバー用、副読本製作時の取材先配付用としてもある一定冊数の製本が必要となる。</p> <p>監査実施時点(令和元年9月)において、平成30年度に委託により製作した副読本はいずれも50冊以上残っており、3・4年生用の上巻にいたっては150冊も残っている。委託により製作された副読本は毎年改訂されるため、年度を終え次年度以降は支給、配付がなされず、余ったままとなり無駄となる。確かに転入生への支給に備え、ある程度余裕をもって製作する必要があるだろう。しかし、平成29年度製作分にいたっては約400冊の副読本が余っており、最終的な残数を少なくする余地がある。また、残った副読本は盗難のリスクを抱え、多く残数があるほど盗難による損失額が拡大するリスクもある。よって、今後は、過去の支給、配付、残数の実績を踏まえて必要な製作数の精度を高め、副読本の残数ができるだけ少なくなるように事業を遂行することが必要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 65 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>これまで副読本の製作部数については、次年度に配付する学年の児童生徒数や教師数の推計値や製作に携わる関係者、予備分等を考慮し作成部数を決定していました。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>副読本の製作に当たっては、引き続き、次年度に配布する児童、教師数の推計値、製作に携わる関係者及び予備分等を考慮するとともに、過去の支給実績や残数等も踏まえつつ、必要な製作部数の精度を高め、できるだけ残数が少なくなるよう努めていきます。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | No | 意見12 |
|--------------|--|---|
| 担当課 | 教育委員会事務局学校給食課 | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について 給食運営事業(小学校)(小学校給食センター) 給食提供数の維持について | |
| 意見 | <p>PFI事業者を選定する際、「青森市小学校給食センター等整備運営事業 入札説明書」(平成23年10月11日修正)において、年間合計提供食数があるものとして提案することを入札参加者に求め、提供対象者数の保証として、各年度毎(5月1日時点)の対象者数が小学校9,000人、中学校5,000人以上となることを前提に提案書を求めるものとしている。</p> <p>年間200日の給食を提供するとした場合、その年間合計提供食数は2,800千食$\{(9,000+5,000)\} \times 200$日/年)となる。これは市がPFI事業者に対して最低提供食数として保証したものである。</p> <p>しかし、市内の小・中学校における児童・生徒数は減少傾向にあり、平成26年度から平成30年度までの平均減少率$\Delta 2.5\%$/年で、単純に監査人が試算したところ、令和7年度において最低提供食数の2,800千食を下回る事となる。</p> <p>市としても、市議会の答弁において「平成22年度に定めた青森市小学校給食センター等整備運営事業実施方針に基づき、将来的な児童・生徒数の推計をもとに、順次耐用年数を迎える各単独給食実施校や浪岡学校給食センターを集約していく」(平成30年第4回定例会:教育委員会事務局理事答弁)としている。</p> <p>単独校や浪岡学校給食センターの小学校給食センターへの移行による集約に対しては様々な意見があるものと思われ、最終的な判断は市の政策判断によるものであるが、少なくとも追加的な負担が生じることのないよう、児童生徒数のより精緻な将来推計を前提に、各単独給食実施校及び浪岡学校給食センターの集約を計画的に進める等し、一定の提供給食数を確保することが財務面からは望ましいものと考えます。</p> | |
| 掲載ページ | 96 | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 小学校給食センター等運営事業については、児童生徒数の推移と学校給食施設の老朽化等を勘案しながら、単独給食実施校及び浪岡学校給食センターを集約することとしています。 | |
| | 今後の改善予定等 今後につきましても、青森市小学校給食センター等整備運営事業実施方針に基づき、計画的に各単独給食実施校及び浪岡学校給食センターの集約について、関係者と調整を図りながら進めていくとともに、給食運営事業の現状を注視つつ、適切な給食提供数の維持に努めていきます。 | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見13 |
|----------|---|------|--|
| 担当課 | 教育委員会事務局学校給食課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 給食運営事業(小学校)(小学校給食センター) | | |
| | 現契約終了後の運営方式等の検討について | | |
| 意見 | <p>現在の小学校給食センター等整備運営事業契約の契約期間は令和11年3月31日までであるが、それ以降においても市立小・中学校における学校給食は継続して実施することが想定されることから、小学校給食センター及び中学校給食センターをどのように運営していくか検討する必要がある。</p> <p>契約期間は9年程残っているものの、それまでに運営方式の検討及び確定、仕様書等の契約条件の検討及び確定、事業者の公募等を行う必要があることを考えると、運営方式の検討には早期に着手することが望ましいものとする。</p> | | |
| 掲載ページ | 99 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>現在の小学校給食センター等整備運営事業については、平成22年3月にPFI等導入可能性調査業務報告書をまとめ、平成26年4月に供用開始し現在に至っていますが、次期運営方式等については検討されていませんでした。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | <p>次期運営方式等の確定に向け、令和2年度は先進地の自治体等の情報収集を行い、検討に着手していきます。</p> |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見14 |
|---|--|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学校給食課 | | |
| 項目 | 事務執行上の誤りについて | | |
| | 給食施設維持管理事業(小学校)(浪岡学校給食センター) | | |
| | 産業廃棄物にかかるマニフェストの管理の徹底について | | |
| 意見 | <p>浪岡学校給食センターでは、「青森市浪岡学校給食センター雑排槽清掃業務委託」により、外部の事業者に汚泥の処理を委託し、雑排槽清掃作業を年5回実施しており、マニフェストも5回分を事業者から交付されている。</p> <p>今回の監査で確認したところ、平成30年10月に実施された3回目の作業時に関して、A票及びE票は存在したものの、B2票及びD票が保管されておらず、代わりに運搬業者の控えであるB1票が保管されていた。当該委託業務においては、処分業者と運搬業者とが同一であるため、恐らく、受託事業者が市に返送すべきB2票の代わりに受託事業者が保管すべきB1票を返送するとともに、D票の返送を失念したものと推測される。</p> <p>マニフェストの控えを適切に受領することは制度の運用の基本であることから、改めてマニフェスト制度の趣旨を確認の上、今後はマニフェストの控えを受領した際にその適否を確認し、誤った伝票が送付された場合には、適切な伝票の送付を受託事業者に速やかに求める等の対応を図ることが望ましいものとする。</p> <p>※マニフェスト:産業廃棄物管理票(7枚複写でA・B1・B2・C1・C2・D・Eの各票があり、市は最終的にA・B2・D・Eの各票を5年間保管する必要がある。)</p> | | |
| 掲載ページ | 103 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 委託事業者から返送された書類が適切なものか確認しないまま受領し、保管していました。 | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| 令和2年4月から、事業者から返送される書類については複数人で確認するなどチェック体制の強化を図り、誤った書類が提出された際には速やかに適切な書類の提出を求めるなど、マニフェストの管理の徹底に努めていきます。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項7 |
|--|--|------------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学校給食課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 学校給食費事務(歳入) | | |
| | 滞納債権にかかる時効管理の徹底について | | |
| 指摘事項 | <p>学校給食費の滞納債権は私債権であり、民法第173条第3号により消滅時効は2年である。学校給食課においては、学校給食費の収入未済者への対応について、債務者ごとに交渉履歴を作成している。</p> <p>今般の監査において当該交渉履歴を閲覧したところ、債務者の中に、監査時点において既に時効が到来している事案があった。確かに、私債権であることから時効期間が経過したのみをもって債権は消滅しないものの、債務者が時効の援用を行った場合には債権が消滅することとなる。これを避けるためには債務者に債務の承認を得る等、適宜、時効を中断させる必要がある。なお、本件事案については、監査人の指摘を受けて債務者に接触し、結果的に債権を回収し得たとのことであるが、今後の滞納債権の回収に当たっては、債務の承認を得ないまま時効が到来することのないよう、時効管理を徹底することが必要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 110 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>学校給食費の滞納者については、文書による督促、催告のほか、電話による催告、臨戸訪問等を行い、納入が困難な場合、分割納入約定書を徴取するなど適宜対応しているところです。</p> <p>当該事案は、債務者から約定書の徴取が困難な状況にあり、結果として時効が到来していたものでした。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>当該事案については、臨戸訪問により、滞納債権を回収しました。</p> <p>今後においては、納入困難な意思表示があった場合は、その場で速やかに約定書を徴取するなどし、適切な債権管理に努めていきます。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見15 |
|-------|---|------------|------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学校給食課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 学校給食費事務(歳入) | | |
| | 実行可能な分割納入計画の策定について | | |
| 意見 | <p>今般の監査において当該交渉履歴を閲覧したところ、債務者が生活保護受給者である事案があった。本来、青森市の債権の管理に関する条例第13条第1号によれば、債務者が生活保護受給者である場合には債権放棄の対象となるものである。</p> <p>しかし、当該事案は生活保護受給後に発生した滞納債権であり、学校給食費相当額は生活保護費の教育扶助に含まれていることから、当然に納入を求めるべき債権として債権放棄することが困難とのことである。学校給食課としても担当ケースワーカーとも協議を行っているが、結果的に、従前に提出を受けた「分割納入約定書」に基づく納入が滞っている状況である。生活保護受給者であり生活が困窮していることが想定されるものの、当該学校給食費は教育扶助の一部として給付されているものである。今後、担当ケースワーカーを通して、現行の「分割納入約定書」に基づく分割納入計画をあらためて見直す等し、実行可能な分割納入計画の策定を促す等、着実な納入に向けた方策を採ることが望ましいものとする。</p> | | |
| 掲載ページ | 111 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>従前に提出された「分割納入約定書」に基づく実行可能な納入計画でしたが、結果的に債務者の納入が滞り、連絡が取れなくなってしまったため、担当ケースワーカーに納付指導をお願いしていたところですが、納入されていない状況でした。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>当該事案については、債務者、担当ケースワーカーを含めた3者での協議の上、分割納入計画の見直しを行い、改めて給食費の着実な納入を図ることとしました。</p> <p>今後については、債務者の納入計画の履行が困難となった場合には、早急に分割納入計画の見直しを検討するなど、着実な納入に向けた対応をしていきます。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見16 |
|-------|---|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局学校給食課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について 学校給食費事務(歳入) 各学校における学校給食事務担当者の見直しについて | | |
| 意見 | 市においては、保護者等からの学校給食費の徴収及び未納初期の対応については各学校の役割とされているが、各学校には教員の他に事務職員も配置されている。しかし、学校給食費事務の分担を見ると、事務職員が学校給食事務を担当している割合は、直近の令和元年度において、小学校で51.1%、中学校で68.4%にとどまっている。 確かに、各学校で保護者等から徴収するのは学校給食費だけではなく、教材費等も存在することから、これらと併せて教員が徴収管理を行うことが効率的な場合もあり得るが、学校給食費事務には、学校給食課への実績報告や通帳管理、更には督促や催告等といった未納初期の対応まで含まれていることを踏まえると、原則として処理に精通した事務職員が担うこととする方が、処理の誤り等が低減するものとする。また、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン(文部科学省 令和元年7月)」においても、教員が学校給食事務から解放されることにより、授業改善のための時間や児童・生徒に向き合う時間を増やすことが期待されている。各学校における状況の違いを踏まえつつも、事務処理誤りの軽減及び教員の業務負担軽減の観点から、学校給食費事務は事務職員が担うことを原則とすることが望ましいものとする。 | | |
| 掲載ページ | 111 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 令和2年度においては、事務職員が学校給食費事務を担当している割合が、小学校で55.81%、中学校で78.95%と増加しているものの、これまでその担当の決定にあたっては、各学校の判断により行ってきました。 | | |
| | 今後の改善予定等 学校給食費事務は、給食費の徴収及び未納処理の知識等が求められる観点から、事務職員が担うことを原則とすることが望ましいことから、各学校や関係機関と調整を進め、事務職員の担当割合の増加に努めていきます。 | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見8 |
|-------|---|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局指導課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 教育研修センター運営管理事業 | | |
| | 不要物品の管理について | | |
| 意見 | <p>教育研修センターで管理している備品台帳から、特に電化製品や電子機器についてサンプルで実査を行い、使用可能かどうかを監査した結果、物品について、その所在や使用可能性について疑義があった。教育委員会事務局指導課で管理している備品は、備品台帳一覧表によると1,100品目以上あり、その所在場所は、教育研修センター内、駅前庁舎内、浪岡教育事務所教育課内、ALTの住居内と多岐にわたる。20年前のOA用ソフト、ワープロ、プリンター等は仮に物品として存在していたとしても、それを有効的に利用できるとは思えず、単に保管場所が必要となるだけである。備品の適切な管理を図るため、物理的に破損等をしていなくとも、今後は使用予定のない物品については必要に応じ処分し、保管コストが発生しないようにするべきである。</p> | | |
| 掲載ページ | 72 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | <p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>20年前のOA用ソフト、ワープロ、プリンター等の備品については、バージョンアップ等により現行の製品との整合がとれない等の理由により製品を更新する際、既存の備品が破損、故障などがなかったため、処分せずに保管していました。</p> <p>また、ALTの住居用の備品については、これまで契約していた住居を解約し、別の住居を契約したことから、家電等の規格が合わず、教育研修センターに一時的に保管していました。</p> | | |
| | <p>今後の改善予定等</p> <p>令和2年度内に使用予定のない物品の確認を行い、順次処分していきます。</p> <p>また、他の備品についても所在場所を明確にするなど、適正な備品の管理に努めていきます。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見9 |
|--|--|------------|-----|
| 担当課 | 教育委員会事務局指導課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 外国青年(語学指導員)招致事業 | | |
| | ALT宅にある備品の管理について | | |
| 意見 | <p>市は、ALTを招致した際、配置される学校の位置等を勘案し近隣の建物(アパート等)を借り上げ、月額最大35,000円の補助を行っている。また、転入の際には、生活に最低限必要な電化製品(TV、洗濯機、掃除機等)や生活用品(テーブル・ベット・カーテンセット等)を購入している。平成30年度にALTが1名増員することに伴い、当該ALTの生活に必要な備品の購入手続等について証憑突合せ等を実施したが、特に問題はなかった。</p> <p>ここで、ALTは平成30年8月現在で15名存在するため、市は市内のアパートを15部屋借りている。この点について、全ての部屋にどのような備品が配置されているのか、備品台帳との突合は可能なのか質問したところ、部屋に配置されている備品と備品番号を把握している部屋は1部屋のみで、10部屋は一部のみ、残り4部屋は全ての備品について突合不能であった。この点について、貸与物品として財務規則第236条に従い物品貸付調書を作成し管理する必要があると思われるが、ALTは、市の非常勤職員であり外部の者ではないので、彼らが使用している電化製品等は貸与物品ではないとの回答を得た。</p> <p>しかしながら、備品そのものは教育研修センター建物外の市内に分散しており、常時管理できる状況ではないこと、また実態は、ALTが私生活において1年から2年にわたって使用していることを考えると、貸与物品と同様の扱いをしなければ適切な物品管理はできないものと思われる。したがって、ALTの入居時に設置備品の一覧を作成し確認した上で、退去時には同様に相互に確認することが重要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 76 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>ALTが異動した際に、備品の確認ができないことがありました。</p> <p>また、布団やカーテン等は、退去したALTの分をまとめてクリーニングするため、備品が入れ替わったりすることもあり、備品番号の把握ができていませんでした。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>令和2年度内に、適切に物品管理をするため設置備品の一覧を作成することとし、ALTの入退去時には、作成した一覧を基に相互に確認を行うなど、適切な備品の管理に努めていきます。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見10 |
|--------------|---|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局指導課 | | |
| 項目 | その他の指摘事項及び意見について | | |
| | 就学指導委員会事務 | | |
| | 教育支援委員会の出欠状況について | | |
| 意見 | <p>教育支援委員会は、20名で構成され、平成30年度においては就学指導委員会として1回、教育支援委員会として5回、合計6回開催されているが、一度も出席していない委員が1名いることが判明した。出席できなかった委員は、医師であり開業医であった。通常、会議は平日の午後2時から午後4時まで行われるため、自身の医院の診療時間と重複し、基本的には出席できる状況にない。教育支援委員会は、教育委員会が諮問する機関であり、障がいのある子どもの就学先について調査審議し、答申を作成する重要な会議体である。教育委員会とすると、医師会からの推薦を受けたうえで委嘱しているため、人選に際しては苦慮することも十分考えられるが、医師会及び教育委員会がお互い知恵を絞り、例えば会議開催の時間を考慮したりするなどして、委員の委嘱にかかる活動をさせていただきたい。</p> | | |
| 掲載ページ | 79 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | <p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>教育支援委員会の委員の推薦については、会議の趣旨や目的について事前に説明し、一般社団法人青森市医師会から推薦を受けて委嘱しています。</p> <p>推薦していただいた医師は開業医で、医学的検査には御協力いただいているものの、他の業務と重なることが多かったため、会議への出席がされておりました。</p> | | |
| | <p>今後の改善予定等</p> <p>令和2年度は、教育支援委員の任期が満了となり、委員の選任時期に当たることから、委員の推薦依頼をする際には、会議に出席することが可能である人を前提に依頼をするなど、各関係団体と連携を図りながら、委員の選任を行っていきます。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見11 |
|-------|--|------|-------|
| 担当課 | 教育委員会事務局浪岡教育事務所教育課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について 公民館運営管理事業(浪岡中央公民館・地区公民館)、(生涯学習支援事業) 経理処理の効率化について | | |
| 意見 | 現在、浪岡中央公民館ではその利用料の授受を館内の窓口で行っている。手続としては、利用者が利用申請時に料金を納め、これと引き換えに手書きの領収書(複写式)の複写部分を交付する形である。一方、領収書本体は、日々の交付分を保管している。また、市へ入金票を提出し、受領した現金については原則として翌日中に市が発行する納付書により浪岡庁舎内の銀行窓口に納付している。浪岡中央公民館は指定管理者制度を採用しているが、利用料金制ではなく、利用料は市の歳入として扱われるものである。そのため、指定管理者から市への利用料の受け渡し及びその利用状況の報告は厳格に行う必要がある。現在行われている事務の状況、領収書の管理及び提出された簿冊の状況を確認したところ、特に問題とすべき点は見られなかった。 | | |
| 掲載ページ | ただし、上記の領収書本体を添付した簿冊は非常に厚く、利用料を納めて利用する市民の多さを示している。浪岡中央公民館の施設は新しく、今後も現在と同程度の利用者数が見込めるものである。現場担当者である指定管理者とも協議して、事務の効率性を考えた上でレジスターの導入などを検討することが望ましい。 | | |
| 88 | | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 浪岡中央公民館において、指定管理者が利用者に対し発行する領収書は年間800件程度ありますが、後日指定管理者から使用料を受ける際に、誰が、いつ利用する分を、いつ納入したか明確となるよう、領収書の作成を指示してきました。 | | |
| | 今後の改善予定等 指定管理者が領収書を作成する件数は、多くても1日10件程度であり、現在は負担を感じることなく適正に行われています。 今後利用者の増加により、事務に支障をきたす場合は、利用料金制を導入するなど、レジスターを導入することも踏まえた環境を整備することとしました。 | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項40 |
|---|--|-----------|--------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 図書管理事務 | | |
| | 寄贈図書の未処理について | | |
| 指摘事項 | <p>図書館の図書は大学の図書システムで管理している。この図書館の図書に関して、平成26年度に把握された過年度未処理の寄贈図書約5,000冊、及び、平成27年度以降の寄贈図書約700冊（以下、これらを「過年度未処理図書」という。）について、監査実施時点（令和元年12月現在）において令和元年度に処理した169冊しか登録されておらず、残りの約5,500冊は図書システムに未登録かつ財務会計上の固定資産として登録されていない。</p> <p>過年度未処理図書の存在を把握した平成26年度時点で、順次図書登録を行うことを予定していたものの、令和元年度まで過年度未処理図書の多くの登録がなされていない状況である。大学の担当者によれば、令和元年度内において、全ての過年度未処理図書について図書システムに登録処理を行う予定とのことであったが、監査実施時点において過年度未処理図書の多く（約5,500冊）が処理されていない状況であり、平成26年度に把握された過年度未処理図書については約5年間にわたり未処理の状態が継続している。更には、平成26年度に過年度未処理の図書約5,000冊が把握されたにも関わらず、平成27年度以降の寄贈図書が適時に図書システムに登録処理されていないことは、図書管理が杜撰と言わざるを得ない。大学では、この過年度未処理図書の調査過程において、平成10年の図書システム移行の際の障害による図書評価額の誤登録が判明し、平成26年度決算で約16億円減額修正していることから、図書管理について認識を改め、適時適切な図書管理を行う必要がある。</p> <p>また、教育・研究機関である大学にとっての図書館は、小中学校や公共の図書館とは異なり、知的拠点を支えるインフラとしての重要な機能を果たしている。今回の過年度未処理図書は開架されていない状況にあり、図書の閲覧を希望する学生、研究者にとって、図書の閲覧ができないことは教育・研究上の不利益をもたらしていると思料される。こういった意味からも、過年度未処理図書については、可及的速やかに処理を進める必要がある。</p> | | |
| 掲載ページ | 233 | | |
| 対応 | 対応方針 | 是 正 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>平成26年度時点で未処理図書の存在を把握しており、処理の必要性は認識していたものの、他通常業務の遅れの影響等あったことから、結果として処理ができていませんでした。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>令和元年度中に全ての未処理図書の仕分けを行い、図書受入れ作業及び排架処理を完了しました。</p> <p>令和2年度から、このような事務の停滞がないよう、図書館長及び図書館担当者職員の権限と役割を強化し、限られた人員配置の中で効率的に処理を行う体制を整えました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項41 |
|--|--|------|--------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 固定資産・物品管理事務 | | |
| | 固定資産の科目登録誤りについて | | |
| 指摘事項 | <p>青森公立大学では、公立大学法人青森公立大学固定資産等管理規程において、有形固定資産のうち償却資産における減価償却の基準となる耐用年数は、法人税法に定めるところによるものとしている。</p> <p>今回の監査にて、固定資産台帳登録の妥当性について検証を行ったところ、償却資産の一部に資産科目の登録誤りがあり、本来適用すべきでない耐用年数で減価償却が計算されているものがあった(空調設備の一部等)。これらの固定資産のうち、食堂厨房の空調設備(簿価3,370千円)等の空調設備7件(簿価合計9,363千円)は、本来工具器具備品に整理すべきところ建物付属設備に整理されており、平成30年度末に未償却残高があることから同年度末の財務諸表が正しく作成されていないことになる。令和元年度の財務諸表作成時には修正が必要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 233 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>固定資産の科目登録について、食堂厨房の空調設備(簿価3,370千円)等の空調設備7件(簿価合計9,363千円)の耐用年数を、本来工具器具備品に整理するべきところを、建物付属設備として整理していました。</p> | | |
| <p>今後の改善予定等</p> <p>令和2年3月31日付けで、正しい工具器具備品での耐用年数をもとに減価償却額を算定し直し、過年度と令和元年度以降の減価償却処理を区分した上で、システムの登録修正を行い、令和元年度の財務諸表に反映しました。</p> <p>今後については、担当者が作成の際に都度、監査法人の確認を経るなど、資産登録に係るチェック体制を強化しました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項42 |
|--|---|------------|--------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 固定資産・物品管理事務 | | |
| | 少額備品の除去処理の漏れについて | | |
| 指摘事項 | <p>固定資産等管理規程では、取得価格が100千円以上500千円未満の資産で、1年以上使用が予定されているものについては、少額備品として管理するものと定められている。具体的には、少額備品を取得した場合は、資産管理責任者はこれを固定資産台帳(以下この項で「台帳」という。)に登録し、資産管理ラベルを貼付する。業務に必要がなくなったとき又はやむを得ない事情があると認められる場合には処分することができ、処分し所有権が消滅した場合には除却を行うことが求められている。</p> <p>大学では、固定資産等管理規程には定められていないものの、少額備品を所管するグループ毎に随時実査を行い、台帳に登録されている少額備品が存在しており、また除却漏れがないかについて調査を行っている。ここで外部監査の手続として、一部の少額備品について台帳と現物の照合を行った結果、ノートパソコン(平成19年取得 174千円)、バッテリー無停電電源装置(平成19年取得 139千円)については除却処理漏れにより現物が存在していないことが判明した。また、台帳を通査しても10年以上前に購入したPC等存在が疑われるものがある。少額備品の管理の徹底が必要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 234 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>備品を処分及び購入した際には、担当職員が台帳上での削除及び登録等を行うこととしていましたが、当該備品については、その事務処理がされていませんでした。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>令和2年6月に、除去処理漏れにより現物が存在していない備品について備品台帳を修正しました。 今後については、定期的に実物と台帳の突合を行うなど、備品の削除及び登録等に係るチェック体制を強化しました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | No | 指摘事項43 |
|-----------------|---|---|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | |
| 項目 | 備品・財産管理について 固定資産・物品管理事務 固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について① | |
| 指摘事項 | <p>大学における固定資産減損会計の検討、文書化に不備があった。固定資産の減損会計とは、地方独立行政法人会計基準に基づいて実施される会計上の手続であり、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態、又は、固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態にある場合に、計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額する手続である。また、減損会計では資産の利用状況を定期的に検証することによる固定資産管理体制の強化や、固定資産の利用頻度が低下している場合等の減損兆候が認められる場合に、その事実や今後の有効活用施策等を外部公表することが求められていることから固定資産の有効活用を促進する効果もある。</p> <p>減損会計は、固定資産の市場価格が下落した、当初利用予定であった固定資産が遊休状態になっているといった一定の条件のもとに、固定資産の簿価を市場価格等まで切り下げると同時に損失等を認識する必要がある。適切な減損判定を行うためには、大学が所有する固定資産(主に土地)の時価の推移を每期把握することや、固定資産取得の都度当該資産の利用計画を作成し、每期使用者に当該資産の利用状況に関する報告を行うことにより利用状況調査を每期実施することが求められている。青森公立大学でも固定資産等管理規程において定めているものの、規程中に下線を付した箇所の利用計画や利用状況に関する報告は作成していなかった。この点、担当者は、利用計画を策定せず、利用状況の報告を受けずとも固定資産の利用状況は把握しており、利用頻度低下等の減損の兆候に該当する資産はないと認識しているとのことであった。確かに、担当者からのヒアリングや校内視察を実施した限りにおいては、減損の兆候に該当する固定資産はないようにも見受けられる。</p> <p>しかし、法定監査対象の他の公立大学法人の会計実務として適切な利用計画や利用情報の報告は適切に行われていることも事実である。また、減損会計の目的は、単に市場価格まで固定資産の簿価を切り下げることのみではなく、固定資産管理体制の強化や、固定資産の有効活用を促進することも含まれており、この観点から、固定資産利用計画の作成や利用状況の報告を受けることで個別の資産の利用状況を把握、管理することは必須と解される。さらには、公立大学法人の性質として、土地・建物等の固定資産を多額に計上していることから、固定資産の減損が適用された場合、減損金額が多額となることが多く、減損の判定は慎重かつ精緻に行う必要がある。以上より、大学は固定資産等管理規程に基づき、適切かつ慎重に減損の判定を実施する必要がある。</p> | |
| 掲載ページ | 234 | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 |
| 経緯 | 指摘事項・意見についての経緯 | |
| 内容 | <p>各年度の年度計画及び業務実績報告等をもとに固定資産の利用計画や利用状況の把握をしており、利用頻度低下等の減損の兆候に該当する資産はないと認識して判定していました。</p> | |
| 今後の改善予定等 | <p>今後の改善予定等</p> <p>今後については、引き続き、各年度の年度計画及び業務実績報告等をもとに固定資産の利用計画や利用状況を把握していくとともに、減損会計の対象となる資産を明確にするため、文書化による管理を行います。</p> | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見46 |
|---|---|------|-------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 備品・財産管理について | | |
| | 固定資産・物品管理事務 | | |
| | 固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について② | | |
| 意見 | <p>減損会計では、法人化時点と各決算期末日時点の比較にて、土地の市場価格が50%以上下落した場合に原則として土地の簿価を市場価格まで切り下げを要求している。青森県は、ここ十数年間において土地の市場価格が下げ止まらない状況が続いており、青森公立大学の土地も減損リスクにさらされている。この点、青森公立大学が所在する地域は、それほど土地価格が下がっておらず、現状での減損の兆候はないものと思料された。</p> <p>大学の土地価格下落についての減損判定として、毎年、市から固定資産評価額情報を入手し、確認をしているとのことである。しかし、その判断過程は決算資料として残っていなかった。</p> <p>地方独立行政法人会計基準では、大学の土地と地価が連動する地点を会計方針として決定し、該当地点の法人化時点の地価と、毎決算における地価を比較し下落率を調査し減損を判定することを求めている。大学として地方独立行政法人会計基準に則った減損会計の検討を確実にしていることを疎明するため、また、減損担当者が変わった場合にも適切な減損判定を行い得るように、一連の判定過程を文書として記録することを求めた。</p> | | |
| 掲載ページ | 236 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>大学が所有する土地の価格下落についての減損判定として、毎年、市から固定資産評価額情報を入手し、確認をしていたものの、判断過程を文書として決算関係簿冊に保存していませんでした。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>令和元年度の決算において、大学が所有する土地について、固定資産評価額情報や課税情報に基づいて減損の判定を行い、その判断過程についての資料も文書として決算関係簿冊に保存しました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項44 |
|---|--|------|--------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 事務執行上の誤りについて | | |
| | 給与支給事務、人事労務管理事務 | | |
| | 職員の社会保険料の算定の誤りについて | | |
| 指摘事項 | <p>常勤嘱託職員3名について、平成30年9月の社会保険料に係る標準報酬月額(給与額に基づく社会保険上の等級であり、この等級に応じて労使が負担する保険料が決定される)の定時決定に伴い、給与から控除される社会保険料の変更が本来は同年9月から行うべきだったが、一月遅れの10月から行われていた。その結果、9月に常勤嘱託職員から天引きされる社会保険料が過少となっていた。</p> <p>社会保険料の控除額の変更が平成30年10月に行われた経緯は、常勤嘱託職員3名が平成29年度は臨時職員として勤務しており、臨時職員の給与支給は当月末締め翌月21日支払いのため、平成29年度は10月に社会保険料の控除額の変更が行われていたが、平成30年度は常勤嘱託職員として勤務しており、常勤嘱託職員の給与支給は当月末締め当月21日支払いのため、本来は9月に社会保険料の控除額の変更が行われるべきところ、前年度の社会保険料の控除額の変更時期を踏襲してしまったためである。令和元年においても、常勤嘱託職員1名、教育担当特別教授1名について、社会保険料に係る定時決定に伴う社会保険料の控除額の変更時期を誤っており、天引きされる社会保険料が過少となっていた。</p> <p>平成30年度の社会保険料に係る誤謬は10千円と金額こそ多くはないものの、給与計算事務は職員との信頼関係や、社会保険料が公的制度に基づく納付であることに鑑みれば、ミスがあってはならない業務領域である。今後は、システムで自動的に随時改定のフラグが立つような設計にするとともに、担当者間で情報を共有し複数人の実質的なチェック体制を設ける等の内部統制の強化を求めたい。</p> | | |
| 掲載ページ | 236 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | 標準報酬月額改定に伴う社会保険料の控除額の変更月を誤って処理していました。 | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>令和元年12月の給与支払いの際に、社会保険料の過少分を控除しました。</p> <p>なお、社会保険事務所への支払額は納付書どおりに支払っているため、過少とはなっておりませんが、今後はミスがないよう社会保険料の控除額変更月一覧表を作成し、職種ごとに異なる控除変更月に合わせて給与処理時に給与担当者、社会保険担当者等の複数名で確認できるようチェック体制を強化しました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | No | 意見47 |
|---|---|--------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | |
| | 給与支給事務、人事労務管理事務 | |
| | 業績連動賞与の導入について | |
| 意見 | <p>青森公立大学の職員・教員に対する賞与は、基本給等の基準額に対して、所定の支給率を乗じた額を支給しており、個人別の業績や貢献度に応じた業績係数は採用していない。現状の運用では、教職員が革新的な研究や事務効率の著しい向上等の優れた業績を残したとしても、また、業務で重大なミスをしたとしても懲戒処分等を受けない限りにおいては、横並びの支給率にて一定の賞与が支給される運用となっている。業績連動賞与を採用することで、職員・教員の職務成果責任を明確にし法人の目標達成への意識付けを図ることや、評価に対する客観性が増すことによるモチベーション向上が期待される。</p> <p>現状、大学として既に業績連動賞与採用の検討を行っており、今後の導入を見込んでいるとのことであった。そもそも公立大学法人制度は、民間的な発想を公立大学運営に取り入れることを目的の一つとしている。業績連動賞与は、民間企業において拡大傾向にあり、設立団体である青森市においても採用している方法であることから、早期の業績連動賞与採用が望まれる。</p> | |
| 掲載ページ | 237 | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善検討 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | |
| | <p>業績連動賞与については、市の制度に準拠した業績評価の導入の準備を進めていたが、現時点では導入に至っていません。</p> | |
| <p>今後の改善予定等</p> <p>事務職員については、令和3年度からの本格的な実施に向けた試行を行っているところであり、また、教員職員については、第3期中期計画期間内で対応するための制度設計等を進めていきます。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見48 |
|-------|---|------|-------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | その他の指摘事項及び意見について | | |
| | 支出にかかる事務 | | |
| | 1人から見積書を徴する随意契約に関する理由記録について | | |
| 意見 | <p>大学では公立大学法人青森公立大会計規程において、別に定める場合に該当するときに随意契約を行うことが認められており、その具体的内容を公立大学法人青森公立大学契約事務規程(以下「契約事務規程」という。)に定めている。</p> <p>ここで大学は、外国雑誌の購入(年間購読料)2,172千円について1人からの見積書を徴する随意契約の方法によっているが、契約事務規程のどの場合に該当するかについて文書化が行われていない。また契約事務規程では、随意契約による場合は2人以上から見積書を徴するものとするが、契約に係る予定価格が同規程に定める金額の10分の1に相当する額を超えない契約をする場合又は特別な理由がある場合は、1人から見積書を徴することができる定められているが、どのような理由で1人からの見積書を徴することにしたのかについての文書化も行われていない。</p> | | |
| 掲載ページ | この外国雑誌の購入に関しては、この業者が当該雑誌の総代理店であることから1人から見積書を徴する随意契約を行ったとのことであるが、契約事務規程上のどの場合に該当するのか、どのような理由によるのかについて文書化し、その妥当性を検討した証跡を残しておくべきである。 | | |
| 237 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| 対応 | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>洋雑誌購入に関しては、公立大学法人青森公立大学契約事務規程で示されている「定期刊行物等」に該当するものと認識しており、結果として、見積書を省略し支出契約決議書(兼命令)で支払い行為を行っていました。</p> | | |
| | 今後の改善予定等 | | |
| | <p>洋雑誌については、海外から購入するための手数料については、総代理店が独自に設定するものであり、「定期刊行物」には該当しないことから、次回契約分からは、公立大学法人青森公立大学契約事務規程に基づき、随意契約及び見積書を1人から徴する理由を文書化し、その妥当性についての検討の証跡を残すこととします。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見49 |
|--|---|------|-------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | その他の指摘事項及び意見について | | |
| | 収入にかかる事務 | | |
| | 後援会から受け入れた負担金の消費税区分について | | |
| 意見 | <p>大学を支援する組織として青森公立大学後援会(大学とは別個の人格なき社団。以下、後援会とする)があり、後援会事務局は大学内に設置され、後援会の事務作業は大学の臨時職員A氏が大学業務と並行して行っている。後援会から大学に対して、覚書に基づきA氏の年俸相当額145万円が支払われている。平成29年度までは後援会職員が後援会事務作業を行っていたが、平成30年度から大学職員が事務作業を行う形態となったとのことであった。</p> <p>大学は、後援会から收受した145万円の経理処理として「勘定科目:雑益 消費税区分:不課税売上」としているが、課税売上に該当するものと思料される。論点となるのは、大学が收受した収入が、消費税基本通達5-5-10に定める「給与負担金」の受入に該当するか否かである。給与負担金に該当する場合には不課税売上となるが、該当しない場合には課税売上となる。</p> <p>基本通達では、「出向」に基づく給与負担金受入について不課税売上として取り扱う旨が記載されている。類似事例の判例によると「出向とは、出向元との関係でも出向先との関係でも雇用関係に基づき勤務する形態」と定義しており、当事例に当てはめた場合、A氏と後援会の間に出向契約、雇用契約はなく、A氏はあくまでも大学職員でありフルタイムで後援会業務を実施しているわけではないこと、收受した金員には覚書にいう「後援会事務局設置場所等の提供」も含まれていると解釈されることから、A氏に出向の事実は認められず、大学の受け入れた負担金は基本通達のいう給与負担金には該当せず、後援会に対する業務受託と解釈のうえ、消費税上の課税売上に該当するものと思料される。</p> | | |
| 掲載ページ | <p>今後の関係各者と協議のうえ、平成30年度における税務申告の修正を検討すること、次年度以降において、消費税負担軽減のためにA氏と後援会との間で実質的な雇用契約を結ぶこと等が求められる。</p> | | |
| 238 | | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>平成30年度から、大学職員が後援会の事務作業を行うことで、後援会から負担金を受け取る方式をとっていましたが、その負担金収入が不課税売上との認識で税務処理を行っていました。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>後援会と取り交わしている覚書の内容では雇用契約とはいえ業務受託と解釈されるため、課税売上に該当することから、令和2年6月までに平成30年度における税務申告の修正を行うとともに、覚書の内容を踏まえ、業務受託として消費税を含めた支払額とするよう整理しました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項45 |
|---|--|--------|--------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 寄附金受入にかかる事務 | | |
| | 固定化寄附金の早期使用について | | |
| 指摘事項 | <p>青森公立大学の平成31年3月31日時点の貸借対照表において、「負債項目：寄附金債務」が8,000,000円計上されている。寄附金債務とは、寄附者がその寄附金の用途を特定した場合に、大学が寄附者の意向に沿った使用をすべきある種の義務を表す負債（債務）勘定であり、寄附金の利用にしたがって寄附金債務が取り崩されることとなる。</p> <p>寄附金は団体Aより平成21年～平成25年の4回に分けて各2,000,000円を受け入れたものである。監査時点（令和元年12月）で、寄附金債務が全額8,000,000円残存しており、このことは、寄附の最初の受入時点である平成21年12月から起算して約10年間にわたり寄附金が使用されずに大学の現預金として眠っていることを意味する。</p> <p>今回、寄附者が特定した用途をみると「大学教育振興のため」としており、大学側にその活用方法を広く任せている。それにも関わらず、約10年間もの長期にわたり寄附金を活用していなかった事実は、寄附者が教育振興のために有効に利用してほしいとする期待を裏切っているとも捉えられかねない。また、約10年間使用しなかったことで、より良い教育を学生に提供する機会を失っているとも考えられる。当寄附金により、奨学金制度の充実や、図書の実績、設備環境の整備等の様々な事柄に還元できる機会を持ちながら行ってこなかった事実は残念である。このような事態の原因として、大学として特設寄附金の利用計画を設定していなかったことも大きい。「公立大学法人青森公立大学奨学寄附金規程」によれば「第7条 奨学寄附金について用途が特定された場合は、当該用途に従い奨学寄附金を使用するものとする」としており、今後は大学側で利用計画を都度設定し、早期に寄附金を活用することを求める。</p> | | |
| 掲載ページ | 239 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善検討 | |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>平成21年度から平成24年度の4回に分けて、東津軽郡町村会から大学教育振興を目的として受け入れた寄附金については、後年度の財政需要に効果的に対応するため使用していませんでした。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| 令和2年度中に、後年度の財政需要に効果的に対応するための利用計画作成について検討していきます。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見50 |
|---|---|------|-------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 寄附金受入にかかる事務 | | |
| | 寄附金募集機会の拡充について | | |
| 意見 | <p>平成30年度における青森公立大学の行政サービス実施コストは約6億円と、その運営には多くの市税等が投入されている。少子高齢化や人口流出による税収入の減少や社会保障関連経費の増加により地方財政が厳しい中、公立大学法人化を契機として、民間的な発想に基づく外部資金(競争的資金、寄附金、受託研究受託、施設使用料等)の獲得が期待されている。青森公立大学においても例外ではなく、公立大学法人青森公立大学第2期中期目標(以下、中期目標という)における「第4 経営・財務内容の改善に関する目標」において、「産学官金・各種団体等との連携による外部研究資金、奨学寄附金等の外部資金の獲得に努める。」と外部資金の獲得推進を目標としている。</p> <p>青森公立大学における外部資金の一つである寄附金の過去3年の受入状況は、平成30年度において0件、平成29年度において1件:1,500千円、平成28年度において1件:1,500千円と推移しており、その受入は少ない。この理由として、寄附金にかかるインターネット等におけるオープンな募集はなく、寄附者から申出があった場合に寄附を受け入れるといった体制であることから、市民や卒業生の寄附金窓口への到達が困難であることが考えられる。</p> <p>公立大学法人への寄附金は、個人及び法人にとって税法上の優遇措置が認められており、大学の発展を望む卒業生・在校生(保護者)・市内関係者のなかには、寄附窓口が明確に存在するならば実際に寄附を行う者の存在も十分想定される。今後は、中期目標に定める外部資金の獲得推進を図るために、他公立大学の事例を参考にホームページにて寄附窓口を設けること、後援会や同窓会において寄附の募集を働きかけること、授業料納付書に寄附のお願いを同封すること、入学式・卒業式といった式典で寄附を呼びかけるといった、大学側からの働きかけ強化を求める。</p> | | |
| 掲載ページ | 240 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>寄附金の受入れに関する規定は整備しておりましたが、申し出があった場合のみ寄附金の受付をしており、寄附金の募集について積極的な働きかけをしていませんでした。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| 令和2年6月にホームページ上で寄附の受付を開始し、寄附金募集の働きかけをしました。 | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見51 |
|-------|---|------|-------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務 | | |
| | 会計職員のローテーション頻度について | | |
| 意見 | そもそもとして、地方独立行政法人会計基準は複雑な会計基準であり、高度な会計知識を要する分野であるといえる。ここ数年は会計担当職員の配置替えが行われているが、今後同様の誤りを防止するためにも、会計担当職員の配置について検討が必要と思われる。 | | |
| 掲載ページ | 242 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>会計事務担当の嘱託職員1名を継続的に配置するなど、毎年度、事務局の構成及び業務の質・量を踏まえ、人員配置を行ってきたところです。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>専門的な知識が得られるよう長期的な配置を考慮しながら、事務局の構成及び業務の質・量を踏まえ関係機関と協議しつつ、全体的な視点で人員配置を行っていきます。</p> | | |

| | | No | 指摘事項46 |
|-------|---|------|--------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 事務執行上の誤りについて | | |
| | 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務 | | |
| | 民間団体からの助成金の処理誤りについて | | |
| 指摘事項 | <p>行政サービス実施コスト計算書は、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等が負担をしているトータルコストの計算書をいい、その構造は発生したコストから、大学が自らの努力で獲得した自己収入を控除して算定される。</p> <p>大学は、平成30年度において民間団体である公益財団法人青森学術文化振興財団から8,357,713円の助成金を受けているものの、これを行政サービス実施コスト計算書にて自己収入として控除していない。地方独立行政法人会計基準において国又は地方公共団体から交付された補助金等について自己収入ではない旨が定められているものの、民間団体から受け入れた助成金については自己収入として行政サービス実施コスト計算書から控除を行わなくてはならない。</p> | | |
| 掲載ページ | 242 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>地方独立行政法人会計基準において、国又は地方公共団体から交付された補助金等について自己収入ではない旨が定められており、当該助成金についても同様の取扱いであると誤って認識をしていました。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>令和元年度決算において、委託契約している監査法人の確認を受けつつ、民間団体からの助成金については、自己収入として行政サービス実施コスト計算書から控除を行い、適切な決算処理を行いました。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項47 |
|--|--|------|--------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 事務執行上の誤りについて | | |
| | 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務 | | |
| | 資産見返寄附金戻入の処理誤りについて | | |
| 指摘事項 | <p>大学は、平成30年度において、初めて行った図書の除却分として収益項目：資産見返寄附金戻入629,540円が発生しているものの、これを行政サービス実施コスト計算書にて自己収入として控除していない。資産見返寄附金戻入とは、寄附金を財源に購入した固定資産の減価償却費に対応する収益項目であり、いわば受け入れた寄附金を受入時ではなく、将来にわたって収益計上するための勘定科目である。地方独立行政法人会計基準において寄附金収益は当然に自己収入とされており、同様の性質を持つ資産見返寄附金戻入についても、自己収入として行政サービス実施コスト計算書から控除を行わなくてはならない。</p> | | |
| 掲載ページ | 242 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>図書の除却について、法人化後初めて行った会計処理であり、誤った認識で処理していました。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>令和元年度決算において、委託契約している監査法人の確認を受けつつ、資産見返寄附金戻入についても、自己収入として行政サービス実施コスト計算書から控除を行い、適切な決算処理を行いました。</p> | | | |

| | | No | 指摘事項48 |
|--|--|------|--------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 事務執行上の誤りについて | | |
| | 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務 | | |
| | 資産見返授業料戻入の処理誤りについて | | |
| 指摘事項 | <p>大学は、平成30年度において、初めて行った図書の除却分として収益項目：資産見返授業料戻入6,564円が発生しているものの、これを行政サービス実施コスト計算書にて自己収入として控除していない。前資産見返授業料戻入とは、授業料を財源に購入した固定資産の減価償却費に対応する収益項目であり、いわば受け入れた授業料を受入時ではなく、将来にわたって収益計上するための勘定科目である。地方独立行政法人会計基準において授業料収益は自己収入とされており、同様の性質を持つ資産見返授業料戻入についても、自己収入として行政サービス実施コスト計算書から控除を行わなくてはならない。</p> | | |
| 掲載ページ | 242 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>図書の除却について、法人化後初めて行った会計処理であり、誤った認識で処理していました。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>令和元年度決算において、委託契約している監査法人の確認を受けつつ、資産見返授業料戻入についても、自己収入として行政サービス実施コスト計算書から控除を行い、適切な決算処理を行いました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 指摘事項49 |
|-------|--|------|--------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 事務執行上の誤りについて 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務 引当外退職給付増加見積額の算定誤りについて | | |
| 指摘事項 | <p>行政サービス実施コスト計算書にて「IV引当外退職給付増加見積額」として△39,747,598円を計上しているが、誤っており、正しくは△11,747,598円(概算値)(△39,747,598円 - 28,000,000円)であった。</p> <p>「IV引当外退職給付増加見積額」とは、将来の退職金が設立団体から支払われることとなる出向者や、退職金が運営費交付金により措置される者の対象年度における退職金増加見積額をコストとして認識する項目である。地方独立行政法人会計基準上、これらの者の退職金増加額は、将来的に大学が負担しないため損益計算書上の費用とはならないが、該当職員が大学に所在した結果、将来的に設立団体(青森市)から支給される退職金が増加するため、その増加分を行政サービス実施コストとして認識しているものである。具体的な例を示すと、×1年4月に青森市から大学へ出向した職員Zが×2年3月末に青森市に戻った場合、×1年3月末に将来支給される予定の退職金が1,000千円、×2年3月終わりに将来支給される予定の退職金が1,500千円であると仮定すると、×2年3月期の一年間で市民等が負担している行政サービス実施コストは500千円(=×2年3月末:1,500千円 - ×1年3月末:1,000千円)となり、この額を「IV引当外退職給付増加見積額」へ記載することとなる。</p> <p>大学は、平成29年度まではこのように算定していたが、平成30年度において、算定するワークシートに2名の出向職員の退職金の計上を失念したことで「IV引当外退職給付増加見積額」が過少計上となっていた。具体的には、青森市からの出向職員2名の平成30年度における退職金コストは、平成31年3月31日時点の退職金見込額から、平成30年4月1日における退職金見込額を差し引いた額(平成30年度中に増加した退職金見込額)とすべきところ、大学では平成31年3月31日時点の退職金見込額を0円とした結果(計上を失念)、平成30年4月1日における退職金見込額の全額がマイナスのコストとして計上されていた。前段の職員Zの例でいえば、×1年3月末の退職金支給予定額1,000千円のマイナス値の△1,000千円がコストとして計上されていたこととなる。</p> <p>この誤りにより、行政サービス実施コスト約28百万円が過少計上となっていた。</p> | | |
| 掲載ページ | 243 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| 対応 | 指摘事項・意見についての経緯 「引当外退職給付増加見積額」とは、将来の退職金が設立団体から支払われることとなる出向者や、退職金が運営費交付金により措置される対象年度における退職金増加見積額をコストとして認識する項目ですが、平成30年度において、算定するワークシートに2名の出向職員の退職金を計上していませんでした。 | | |
| 対応 | 今後の改善予定等 令和元年度決算において、委託契約している監査法人の確認を受けつつ、当初失念していた2名の退職金についても正しく計上し、適切な決算処理を行いました。 | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見52 |
|---|---|------|-------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | その他の指摘事項及び意見について | | |
| | 情報管理にかかる事務 | | |
| | パスワードの管理に関する規定の整備について | | |
| 意見 | <p>青森公立大学は保有する個人情報に対する情報システムにおける安全の確保等に関して、「青森公立大学保有個人情報保護管理要綱」において、情報システムで取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。また、この措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する規定等の整備及びパスワード等の読取防止等のために必要な措置を講ずるとも定めている。</p> <p>これに対し大学では、パスワード等の管理に関する規定等を整備していない。情報セキュリティ対策に関して大学では、「公立大学法人青森公立大学セキュリティポリシー」及び「公立大学法人青森公立大学セキュリティポリシー実施手順（以下この項で「セキュリティ実施手順」という。）」を整備しているが、パスワード等の管理に関してはセキュリティ実施手順において「重要な情報はパスワードを設定し管理する。」「パスワード管理を徹底する。」という記載を行うのみであり、具体的な記載とはなっていない。これは、大学で保有する重要な個人情報を扱う情報システムは、外部のインターネットとは物理的に切り離しており、情報の盗難や漏えい等のリスクが低いからであるが、人的要因による情報漏えいの観点から、パスワード設定のルールや、更新期限の設定等も含めたパスワードポリシーを設定し規定化すべきである。</p> | | |
| 掲載ページ | 243 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>パスワードの管理については、個人情報保護管理要綱及び情報セキュリティポリシー等において、「パスワード管理を徹底する」等、記載しているものの、具体的に規定している規程・要綱等がありませんでした。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>青森市情報セキュリティポリシーを参考に、令和2年6月に「公立大学法人青森公立大学情報セキュリティポリシー実施手順」において、パスワード管理を具体的に規定化しました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見53 |
|--|---|------|-------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | その他の指摘事項及び意見について | | |
| | 情報管理にかかる事務 | | |
| | USBメモリの管理について | | |
| 意見 | <p>青森公立大学では、データの受渡し等を行うためUSBメモリを所有しているが、管理簿による管理は行っていない。また、USBメモリの取扱いについてはセキュリティ実施手順において「出所不明なUSBメモリは使用しない。」「パソコンにUSBメモリを接続する場合には、USBメモリ内のウイルス検索を行う。」といった記載が行われているのみである。</p> <p>USBメモリは、小型、軽量、大容量であり、パソコンに接続が容易であること等のメリットがあるため利用されることが多いが、小型軽量であるがため紛失しやすく、他の者のPCでも容易に読むことができる等のデメリットも多い。また、紛失等により個人情報に流出した場合には、重大な責任問題に発展することもある。さらに、ウイルス検索ソフトのウイルスパターンファイルが最新のバージョンのものでなかった場合には、ウイルスに感染する恐れもある。これらのリスクに鑑みれば基本的にはUSBメモリの使用は控えるべきであると考え、使用せざるを得ない場合には大学としての管理をより厳密にする必要がある。大学で保有する重要な個人情報を扱う情報システムは、外部のインターネットとは物理的に切り離しており、情報の盗難や漏えい等のリスクが低いからであるが、人的要因による情報漏えいの観点からUSBメモリは大学所有のもの以外は認めない、施錠できる場所での保管、管理簿による管理(貸出、返却の記録、定期的な棚卸等)、使用されたUSBメモリからのデータ消去の確認等を規定化し、運用していくことが必要である。</p> | | |
| 掲載ページ | 244 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>USBメモリの管理については、情報セキュリティポリシー等において、「出所不明なUSBメモリは使用しない」等、記載しているものの、具体的に規定している規程・要綱等がなく、また、管理簿による管理等を行っていませんでした。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>青森市のUSBメモリの管理・運用に関する規定や運用を参考にしつつ、本学におけるUSBメモリを使用状況や必要性を検証したうえで、令和2年6月に「公立大学法人青森公立大学情報セキュリティポリシー実施手順」において、USBメモリを管理簿により管理するなど、その管理方法や運用を規定化しました。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見54 |
|-------|---|------|-------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 「国際芸術センター青森」運営管理事務 芸術センター単体のセグメント情報の作成・開示について | | |
| 意見 | <p>公共的な施設の有効性を検証するためには、来場者数やアンケート結果に基づく事業効果を把握し、生じたコストと比較することが求められるが、青森公立大学では、芸術センター単体でのセグメント情報の作成・開示は行っておらず、その損益・収支状況は不透明であるため、発生したコストに基づく適切な評価を行えない状況にあるといえる。</p> <p>地方独立行政法人会計基準(以下、当意見において会計基準とする)では、セグメント別の損益等の開示を求めているものの、現状の大学の会計方針として、大学全体を単一のセグメントと判断し、芸術センター単体でのセグメント設定・開示は行っていない。会計基準注解37では「公立大学法人においては、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。」と規定している。</p> <p>ここで、大学全体を「芸術センターセグメント」と「教育・研究を行う大学セグメント(芸術センター以外の部分)(以下、大学セグメントとする)」とに分けるとする。公立大学法人化前に、青森公立大学と芸術センターは分離していたことから、会計基準注解37にいう「複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考」にする場合には、両者別のセグメントとして設定することが合理的と考える。また、大学セグメントは経済系の教育研究機関としての機能を果たし、芸術センターセグメントは芸術文化を作り上げることや芸術を通じて広い視野と深い教養を学生・市民に与える機能を果たしていることから、各セグメントを設けることは「施設の機能別」にセグメントを設定するとする会計基準注解37と整合する。加えて、芸術センター単体の差引収支は、△62,175,037円と大学全体の行政サービス実施コスト約6億円と比較した場合であっても金額的重要性が認められること、展覧会等は大部分を芸術センター単体で企画運営している事実からもその質的重要性が認められる。</p> | | |
| 掲載ページ | 248 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | <p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>国際芸術センター青森については、財政面において、管理運営経費の大部分が大学全体の運営に係る経費として市からの運営費交付金で賄われており、また、業務面において、本学の教育研究組織との位置付けから教育・研究との連携が図られている現状に鑑み、セグメント設定を行っていませんでした。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>令和2年度決算から、国際芸術センター青森の収支状況等について事業報告書に記載することとしました。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見55 |
|---|---|------|-------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 「国際芸術センター青森」運営管理事務 芸術センターにおける自己収入の獲得について | | |
| 意見 | <p>来場者・利用者一人当たりコストを低減させるための方法として、芸術センターにおいて自己収入を獲得することがあげられる。</p> <p>芸術センターでは展覧会等を実施しているが、入場者から入場料は徴収していない。この理由としては「芸術センターには敷地内の森の散策に訪れたり、大学に来たついでに寄る来館者も多くあり、入場料を設定することによって、そのような展覧会に対する期待値の低い来館者が来なくなる可能性があること」をあげているが、高額な来場者・利用者一人当たりコストを勘案した場合に、やはり入場料の徴収を検討すべきではないだろうか。受益者負担の原則から、特にその利益を受ける者(入場者)が一定割合の負担を行うべきと考える。また、公共の美術館で入場料を徴収しないケースは少数派にあると思料される。</p> <p>その他、大学は入場料を徴収しないとする根拠を、チケット印刷や現金管理等のコストが増すためとも説明しているが、現状でコストに対する分析・検討文書はないため、早期にコストの分析・検討の実施を行うことを求めたい。どうしても入場料徴収が難しいと判断する場合には「(意見50)寄附金募集機会の拡充について」とも関連するが、展覧会等入場者に対して寄附を求めること、入場料を寄附制とするといった事項も検討されたい。</p> | | |
| 掲載ページ | 249 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 | 【改善済】 |
| | 指摘事項・意見についての経緯 | | |
| | <p>国際芸術センター青森は、さまざまな芸術創作や鑑賞の機会を通じてアーティストと学生や市民との交流を図るとともに、大学の研究機関としてその実践的研究を地域に還元し、青森市民の芸術に対する意識醸成を図ることを目的として開館しました。</p> <p>常設展示のある美術館と国際芸術センター青森とは目的や性質及び施設設備の違いがあり、単純に比較することはできない状況にあること、また、施設の目的及び性質上、有名アーティストの個展等の実施が困難であることから、他の公設美術館と同等の入場料設定では来場者低下を招く可能性があることを踏まえ、開館以来、展覧会の入場料は無料としてきました。</p> | | |
| 今後の改善予定等 | | | |
| <p>令和2年6月にホームページ上で寄附の受付を開始し、寄附金募集の働きかけをしました。</p> <p>また、より一層の自己収入獲得を推進するため、令和2年度中にコストに対する分析・検討を実施し、展示会等の際に入場料等を徴収するための制度設計等を進めていきます。</p> | | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見56 |
|-------|--|------------|------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 「国際芸術センター青森」運営管理事務 芸術センターにおける支出の抑制について | | |
| 意見 | <p>来場者・利用者一人当たりコストを低減させるための方法として、芸術センターにおける支出を低減させることがあげられる。</p> <p>芸術センターでは芸術センターの広告宣伝を目的に、各展覧会等の記録集及び年度報告書(以下、記録集等とする)を作成し、市内の中学校・高校、全国の美術館・美術大学・アーティスト等の関係各者へ無料で配布を行っている。記録集等を読んだ者がインフルエンサーとなることによる宣伝効果を狙っている。記録集は高品質なものであり(イメージとして書店で売られている美術書・写真集と同様の品質)、平成30年度は記録集等の作成に612万円、その他、編集を行う職員人件費も発生していることから記録集等に相当なコストが費やされていることがわかる。</p> <p>確かに、全国の美術館やアーティスト等へ向けて芸術センターの情報を高品質な媒体で発信することは、芸術センターのプレゼンス向上に大きく寄与し、集客面や、良質なアーティストの招集が可能となるといったメリットも十分に認められるところではある。一方で、過年度より記録集による宣伝を続けているにも関わらず、来場者一人当たりコストが8,564円と高額である現状は、コストに見合った宣伝効果が得られていないことを示しているともいえる。大学には今一度、記録集等を作成することによる効果を検証してほしい。</p> <p>また、記録集等の配付部数は作成部数の半数程度に留まり、残存分は芸術センターで保管し、個人の要求に基づき無料で進呈しているとのことであるが、記録集等は書店で売られているレベルの品質であり、コストも相応に発生している。このようなケースでは、個人から原価相当額を徴収すべきである。併せて、適切な作成部数の検証も望まれる。</p> <p>その他、作成はしたもののアーティストの要望により配布を行っていないことから1冊あたり単価が5,832円と高額になっている記録集等もある。このことは、計画外の事象が発生したことにより無駄なコストが生じたことを示唆する。今後は、記録集配付について合意することを展覧会等への参加条件とすることや、事前にアーティストと密にコミュニケーションをとることにより、記録集等の配付が行えない場合は事前に記録集作成を中止するといった対応を求めたい。</p> | | |
| 掲載ページ | 250 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善 【改善済】 | |
| | <p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>国際芸術センター青森で作成する記録集は、施設の活動記録・情報発信及び市民への芸術意識の醸成促進、並びに参加アーティストの情報発信、日本及び青森での文化活動の記録と継承を目的に無償配布しています。また、芸術作品の情報掲載のためカラー画像等に一定の品質を保つ必要があるため、昨今の紙代及び印刷代の高騰している状況においては仕様を工夫するなど、制作経費の上昇を抑えることに努めてきました。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>令和元年度においては、仕様において紙質やページ数を調整し、前年度と同じ仕様で制作した場合と比較して約25万円程度のコストを抑えて作成しました。</p> <p>今後においては、有名なアーティストの記録集については全国書店等での販売を検討するとともに、その他アーティストの記録集の販売についても、その方法及び価格設定について検討するなど、引き続き、制作経費の上昇の抑制に努めていきます。</p> | | |

令和元年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

| | | No | 意見57 |
|-------|--|--------|------|
| 担当課 | 企画部企画調整課 | | |
| 項目 | 事業の経済性、効率性、有効性について | | |
| | 「国際芸術センター青森」運営管理事務 芸術センターにおける利用者増加への取組について | | |
| 意見 | 一人当たりコストを低減させるための方法として、芸術センター利用者を増やすことが考えられる。利用者増加施策について以下3点意見を述べる。 | | |
| | <p>i 展覧会等の対象者について 平成30年度における展覧会等の記録集を閲覧した限り、いずれの展覧会等も実験的・前衛的な内容であるとの感想を持った。展覧会等入場者数は平成29年度:6,519人、平成30年度:3,886人と平成29年度に多数の者が来場していることがわかる。この理由としては、平成29年度において幼児・小学生が遊べる遊具型の作品の展示を行っており、親子連れの来場が多数あったためとのことである。全市民に芸術に親しんでもらうという芸術センターの目的に鑑み、今後集客を見込める幼児・親子連れ向けの展覧会等の開催を年に一回程度でも加えることにより、利用者増加を見込むことは有効であるものとする。</p> <p>ii 広告宣伝について 平成30年度の芸術センターにおいて、最もコストを費やしている広告宣伝方法が前述した記録集等の配付である。記録集等の配付は一定の広告効果があると考えられるが、その対象はあくまでも美術館やアーティスト等といった芸術方面への感度の高い者である。今回の監査で複数回現地へ行ったが、芸術センターの建物は安藤忠雄氏の設計であり開放的かつ洗練された空間であるとの印象を持った。今後、現在行っているWebや新聞・雑誌、地元局情報番組告知等の媒体の活用に加え、テレビCM等の様々な媒体の活用により、現状で芸術にあまり親しみのない者をターゲットにした広告戦略を展開し、一度来てもらうことで創作体験での小学生対象のリピーター対策に加え、リピーターとなってもらう等の方法の検討も一考であろう。</p> <p>iii 学生利用の促進について 芸術センター現地視察を実施したところ、学生があまり利用していないとの印象を持った。芸術センター中央広場にテラス席を多数設置して学生が休憩や食事をできるようにすることや、アーティスト・イン・レジデンスにより学内に滞在しているアーティストが講師となり単位付与型の集中講義を実施すること、その他芸術センター中央広場にて講義を行うこと(青空講義)等の検討により、学生にとって一層身近に感じられる芸術センターの利用が望まれる。</p> | | |
| 掲載ページ | 251 | | |
| 対応 | 対応方針 | 個別改善検討 | |
| | <p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>i 展覧会等の対象者について 国際芸術センター青森では、様々なアーティストを招へいし、アーティストが国際芸術センター青森に滞在し、市民と交流しながら制作した作品の展覧会を開催し、利用者増加を図っているところ。</p> <p>ii 広告宣伝について 以前は展覧会のテレビCMを行っていましたが、コスト高のため現在は行っておらず、現在の主な広告は、チラシ・ポスター配布、新聞広告、タウン誌広告及び公式Webサイトで行っております。 また、創作体験参加の小学生には再来訪時に特典がある「また来てねカード」を配布し誘客促進を図っています。</p> <p>iii 学生利用の促進について 学生の利用状況については、新入生向けに春のオリエンテーション内において、学芸員が国際芸術センター青森の紹介と利用呼びかけを行い、昼休憩で国際芸術センター青森のラウンジ利用や、周辺の散策に利用されています。 また、授業においては、実技の授業を国際芸術センター青森の施設で実施しているところ。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>i 展覧会等の対象者について 招へいアーティストの作風にも依りますが、展覧会は本来全ての人に向けて作られるものであるため、子供や親子連れの鑑賞者が展覧会により来やすく感じられるような広報や鑑賞方法の提案、関連イベントの実施等を検討します。</p> <p>ii 広告宣伝について コスト面を考慮し、無料でPRできる地元放送局の情報番組、動画配信及びSNS、地元新聞のコラム等の積極的な活用を推進します。 また、有名なアーティストの記録集の全国書店等への流通及び販売の検討、令和3年度の開館20周年に向けた公式Webサイトのリニューアルを実施します。</p> <p>iii 学生利用の促進について より一層の学生利用を促すため、滞在アーティストや事業実施の状況を踏まえて交流イベントの実施や芸術センター中央広場のテラス席増設等を検討します。</p> | | |